

255.1  
179



\*0042235001\*

0042235-001

255. 1-179

興亞日本教育史

日本教育振興会・編

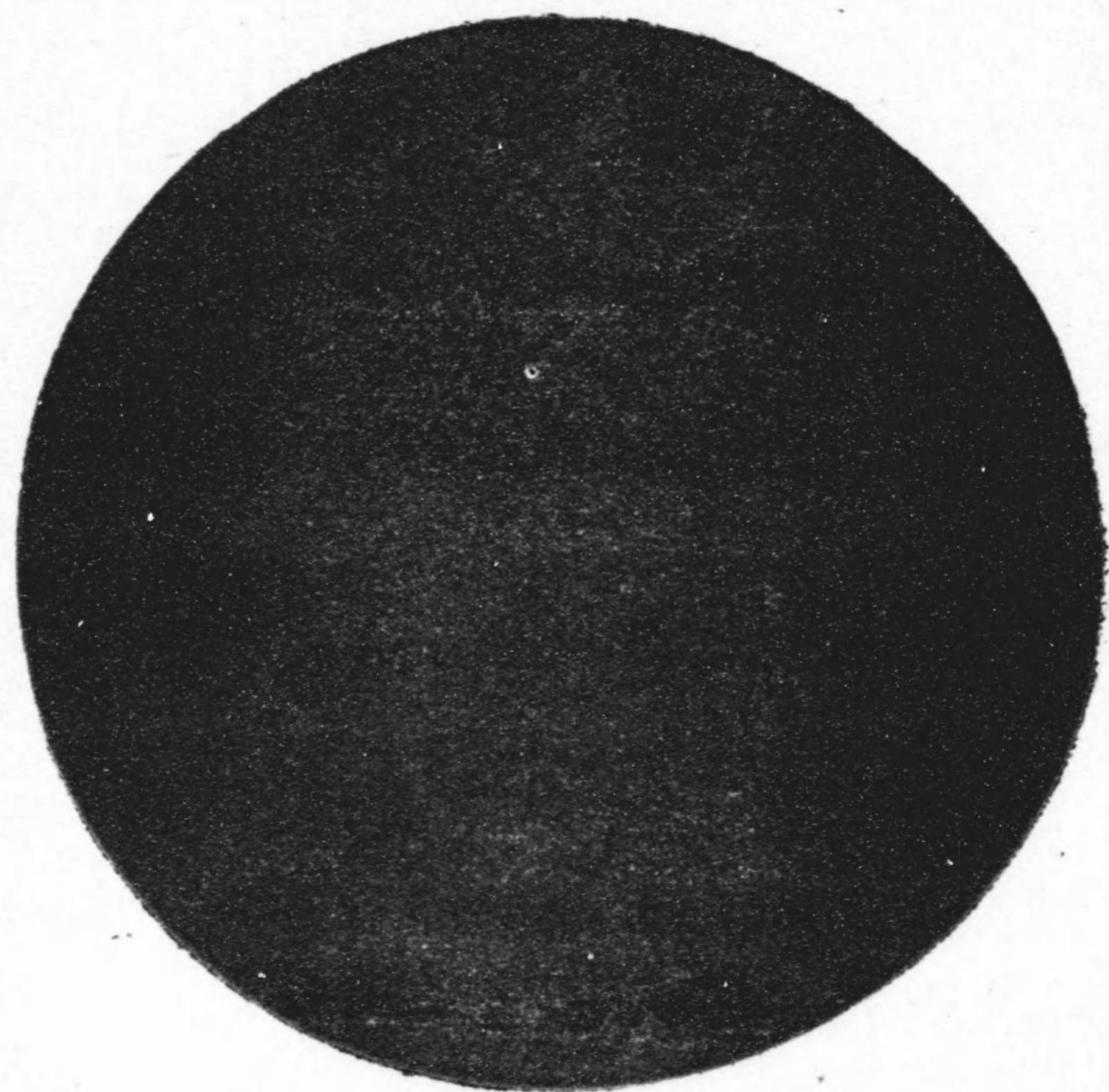
日本教育振興会

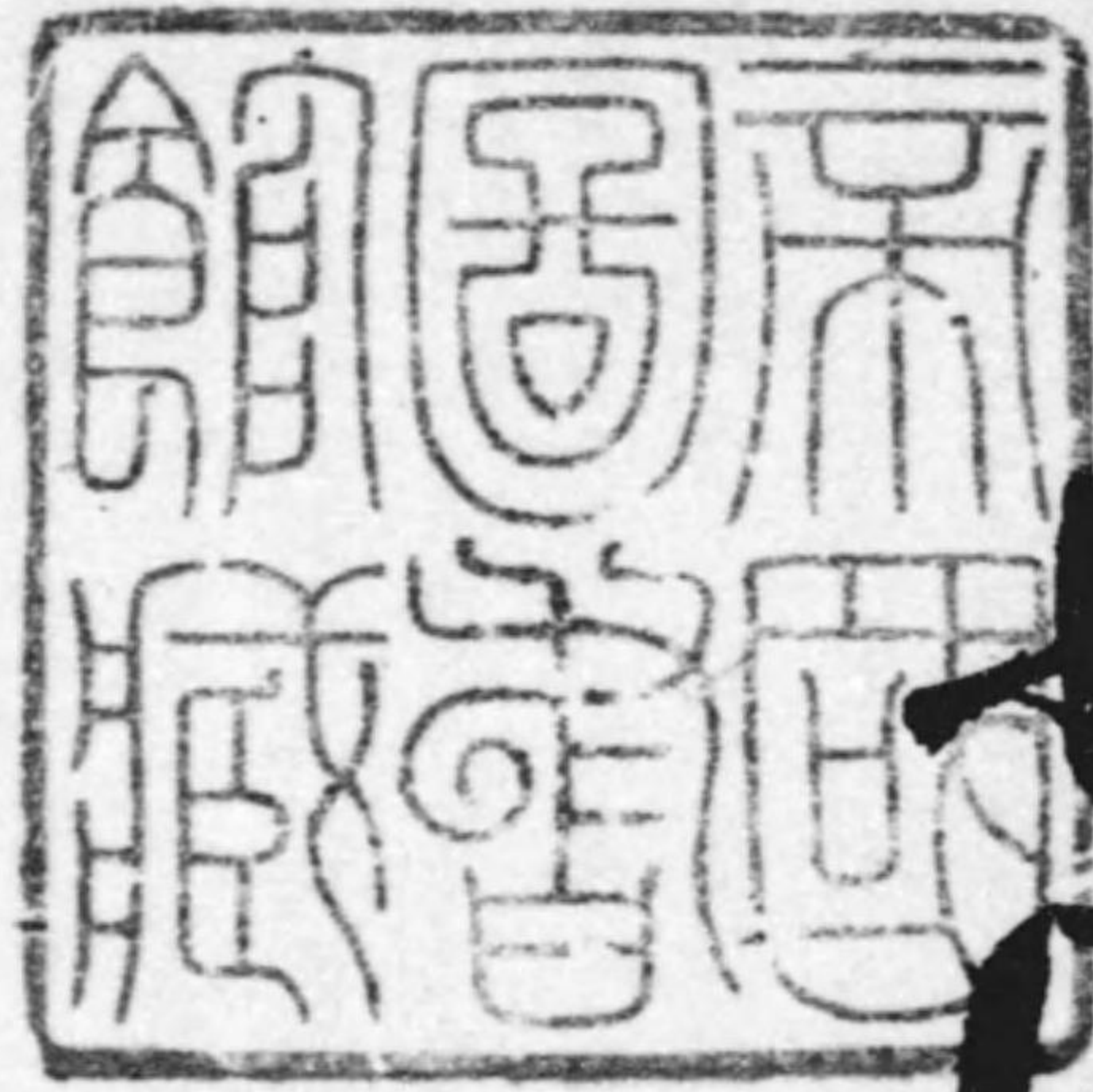
上. 下

昭和17

AHC

187





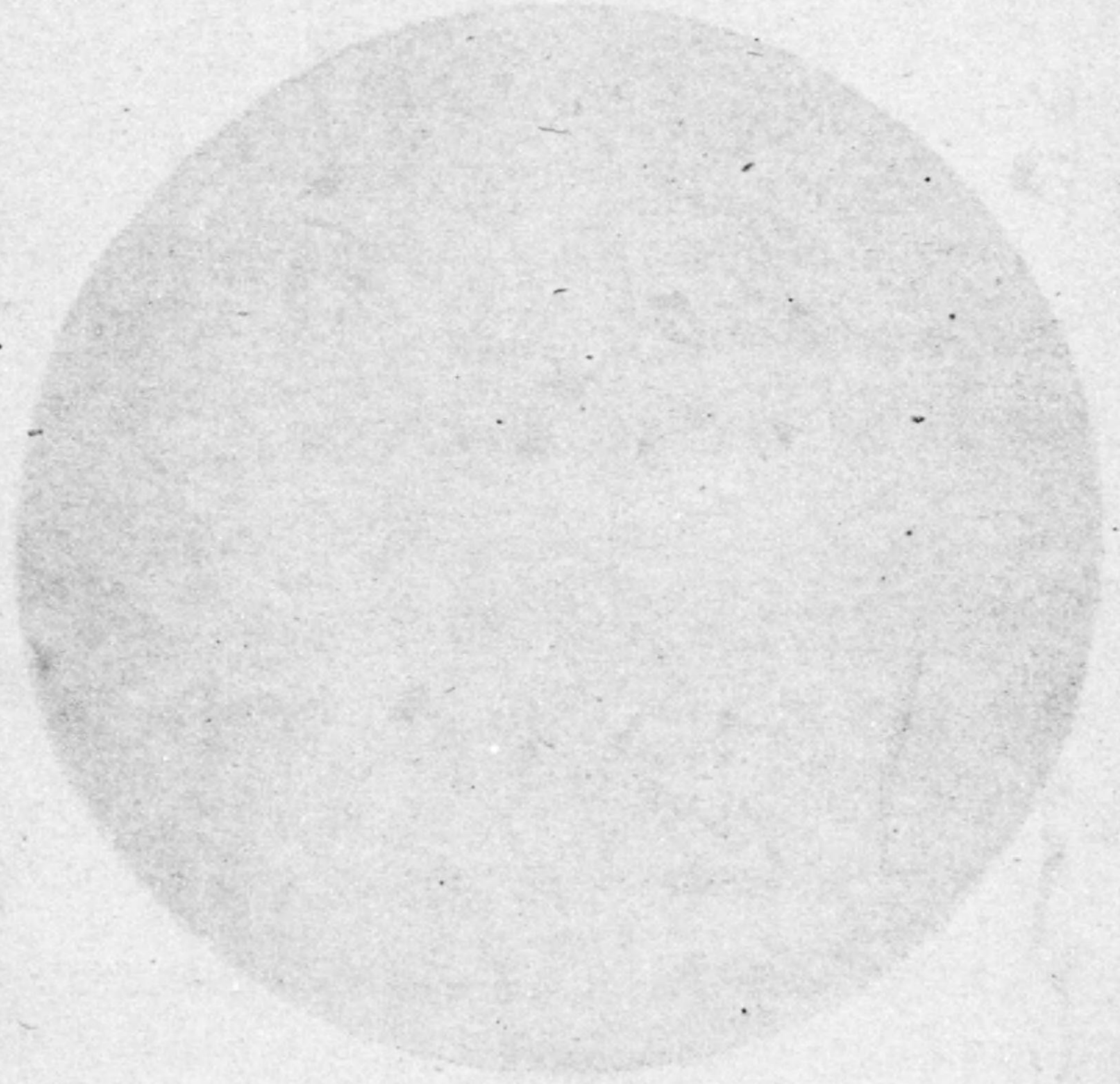
蘭  
村

蘭  
村  
之  
行  
禮

教育塔  
永



題氏郎次秀田永 員議院族貴 長會育教國帝



## 緒言

255.1  
179

- 一、本書は太古より現今に至る我が教育制度及び、教育思潮の發達過程を叙述したものであつて、編纂の便宜上これを各時代別に區分し、出来る限り其の時代の持つ特異性を活かすことに心がけた。
- 二、本書は實際教育に携はる者の便宜を目標として編纂したものであつて、從來の教育史には或は教育制度の研究に重きを措けるあり、單に教育思潮のみに傾けるあり、又上代を祖に明治以後に重點を置けるあり庶民教育のみに關するあり、之等は何れも大家の著述で、其の内容の優秀なるは勿論であるが、各々其の特色の偏重せるの憾なしとせず、随つて實際教育家が、僅少の時間と努力とに依つて日本教育史の概念を獲得するには不便の傾あり之等の缺點を補足する意味に於て、諸大家の説を総合的に編纂した。
- 三、本書は教育と云ふ字義を極めて廣義に解釋して編纂に當つた。従つて取扱つた範圍も廣く、或は宗教に、或は美術工藝に、其他教育に直接關係を有せざる如く見ゆる方面にまで言及した。これ等は前述の意味に於ける則面的効果を求め様としたことに他ならぬ。
- 四、上代の家庭教育と和歌は密接なる關係あり、依つて本書には和歌に關しては相當に詳細に言及した。紀貫之等のことに就いて詳細に失する位述べたのも即ちその意味に基けるものである。
- 五、明治五年の學制頒布以後大正時代に至るまで、數度に亘つて學制に變革あり、其の都度法令の改正を見たが夫等の法文に就いては紙面の都合上極めて必要なるもの以外は割愛した。

六、本書の編纂に當りては、極めて廣範圍の文献を參考としたが就中吉田熊次氏著『本邦教育史概説』、安達久氏著『日本教育思想史』、文部省編纂『學制五十年史』、高橋俊乘氏著『日本教育史』等に負ふところが多く、これ等の著書そのまゝ引用した部分も相當あり、今更先輩の眞摯なる研究に對して深甚なる感謝を捧ぐる次第である。

七、本書の編纂に關し色々御指導を賜はつた先輩諸家に深く敬意を表し、特に文部省指導部長近藤博士、文學博士入澤宗壽、文學博士松原寛、文學博士山本信哉等の諸先生に謹んで感謝の念を捧ぐるものである。

編 者 識

亞興 日本教育史目次 (上篇)

第一章 緒論	一	第三節 固有思想に依る教育	元
第二章 總論	七	一 教育の根本精神	元
第三章 太古の教育	六	二 國民性と教育	元
第一節 日本民族の成立	六	三 教育の機會	三
一 時代の概況	六	第四章 上古の教育	三
二 大和民族	七	第一節 漢字の渡來と教育	三
三 其他の種族	八	一 漢字の渡來	三
四 種族の同化	九	二 家職世襲と教育の沈滞	三
五 太古の社會狀態	〇	三 始めて國史を置く	三
六 太古の家庭組織	三	四 我が國民思想と儒教	三
第二節 太古の文化	四	五 孔子以前の諸説	三
一 固有文化	四	六 孔子と其思想	三
二 日常生活と文化	四	七 孔子と其教育	三
三 古代人の宗教	五	八 我が國民への影響	三
四 古代の文學	五	第二節 佛教の渡來と教育	四
		一 佛教の渡來	四

二 僧侶と文學……………	四三
三 當時の風潮……………	四三
四 諸制度の改正と學問の獎勵……………	四四
五 留學生と我が教育……………	四六
<b>第三節 支那上代の教育……………</b>	四八
一 我が學制と支那との關係……………	四八
二 支那上代の文化……………	四八
三 周の興隆と諸制度の發達……………	五〇
四 當時の學制……………	五一
五 教育の目的……………	五一
六 漢時代の教育……………	五三
七 唐時代の教育……………	五五
<b>第四節 上古の教育思潮……………</b>	五七
一 上古の思想概括……………	五七
二 我が國固有の思想……………	五七
三 儒教の傳來と我が思想界……………	五八
四 佛教の傳來と思想の變動……………	五八
<b>第五章 奈良朝時代の教育……………</b>	六〇
<b>第一節 大化改新と教育……………</b>	六〇
一 時代の概況……………	六〇

二 教育の制度……………	六一
三 大化新制に依る教育の發達……………	六一
<b>第二節 大寶令の制定と教育……………</b>	六三
一 大寶令の學制……………	六三
二 大學の所屬……………	六三
三 大學寮の官制……………	六四
四 大學の學科……………	六五
五 修學の情況……………	六六
六 大學の入學法……………	六七
七 大學の學費……………	六八
八 大學の維持法……………	六九
九 學問科……………	七一
二、其他の學校……………	七三
一 國學……………	七三
二 府學……………	七五
三 諸寮……………	七五
<b>第三節 貢舉……………</b>	七七
一 貢舉の謂……………	七七
二 貢舉の科目……………	七七
三 貢舉と叙位……………	七八
四 貢舉の性質……………	八〇

<b>第四節 家庭教育……………</b>	八二
一 萬葉集と家庭教育……………	八二
二 和歌の教育……………	八三
三 漢學の教育……………	八三
四 其他の家庭教育……………	八三
<b>第五節 社會教育……………</b>	八四
一 文化の曙光……………	八四
二 國史の編纂……………	八五
三 詩文の撰述……………	八六
四 施藥院の創設……………	八九
五 悲田院……………	九一
六 國分寺の新設……………	九二
七 圖書館の設立……………	九三
八 文字の製作……………	九四
<b>第六節 奈良朝人の思想に就て……………</b>	九八
一 奈良朝人と萬葉集……………	九八
二 柿本人麻呂……………	九九
三 山邊赤人……………	一〇三
四 山上憶良……………	一〇三
五 大伴旅人……………	一〇五

六 大伴家持……………	一〇六
七 女性の思想……………	一〇七
<b>第七節 學術の隆昌と佛教……………</b>	一〇九
一 佛教普及の情況……………	一〇九
二 宗派に就て……………	一一〇
三 奈良朝時代の佛教の特質……………	一一三
四 教育に與へた間接的影響……………	一二四
<b>第八節 奈良朝時代の教育思潮……………</b>	一二六
一 時代の特色……………	一二六
二 生活様式と教育思潮……………	一二七
<b>第六章 平安朝時代の教育……………</b>	一三三
<b>第一節 時代の概況……………</b>	一三三
一 固有文化の曙光……………	一三三
二 文化の中央集中……………	一三三
三 階級意識の對立……………	一三三
四 教育の隆昌……………	一三四
<b>第二節 平安遷都と學制の變遷……………</b>	一三五
一 平安朝初期の大學……………	一三五

二 入學規定……………	二六
三 勸學田の追加……………	二六
四 職田の制定……………	二九
五 教科の追加……………	三〇
六 國學の普及……………	三三
<b>第三節 漢學の興隆と教育……………</b>	三三
一 諸帝の教育獎勵……………	三三
二 漢學の隆盛……………	三三
三 明法紀傳書の編纂……………	三七
四 書道……………	四一
<b>第四節 私學の勃興……………</b>	四三
一 私學發生の原因……………	四三
二 弘文院……………	四四
三 勸學院……………	四五
四 學館院……………	四六
五 獎學院……………	四六
六 文章院……………	四七
七 綜藝種智院……………	四七
<b>第五節 新興宗教と教育……………</b>	四八
一 佛敎界の弊風……………	四八

二 天台眞言の新興……………	一五〇
三 天台宗……………	一五〇
四 眞言宗……………	一五一
五 兩大師の社會敎育……………	一五三
六 淨土宗……………	一五三
<b>第六節 國文學の發達と教育……………</b>	一五四
一 國文學の曙光……………	一五四
二 平假名の發明……………	一五五
三 和歌の興隆と敎育……………	一五七
四 歌集の編纂……………	一六〇
五 紀貫之と家庭敎育……………	一六三
六 家庭敎育と和歌……………	一六三
七 散文の發達……………	一六四
<b>第七節 散文學と女子敎育……………</b>	一六五
一 女子敎育と假名文字……………	一六五
二 女子敎育の向上……………	一六六
三 女流作家の輩出……………	一六七
四 紫式部と源氏物語……………	一六七
五 清少納言と枕草子……………	一六八
六 其他の女子文學……………	一六九

<b>第八節 家庭生活と敎育……………</b>	一七〇
一 生活情況……………	一七〇
二 女性の家庭的地位……………	一七一
三 子供の敎育……………	一七三
四 男子の敎育……………	一七三
五 敎育の目的……………	一七四
六 技藝の敎育……………	一七六
七 女子の家庭敎育……………	一七八
<b>第九節 社會敎育……………</b>	一八一
一 一般的推移……………	一八一
二 菅原道眞の敎化事業……………	一八三
三 書庫の發出……………	一八四
四 佛敎の社會敎化……………	一八五
五 國史の編纂……………	一八六
六 慈善事業……………	一八七
<b>第十節 武士の勃興と敎育……………</b>	一八八
一 秩序の紊亂……………	一八八
二 武士の勃興……………	一八八
三 武士道の發生……………	一八九
四 敎育の普及……………	一九〇
五 田樂の流行と敎育……………	一九一

<b>第十一章 平安朝の敎育思潮……………</b>	一九三
一 平安朝の區劃……………	一九三
二 初期の敎育思潮……………	一九四
三 中期の敎育思潮……………	一九五
四 後期の敎育思潮……………	一九六
五 智的陶冶……………	一九七
六 道德的陶冶……………	一九七
七 藝術的陶冶……………	一九九
八 身體的陶冶……………	二〇〇
<b>第七章 鎌倉時代の敎育……………</b>	二〇一
<b>第一節 時代の概況……………</b>	二〇一
一 源平二氏の擡頭……………	二〇一
二 武家政治と敎育……………	二〇三
三 敎育の表面的傾向……………	二〇三
四 庶民階級の擡頭……………	二〇三
五 新興宗教の庶民敎化……………	二〇四
<b>第二節 敎育の趨勢……………</b>	二〇四
一 古典趣味……………	二〇四
二 慣例の尊重……………	二〇五
三 敎育の範圍……………	二〇六



四 教育の普及	三〇八
五 家學の衰微	三〇九
六 教育の二潮流	三二〇
<b>第三節 武士の教育</b>	三二〇
一 東國人の特質	三二〇
二 實踐教育の奨励	三二一
三 尊王心の養成	三二二
四 信仰心の養成	三二三
五 義務觀念の養成	三二六
六 意志教育	三二七
七 實行教育	三二七
八 感情教育	三二八
九 自力の鍛鍊	三二九
十 秩序觀念の養成	三三一
十一 勤儉寡慾の教育	三三三
<b>第四節 武士道の發達</b>	三三三
一 武士道の起源	三三三
二 禪宗と武士道	三三八
三 武士道の發達	三三〇
四 武士道と騎士道	三三三
五 武家の家訓	三三四

<b>第五節 新興宗教の活動</b>	三三八
一 新佛教の起因	三三八
二 淨土宗と民衆教化	三四〇
三 禪宗と武士の教化	三四三
四 眞宗と庶民教化	三四三
五 日蓮宗	三四七
六 新興佛教の特色	三五二
<b>第六節 學問の新傾向</b>	三五四
一 漢學の衰微	三五四
二 軍記物の流行	三五五
三 説話物の擡頭	三五七
四 歌道の推移	三五八
五 歌集の編纂	三五九
<b>第七節 家學及び其他の教育</b>	三六〇
一 家學の衰微	三六〇
二 有式學	三六〇
三 法律學	三六一
四 紀傳道	三六一
五 新學派の由來	三六三
六 書道	三六四
七 繪畫彫刻	三六四

<b>第八節 家庭生活と教育</b>	三六五
一 生活の情況	三六五
二 家庭に於ける男性の位置	三六六
三 子供の教育	三六七
四 體育	三六八
五 特殊教育	三六九
<b>第九節 女子教育</b>	三七〇
一 女性の社會的位置	三七〇
二 女子の教育機關	三七一
三 和歌の教育	三七一
四 實踐教育	三七三
五 女子教育の理想	三七四
六 實踐教育の尙ばれた原因	三七五
七 手藝の教育	三七六
八 女子の體育	三七六
<b>第十節 社會教育</b>	三七七
一 時代の概況	三七七
二 勤王思想の萌芽	三七七
三 社會教育の情況	三七八
四 佛教の社會教化	三七九
五 金澤文庫	三八〇

<b>第八章 室町時代の教育</b>	三八九
<b>第一節 時代の概況</b>	三八九
一 復古思想の擡頭	三八九
二 秩序の紊亂	三八九
三 足利氏の奨學	三九二
四 貴族教育の不振	三九二
五 庶民教育の振興	三九二
六 吉利支丹の渡來	三九三
<b>第二節 勤王思想の發達</b>	三九三
一 復古思想と勤王	三九三
二 勤王の諸將	三九三
三 大義名分の思想	三九五
四 織田豊臣氏の勤王	三九七
<b>第三節 武士の教育</b>	三九七
一 武士氣質の複雑化	三九五

二 實踐教育……………	三九
三 自力の鍛錬……………	三〇
四 禪定の目的……………	三〇
五 信仰心の養成……………	三〇
六 忠誠心の養成……………	三〇
七 意志教育……………	三〇
八 武士の智育……………	三〇
九 情操教育……………	三〇
十 體育智育……………	三〇
<b>第四節 學校教育……………</b>	三〇
一 官學私學の衰微……………	三〇
二 足利學校……………	三一
三 基督教の學校……………	三一
<b>第五節 五山の教育……………</b>	三一
一 僧侶の教育……………	三一
二 朱子學と玄惠……………	三一
三 五山と教育……………	三一
四 禪僧と漢學……………	三一
<b>第六節 寺子屋の起原……………</b>	三一
一 寺院教育の發達……………	三一

二 就學の情況……………	三三
三 寺院教育の内容……………	三三
四 智的陶冶……………	三三
五 習字の教育……………	三三
六 學習の情況……………	三三
七 學習の目的……………	三三
<b>第七節 基督教の傳來と教育……………</b>	三三
一 當時の宗教界……………	三三
二 禪僧の社會教化……………	三三
三 日蓮宗の活躍……………	三三
四 眞宗の庶民教化……………	三三
五 基督教の傳來……………	三三
六 基督教の布教……………	三三
七 基督教の社會教化……………	三三
八 基督教徒に依る文化の開發……………	三三
九 基督教の教育……………	三三
<b>第八節 家庭生活と教育……………</b>	三三
一 生活情況……………	三三
二 子供教育……………	三三
三 智育……………	三三

四 體育……………	三四
五 趣味の教育……………	三四
<b>第九節 女子教育……………</b>	三四
一 女子の家庭的地位……………	三四
二 女子教育の不振……………	三四
三 貴族の女子教育……………	三四
四 武家の女子教育……………	三四
五 庶民の女子教育……………	三四
六 其他の教育……………	三四
<b>第十節 家學其他の教育……………</b>	三四
一 家學……………	三四
二 書道……………	三四
三 繪畫彫刻……………	三四
<b>第十一節 社會教育……………</b>	三四
一 時代の概況……………	三四
二 社會教育不振の原因……………	三四
三 書庫の經營……………	三四
四 史書其他の編纂……………	三四
<b>第九章 江戸時代の教育……………</b>	三四

<b>第一節 時代の概況……………</b>	三四
一 文化の普及……………	三四
二 思想界の一轉機……………	三四
三 文運の隆昌……………	三四
四 庶民の文化的向上……………	三四
五 徳川氏の中央集權制……………	三四
六 徳川氏の文教獎勵……………	三四
七 教學の自由……………	三四
<b>第二節 文運の復活……………</b>	三四
一 家康の獎學……………	三四
二 歴代將軍の獎學……………	三四
1、秀忠の法令發布 2、家光と鎖國	三四
3、綱吉と昌平黌 4、家宣と白石 5、	三四
吉宗と教育の普及 6、家齊と異學の禁止	三四
7、青木昆陽と蘭學……………	三四
三 朝廷の御獎學……………	三四
1、後水尾天皇の書籍蒐集 2、後陽成天	三四
皇と慶長勅版……………	三四
四 教育の普及……………	三四
<b>第三節 幕府の教育施設……………</b>	三四
一 學校の創立……………	三四

- 二 昌平贊の沿革…………… 三六〇
- 三 學則の制定…………… 三六一
- 四 寛政の改革…………… 三六三
- 五 修學の狀況…………… 三六四
- 六 教育上の功績…………… 三六六

**第四節 郷學**

- 一 郷學の意義…………… 三六七
- 二 郷學發生の理由…………… 三六八
- 三 郷學の發達…………… 三六一
- 四 教育方針…………… 三九三
- 五 教科の内容…………… 三九五
- 六 郷學の維持法…………… 三九六
- 七 郷學一覽…………… 三九七

**第五節 私塾**

- 一 私塾の意義…………… 四〇一
- 二 私塾の特色…………… 四〇一
- 三 私塾の隆盛…………… 四〇三
- 四 私塾の教育…………… 四〇三
- 1、廉塾 2、懷德書院 3、咸宜園
- 4、松下村塾

**第六節 寺子屋**

- 一 寺子屋の發生…………… 四二一
- 二 寺子屋の發達…………… 四二二
- 三 幕府と寺子屋…………… 四二三
- 四 藩侯と寺子屋…………… 四二六
- 五 就學の情況…………… 四二二
- 六 教科の内容…………… 四二三
- 七 教科書…………… 四二三
- 八 教育方法…………… 四三三
- 九 寺子屋教育の特色…………… 四三七
- 十 寺子屋一覽…………… 四三八

**第七節 朱子學派の教育**

- 一 朱子學の發達…………… 四三七
- 二 藤原惺窩…………… 四四一
- 1、小傳 2、學風 3、教育論
- 三 林羅山…………… 四四三
- 1、小傳 2、學風 3、教育論
- 四 貝原益軒…………… 四四六
- 1、小傳 2、學風 3、教育の根本義
- 4、教育の理想 5、教育法 6、女子教育

**第八節 陽明學派の教育**

- 一 陽明學の發達…………… 四四四
- 二 中江藤樹…………… 四四九
- 1、小傳 2、學風 3、哲學論 4、教育論 5、教育の方法 6、文武論 7、女子教育
- 三 佐藤一齋…………… 四六〇
- 1、小傳 2、教育論

**第九節 古學派の教育**

- 一 古學の唱導…………… 四六六
- 二 伊藤仁齋…………… 四六七
- 1、小傳 2、學風 3、教育說 4、教育法
- 三 荻生徂徠…………… 四九五
- 1、小傳 2、學風 3、倫理論 4、教育論

**第十節 折衷學派の教育**

- 一 折衷學の唱導…………… 五〇六
- 二 細井平洲…………… 五〇七
- 1、小傳 2、教育說

**第十一節 獨立學派の教育**

- 一 獨立學の唱導…………… 五〇六
- 二 三浦梅園…………… 五〇七
- 1、小傳 2、學風
- 三 實學派の教育…………… 五四三
- 一 武士道學派の教育說…………… 五三四
- 二 歴史學派の教育說…………… 五四三
- 三 實學派の教育…………… 五四三

**第十二節 國學派の教育**

- 一 國學の勃興…………… 五二五
- 二 本居宣長…………… 五二七
- 1、小傳 2、學說 3、教育說

**第十三節 其他の教育說**

- 一 武士道學派の教育說…………… 五三四
- 二 歴史學派の教育說…………… 五四三
- 三 實學派の教育…………… 五四三

**第十四節 文藝から見た社會教育**

- 一 文藝の興隆…………… 五四六
- 二 前期の文藝と教育…………… 五四七
- 1、和歌 2、俳諧 3、假名草子 4、瑠璃
- 三 中期の文藝と教育…………… 五五〇
- 1、和歌 2、俳諧 3、川柳 4、淨瑠璃 5、散文
- 四 後期の文藝と教育…………… 五五四

1、和歌 2、俳諧 3、散文

**第十五節 洋學の移入と教育思潮**…………… 五五七

一 洋學の移入…………… 五五七

二 吉宗と書の解禁…………… 五五八

三 蘭學と青木昆陽…………… 五五九

四 蘭學の流行…………… 五五九

五 對譯辭書の出版…………… 五六一

六 洋學所の設置…………… 五六一

七 其他の洋學…………… 五六三

八 教育思潮の對立…………… 五六四

**第十六節 家庭と教育**…………… 五六四

一 家庭生活の概況…………… 五六四

二 子供の教育法…………… 五六五

三 公家の家庭教育…………… 五六六

四 禁裏の御奨學と公家の智育…………… 五六七

五 公家の實踐教育…………… 五六八

六 武家の家庭教育…………… 五六九

1、將軍家に於ける家庭教育 2、藩侯の家庭教育 3、武士の家庭教育 4、庶民の家庭教育

**第十七節 女子教育**…………… 五七三

一 女性の家庭的地位…………… 五七三

二 上流社會の女子教育…………… 五七五

三 下層階級に於ける智的陶冶…………… 五七六

四 實踐教育…………… 五七七

五 江戸時代の女子教育家…………… 五七八

**第十八節 社會教育**…………… 五七九

一 佛敎の社會教化…………… 五七九

1、佛敎の不振 2、僧侶の低下 3、天海の社會教化 4、黄檗宗の傳來

二 心學敎の庶民教化…………… 五八二

1、心學敎の意義 2、石門心學敎 3、心學敎の綱領 4、社會教育の方法

三 報德敎の農民教育…………… 五八七

# 興亞日本教育史

## 第一章 緒論

現代行はるところの教育は、數百年又は數千年の過去に於て、政治、法律、經濟、宗教等凡ゆる社會現象と相交錯して發達したところの、人文現象の成果であつてその源泉は著しく遠い。故に現代の教育を正して理解せんと欲するには、勢ひその起源に遡つて源泉を究めなければならぬ。而して一度びその源泉を知り得たならば、長年月に亘る發展過程を明らかにしなければならぬ。これが即ち教育史を必要とする所以である。

教育史の意義に就いても現在種々の考へ方が行はれてゐる様であるが、その歸するところは教育の理論及び實際の變遷の叙述であつて、各時代の文化現象と相交錯したところの他の文化現象の正しい認識と云ふことに置かれて居る様である。この事に對し大瀨博士は『教育史は種々の國民に於て、古より教育に關し理論

上考究せられ、又實地に行はれたるところを系統的に表明し、以てその教育の變遷發達の狀況を明らかにせむとするものなり」と云ひ、吉田博士は「教育史は、教育の事實の歴史である」と述べ、更に教育史とは何ぞやと云ふ概念を簡明しては「教育史は、教育の實際及び理論の發達を究明することを任務とするものである」と説き乙竹博士はこれに對して「教育史は教育の理論及び實際に關する變遷の叙述である」と唱へて居る。これ等の外に「教育史は、社會的現象の一種である教育と云ふ事實の歴史である」となすものや「教育史は、教育の理論及び實際が如何に變遷し發達して今日に至つたかを叙述するものである」と等と説いて居るが、要するに、教育と云ふ事實の進歩發達の跡を究明することを以て、その任務とする見解に外ならない。古來教育の目的方法に關して學者教育者の樹つる所説は多いが、時代とその時代の文化現象とに應じて教育理論の變遷發達せる情態を明かにし、教育が其の實際上に於て如何に行はれたか、又その制度は如何であつたか、理論と實際との關係は如何であつたか、等を攻究し、幾多の大教育家が一身を犠牲にして教育の改良發達に盡した事蹟を叙し、教育事業の眞の精神と眞の根柢とは、實は教育者其の人存する事を明かにしたものが即ち教育史である。

故に教育史は單なる個々の事實の列擧のみであつては價值に乏しい。尠なくとも個々の事實の相互の關係並に社會に於ける、他の事實との關係を見て、これを一つの體系に於ける個々の現象として認識しなければならぬ。斯くすることに依つて、その教育史に依り教育家の得る所は甚大となつて來、教育家は、過去の正確なる發達過程を認識して、自己の體驗と融合せしめ、其處に一つの見識を確立するであらう。一度び見識を確立したものは、社會思潮の急激なる變遷に遇ひ、諸説の出現に際しても、取捨に迷ふことなく、何れを採るべきであるかと云ふことに對して、正確なる洞察を下すことが出来るであらう。それに依つて自づか

ら穩健妥當なる近路を見出し、極端なる弊風を醸成するが如き結果を招來しないであらう。茲に於て教育史は實際教育に大なる意義を齎すものであると云ふことが出来、斯くあらしめることが教育史の任務である。教育史の價值に就いて述べれば、岡田氏はその著書『日本教育史』中に次の如く引用して居る。

一、教育史は科學的研究心を養ふことが出来る。

教育學を獨立せる學として構成するには、第一にそれが理想の方向を對照とするために、倫理學、美學、宗教學、社會學、歴史學等の文化科學を必要とし、第二には方法としての客體を對照とするに於ては、生物學、生理學、心理學を必要とする。第一規範的科學に、第二は説明的科學に屬するものであるから、教育史の研究は勢ひ規範科學的分野と、説明科學的分野を有するものである。教育史の研究を科學的に行ふ様になつたのは、極最近に屬するものである。教育の價值は、發展的進化的現象としての教育の本質を過去現在に亘つて闡明すると共に、將來の方針を樹立するにある。この意味に於て單に自己の經驗、乃至は意見に依つて、教育を行ふことはまことに暴舉の沙汰である。よつて教育史は、純乎たる史學研究法に依つて教育を研究することによつて、科學的精神を涵養せしむるものである。

二、教育上の思想及び識見を體得することが出来る。

教育史は、教育の理論と實際との推移發達を叙述するものであるから、これを研究することに依つて、教育上の思想を涵養することが出来る。現代の教育を眞に研究し理解せんとせば、まづ故きを温ねて新しきを知らねばならぬ。而してこれが研究は實に教育史によらねばならぬ。

教育史はこれを研究することに依つて、理論及び實際の當否を尋ね、妥當の意見を持つことが出来るのである。また教育史を研究するものは、教育上の新主義、新學説を迎へても、之に盲信することもなければ

ば、天から排斥するが如きこともなく、穩健なる判断と確固なる識見をもつて事に當り、新思想を正當に理解することが出来るのである。

三、教育の改善に資することが出来る。

教育史を研究することに依つて、教育思想を豊潤にし、かねて教育的識見を與ふるに至るものであるから、教育の實際に就いて、絶えず穩健にして、優秀なる向上發展の道を辿り、且つ有効適切なる改善策を講ずることが出来る。これは教育上に於ける史的觀念が發動して、將來を慮りたることによるものである。

四、教育的精神の修養を計ることが出来る。

教育者が教育の理論と方法を會得し、確固たる識見を立て、新方策を工夫し、樹立することは必要であるが、方法は精神に基くものである。されば教育的情操を缺き、教育的精神の修養を怠つて居るときは、一見巧みなる方法によるとも、教育の理想を實現することは至難である。教育は人を陶冶することであり、人の根本は精神であるから、精神生活の旺盛ならぬところには、眞の教育はないと云ふことが出来る。そこで教育者は、教育的精神を修養することが出来る。教育史は古來幾多の教育家が、教育の爲めに献身的につくしたその生涯、思想、學說、人格、事業に接することを得るものであるから、勢ひ教育的興味を惹起しかくしてはじめて専心教育に盡さんとする教育的精神を養ふことが出来るのである。

五、教育者としての人格を向上せしめることが出来る。

教育史上には古今東西の大教育家の事蹟を叙し、その猛烈なる教育活動の状態を叙ぶるものであるから、これを學ぶ者は不知不識の間に、これ等大教育家の鞏固なる信念、高邁なる心情、不撓不屈の大精神等に深刻なる感化影響を受けて、教育者としての人格を向上せしむるに至るものである。

以上の如くその價值を五項目に亘つて詳細に述べて居る。またこの外に、教育史は一の歴史的科學であつて、文化史の缺くべからざる部分であり、人の精神生活の科學に對する大なる價值を認め、一の時代が次の時代に及ぼす影響やこの關係が文化の條件の變化、歴史上地理上の異なる關係のもととつた他種の形式は、精神の歴史の最も興味ある方面でありこの立場に於て構成せられた教育史は一つの立派な科學である。と云ふレーマンの説や、科學的教育の價值を知らず、理論に合せざる實際をもつて得々とするものは、教育史を學ぶことの價值を理解せざるものである。然るに科學のみが生活乃至現象について、明確なる認識を有することを知り、現時は過去の結果であり、現在を正しく認識するには、其の條件、其の根據を究めねばならぬことを理解するものは、現時の教育の眞の務を審にし、教育の歴史的經過を見、これに依つて参考となることを理解する。と云ふ立前から、教育史は教育者をして自己のなしたるところに謙讓ならしめ、隨時生起する教育的現象を正當に評價し得るものである。教育史の基礎なき教育學は、礎石なき建築物の如きものであるから、教育史は教育學の完全にして且つ最も客觀的系統をなすものである。となすシュミットの説や、人世の歴史は人生の生活課題に對する處置の連續である。生活課題は自然に人生の前に展開せられて居るものではない。人それ自らの所産である。混沌たる人生の流や、悠久なる自然の中に、何等かの規定的生産課題を生産することは、精神の目的集法や、注意關心等の働を要するが、要は向上生活の力としての無限の理想性の存在と活動とを豫想せねばならぬ。而してこの事は、生活課題の處境解決に於ける理性なり努力となつて理はれてくるものである。つまりこの無限の理想性は生活課題を生み、且つ育くむ聖母であり、神父の威力をもつ。かくして人は高き文化の歴史を創造しつゝ、無限の方向に進みつゝあるのである。教育史も人生の一部である。教育の生活は、向上的理想と、理想實現とを人間の人格そのもの、發達に求めるものであ

る。教育史は人格發達の過程の一面である。人格發達の過程は、人類の發達國家社會の發達と密接不離の關係にあるから、教育の制度やその思想の變遷を研究することは、世界的には人類の向上に關する研究となり、一國的には一國民の發展に關する内面的研究である。教育史の中で論述せらるゝものは、主として時代を指導する教育教化の制度や、思想の變遷であるが、これは教育史の全體ではない。英雄偉人の歴史は民衆の歴史と相俟つて、一體の人生化をなすものである。民衆の文化民衆の習慣と云ふことは、指導理念が民衆に依つて意識的乃至は無意識的に生活化せられたものである。時代の教風は教育教化の理念が其の時代の一般の教育者や、民衆に依つて生活の中に具體化せられたものである。教育者が教育史を研究することは、教育的活動を全體として研究するのみならず、全體の一部として自己自身を研究しつゝあるものである。其の結果として、全體と自己との關係を了知する。教育史の研究は過去の研究ではない。現在及び未來の研究に意味を有するものである。教育史の研究は教育者自身が、自己を研究することであると云ふことが出来る。又教育史の研究は、單に教育學者、實際教育家等に取つてその指針となるべきものであるのみならず、前述の如く教育史は、其の實體たる教育が社會に於ける文化現象の一つである以上社會研究上に就いても亦重大なる使命を帯ぶものである。斯かるが故に近時漸く教育史の研究は重視され、海外諸國に於ても將又我が國に於てもこれに關する幾多有益なる文献が發表されつゝあることは眞に教育界の爲め喜ばしい現象である。

## 第二章 總論

我が國古代の文化を成すものは、敬神、忠孝、武勇等の思想であつて、敬神は立國の要義とされ、神に仕ゆることを以て政治の要道とした。忠孝は我が國民道德の精髓をなすもので、教育の源泉も亦これに發せられて居ると見ることが出来る。更に武勇に於ては古來我が國民の最も尙んだ氣風であつて、上古は兵農一致國民皆兵の制が行はれて居たので、一般に尙武の氣風が重んぜられるところであつた。これ等の思想が混然融合して我が上代の文化を形造つて居たものであつて、教育はこの時代から父子相傳の方法に依つて行はれて居た。

次いで皇紀九百四十四年即ち應神天皇の十五年、阿直岐が百濟から來朝し、その翌年王仁が論語十卷、千字文一卷を獻じ、菟道之稚郎子皇子がこれに就いて學習した事に依り、はじめて文字に依る教育が行はれたのであつた。爾來三韓から博士、學者等の渡來するものが多く、我が國の文化は著しく高められ、推古天皇の朝には留學生を派遣して、支那、三韓の文物を自發的に取入れ様とする事さへ盛んに行はれるに至つた。斯く文字が移入され、文字の教育が極めて範圍の狭い上流階級文の間に於てであつたが、盛んに行はれる様になつて、我が國の文化内容は著しく複雑化した。この時代以前の文化は上述の如く、我が固有の思想に負ふところであつたが、儒教に依り修身、治國、平天下の道が唱導され、これ等の思想は我が固有の祖先を崇敬し、忠孝仁義を重んずる道德習慣に適ひ却つてこれを補ふものさへあり、大いに我が文化の向上に資す

るところがあつた。其の具體的現はれとして、儒教を大いに學び給ふた稚郎子皇子が、位を仁徳天皇に譲り給ふたが如き、又仁徳天皇の帝徳が高くおはしました如き、儒教に依る教化の表はれと見ることが出来る。斯くの如く儒教は我が國の政治及び道德の發達を助け、後年大いに發達した武士道の如きもこれに負ふところが多かつた。

儒教の傳來に依つて一段と飛躍を遂げた我が國の文化は、更に欽明天皇の十三年佛教が移入されるに當つて、益々複雑化しその内容を高めた。併乍ら佛教の説くところは、未來を主として實際生活を卑下し、生死榮辱を輕んじて一國一家に執着せず、或は動もすれば一切平等を説いて上下の秩序を無視し、或は彌陀を信仰して敬神の風を排斥する等我が固有道德とは頗る趣を異にするものがあつたので、遂に物部、蘇我氏の紛争を惹起するに至つた。が佛教の説く思想は高遠なる哲理に出發してをり、佛陀に對する信仰は人心に一種の慰安を與ゆるところが多く、遂に皇室の尊信を得、次第にその形式の如きをも我が固有の國民性に適合する様に改めたので、佛教は大いに弘まり、國民思想に影響するところが甚大なるものがあつた。

斯くの如く、儒教、佛教は共に皇室に頼つてその文化を傳へ、皇室は當時新文化の先達として、又文化の中心として國民思想の開發に盡すところが多く、教育も菟道稚郎子が王仁に就いて儒教を受け文字を學習したのが宮廷學校の最初であり、續いて推古天皇の朝に出來た法隆寺學問所の如き我が國學校教育の濫觴と見ることが出来る。

斯くの如く開發の途上にあつた我が國の文化は、聖徳太子の出現に依つて更に一層光輝ある建設に進んだのであつた。聖徳太子は我が國上代にその比を見ない大偉人、大思想家、大教育家であらせられ、太子に依つて制定せられた憲法十七條の如きは、我が國法令の基礎を爲すものであり、この外天皇紀、國紀等の修史

を行はせられたのみならず、留學生の派遣、法隆寺學問所の創設等凡ゆる文化事業の建設に力を傾けられ。文化の基礎は漸く固定するに至つた。

續いて天武天皇の大寶元年(皇紀千三百六十一年)大寶令の制定が行はれ、大寶令中には學令に關する規定も設けられ、吾が國に於ける最初の教育制度が樹立された。大寶令の學制は學校の種類を大學、國學とし、大學は京都に、國學は各國に一ヶ所宛設置され、主として官吏養成の教育を掌ることとした。斯くて我が國最初の秩序立つた學校教育が行はれるに至つた。この時代から漸く隆盛となつた漢文學は、各氏族教育機關の獨立を招來し、遂に私學の勃興を見、弘文院、勸學院、淳和院、養學院、學館院、綜藝種智院等の創設となり、教育は速かに隆盛を極むるに至つた。

この外この時代の教育史上特筆すべきことは、専門の學術技藝をその家系の人々が世襲し、その學藝を以つて立つ爲めに家學を興したことであつて、家學は私學の衰微を見た後は、よく専門學術を後代に傳へ、我が學術の命脈を保たしめたのであつた。家學として主なるものは、清原家の明經道、中原、坂上家の明法道、菅原、大江家の紀傳道、三善家の算道等でこの外醫術、天文術等も家學として傳へられたところである。

又教育以外に佛教を中心とした社會教化事業も漸く盛んとなり、桓武天皇に依り國分寺の創設が行はれ、孝謙天皇の御代には家毎に孝經一部が藏される等、又施藥院、悲田院等の慈善事業や、圖書館が石上宅嗣に依つてはじめて營まれる等、大いに見えるべきものがあつた。

又教育の勃興は文學の發達に著しい進歩を見せ、王朝時代の頭初に於ては文學は専ら漢文學に限られて居たものが、奈良朝時代の中葉片假名の發明、續いて平安朝には平假名の發明があり、國字勃興の氣運が醸成され、遂に國文學の隆昌を招來し、殊に女子教育は紫式部、清少納言等の輩出に依つて著しく普及を見るに



至つた。

王朝時代に斯くの如く隆昌を極めた教育は、その末葉藤原氏の専權と、奢侈とに依つて漸くその勢力が失墜し、武士が勃興するに當つて學問、教育の事は著しく衰微するに至つた。

即ち源賴朝が鎌倉に幕府を開くや、京都に於ける學問、教育は全く地を拂ひ、文化は鎌倉に移され、往時の隆盛はその跡をさへ止めざる有様となつた。平安頭初に於て最も盛況を示した大學は治承の大火に依り廢絶し、教育は僅かに鎌倉五山の僧侶に依つて支持される如き情態であつた。併乍らこれは王朝時代の貴族階級に於ける學問教育が、武士の勃興に依つて斯くの如く衰退を來したことを示すものであつて、教育の實質は低下したが、その普及は到底上代の及ばざるものがあつた。

學問は斯くの如く衰頹を示したが、この時代に特筆する出來事として、武士道の興起を擧げなければならぬ。武士道は當時の武士階級に發達した一種の道德であつて、吾が國民性の道德的發露と云ふことが出來、古代に於て物部大伴の武臣が忠節を勵み、名譽を尊び、武勇を重んじたこともこの武士道精神の現はれであつて、鎌倉時代武士の勃興に依りこの精神の強烈なる發露を見るに至つた。

源賴朝は始めて天下を統一するや、藤原氏や、近くは平氏の文弱に流れた結果の衰亡を思ひ、専ら簡易、質朴にして堅實の美風を尙び、武士に必要な七項の戒を作り、専ら武士道の發揚に努めた。當時武士階級の教育として最も重んぜられたものは、武士道を骨子として武藝を練磨し、劍術、弓術、馬術、槍、長刀、水練等の武技は勿論、兵法に至る教育まで大いに尊重し、これに反して智育は輕視される傾向があつた。其の結果學問は上代に比して衰頹を示したが、我が國太古の固有道德が、奈良朝時代に於ては佛教に感觸し、續いて平安朝時代に於ては全く唐風に心酔し、一時殆んど我が固有の國民道德を没却せし如き觀があつたの

を、武士道の勃興に依つて固有道德の發揚に盡すところが多く、鎌倉時代から建武中興を經、足利時代にかけて禪學の助けを藉り、徳川時代には宋學の影響を受けて益々發達し、單に武士階級のみならず廣く國民一般の道德となり、遂に教育の骨子とさへさるゝに至つたのである。

鎌倉室町時代の教育は主として寺院に於て行はれたものであつたが、獨り金澤文庫と足利學校は其の中に在つて異彩を放つもので、金澤文庫は北條氏一族の學問所として、又足利學校は足利氏の學問所として、これ等武家の教育上貢獻するところが多かつた。

この時代は又武士階級の勃興と共に庶民の文化的向上が著しく行はれた時代であつて、從來全く等閑に附されてゐた庶民の教育は寺院を中心として僧侶に依つて行はれ、僧侶は布教傳導に従事する旁ら、著述又講筵等に依つて老若男女を教化し、學舎を開いて士庶の教育を司る者等も表はれた。これが即ち寺子屋の起源であつて、吾が庶民教育史上最も重大なる項目と云ふことが出来る。

鎌倉室町時代は女性の活躍は平安朝の如く目覺しいものなかつた。これはこの時代が儒佛の影響に依つて一般に男尊女卑の弊風が行はれたことにも依るが、武士道が隆盛を極め、實踐教育が獎勵された關係上、一般に女性は慎しみ深かる事を以てその美風とされて居たので、平安朝時代の如く女性の表面的活動が行はれなかつたことに依るものである。女性の活動が表面的でなかつたからと云つて、その實質が退嬰的でないことは、この時代の代表的女性の著書たる『乳母のふみ』『めのとの草紙』等に依つて推察することが出来る。

又この時代に特筆すべきこととして僧侶の活躍を擧げねばならない。平安朝時代に於て全く活氣を喪失した佛教は、禪宗の興隆、續いて淨土宗、眞宗、日蓮宗等活氣横溢した新宗教の興隆に依り、僧侶の活躍は著

しきものがあり、親鸞の北陸開拓となり、日蓮の辻説法となり、これ等新興宗教に依り社會教化の實績が著しく擧げられた。又單に佛教の活躍のみならず、室町時代の後期には基督教の渡來があり、從來日本固有の神道と、儒教、佛教の移入に依る國民思想に根本的打撃を與へ、九州各地に基督教の學校を創設する等目覺しい活躍を示した。

鎌倉室町時代の戰國多端を過ぎて、徳川家康が天下の實權を把るや、家康は先づ國を治めんとするには文教を敷くに如かずとし、禁中及び公家、武家等の法度を定め、學問を重んずることを獎勵した。家康に次いで秀忠、家光、綱吉等何れも文教の獎勵に努めたので、學問は急激に復活し、遂に前古その比を見ざる發展を見るに至つた。徳川時代に於ける社會の代表者は上代の如く依然として武士階級に依つて保たれて居たのであるが、この時代の武士階級は戰國時代の武士とは大いに趣を異にし、地方に於ける庶民階級の指導的地位に立ち専ら土地の開拓、物資の増加、工藝の發達等に力を傾けたので、文化は著しく邊土に迄普及し、庶民階級の勃興を早からしめたのであつた。

徳川幕府の教育的施設中特に見るべきは、綱吉の時代に創められた昌平黌であつて、秀忠、家光共によく家康の遺志を繼承して教學のことに力を致したが、綱吉は更に先代を繼承して教育の獎勵に力を傾け、林家の私塾を改革して幕府の學校とし、子弟の教育を司らしめた。綱吉の斯くの如き獎勵は忽ち諸大名の追隨するところとなり、各藩に於ても幕府の昌平黌に倣ひ學校を創設する者が續出した。これを藩學と云ひ、その最も有名なものは名古屋の明倫堂、水戸の弘道館、和歌山の學習館、金澤の明倫堂、會津の日新館等で、これ等と相前後して興つた藩學は枚擧げなき盛況を示し、教育は著しく普及するに至つた。藩學に次いで私塾の開設も著しく行はれ、當時有名な儒者は何れも自宅に私塾を開いて子弟に漢學を教授した。それ

等の中有名なものは、伊藤仁齋の堀川學校、中井覺庵の懷德書院、廣瀬淡窓の咸宜園、吉田松陰の松下村塾等である。又徳川時代の教育の特色として上代の如く上流階級に依つてのみ教育が隆盛を示したのではなくて、庶民間に於ける教育の普及發達に著しいものがあつた。即ち寺子屋に於ける教育で、寺子屋はその起源を鎌倉時代に求むることが出来るが、鎌倉時代には單に寺子屋教育の起源として認むる程度のもものがあつたのみで、庶民教育機關として具體的に行はれるまでには至らなかつた、その後戰國時代となるに及びこれ等の教育的機運は全く表面からその傾向を失つて居たが、徳川時代天下がよく治まり、幕府の獎勵があり、藩學、郷學、私塾等の發生に伴つて庶民教育機關として寺子屋は著しき發達を示し、特に寛政以後に於て目覺しいものがあつた。徳川時代は斯くの如く上下各階級を通じて教育の發達を見た時代であつて、學問の範圍は著しく擴大され、各學者に依つて唱導せられた學風は極めて多端であつた。

次にこの時代の教育的推移を項目的に示せば、先づその初期に於ては、家康の獎勵があり、儒者の登用、書籍の刊行、學校の設立、古書の搜索等があり、次いで秀忠、家光共に家康の志を繼承して大いに獎勵に努め、綱吉に至つて昌平黌の創立を行ひ、この時代には幕府の獎勵が漸く徹底して中江藤樹、熊澤蕃山、山鹿素行、山崎闇齋、木下順庵、伊藤仁齋、貝原益軒、僧契沖等の碩學が輩出した、又各藩に於ては幕府の昌平黌に倣つて藩學を起すものが續出し、更に私塾、寺子屋等も續出して教育は著しく興隆し、從來全く僧侶に依つて掌られて居た學問は茲にはじめて獨立を見るに至つた。又元祿時代の後期には大日本史中帝王本紀の完成あり、享保時代にかけては將軍吉宗の獎勵に依つて、荻生徂徠、室鳩巢に依る六論衍義大意、五常和解五倫和解等の書が公にされた。洋學も三代將軍家光に依つて禁書令が發せられてから一時中絶の状態を示して居たが、吉宗の禁書令解禁に依り、宗教以外の書籍の輸入を許して以來、洋學は大いに發達し、青木昆

陽、前野良澤、杉田玄白等の大家が輩出するに當つて、天文、曆、算醫等の學問も大いに進歩を遂げた。斯くて諸藩に於ける教育の事も漸くその實績を擧げ、江戸時代中文化の最も發達を見た、所謂黄金時代を現出したのであつた。又石田梅巖に依り心學が唱導され、庶民の教化に實績を擧げたのも實にこの時代であつて、教育は全く百花繚亂の盛況を示した。

次いで松平定信が將軍家齋に仕へ幕府に參與するに當つて、昌平費を改革し、朱子學を以つて幕府の正學としたので、朱子學は大いに隆盛を示すに至つた。更に本居宣長、平田篤胤に依つて神道が唱導されるに及んで、學問の範圍は一層擴大され、教育思想にも一變轉を來した。即ち頼山陽に依つて日本外史、日本政紀等が著され、尊王の精神が鼓舞され、明治維新大改革の遠因を形造るに至つた。

斯くて幕末となり、幕府の爲政上に弛緩を生じ、加へて外交の厄等も起り漸く天下が騒然とし、教育の事も衰退を示し遂に明治維新の新制を迎ゆるに至つた。

明治維新に際し政治の一大改革と共に教育も亦全く面目を一新し、新政府に依る教學の自由が與へられてより、教育思潮にも一轉機を示し、勤王思想と、歐化主義とは相對立して著しき進展を示し、五箇條の御誓文が宣布されるに當つて漸く明治教育の大本が示されるに至つた。斯くて明治創業後既に五星霜を経て、國民教育の實が擧らうとするに當つて學制の頒布が行はれ、教育の機會均等男女平等の實が擧げられ、邑に不學の戸なく、家に不學の人を無からしむるべき大抱負の下に教育の向上發展が行はれた。

明治五年樹立せられた學制も、時代の進運と共に其の内容に缺陷を認められ、明治十三年には教育令が發布され、學制の根本的改革が行はれ、德育を重んずる教育が獎勵され、尊王主義、忠孝仁義主義、道德主義の教育方針に依つて教育は經營され、開發主義の教育が行はれたのであつた。

次いで森文部大臣時代の教育改革があり、國家主義、道德主義の教育が行はれ、ヘルバートの教育學が漸く盛となり、制度上の改革としては學校令の公布があり、茲に教育の基礎が確立するに至つた。また道德教育、國民教育の歸趨を指示した、千古の聖典たる教育勅語の渙發があり、德育の基礎が固定するに至つた。斯くて明治二十七八年の戦役に依り、國民の自覺が呼び起され、日本主義、國家主義の勃興となり、又その反動として個人主義、自由主義の思想も現はれ、教育は官民齊しくその必要を自覺して更に一段と飛躍を遂げた

更に明治三十七八年の日露戦役に依る戦勝の結果は、國民の自覺をより根本的なものとし、國家主義、富國強兵思想を中心とした現實主義の教育が高唱され、我が國の教育は名實共に世界列強の間に互するに至つた。

斯くて明治末年から大正時代にかけて明治教育の收穫時代を出現し、明治時代に於ける前後數回に涉つて改革された教育制度は、大正年間に於て全く其の基礎を確固不動なものとし、現行教育の盛運を招來したのである。

## 第三章 太古の教育

### 第一節 日本民族の成立

#### 一、時代の概況

我が國太古の史實を知るには古事記、日本書紀等に據らなければならない。然るに之等の文献は遙かに後代の作であつて、太古の史實を知る上に最も正確にして信を置き得るか否かと云ふことに對しては、尙幾多の疑問が残されて居る。即ちこれ等の者は神武帝を去る三十三代推古帝の御代に至るまでの間に於ける史實を、所謂語部に依り子々孫々に語り傳へられた傳説を基礎として書かれたものであつて、古事記は更に後代である元明天皇の和銅四年語部稗田阿禮が語り承けて居たところの帝紀、舊辭を太安麻呂に依つて撰せられたものであつて、日本書紀の如きは、この古事記が撰上されてから更に數年を経た元正天皇の養老四年に舍人親王、並に太安麻呂に依つて完成されたものである。故にこの間の史實は、語部が或る出來事を記憶し、更に之を自分の子に語り傳へ、子は父の時代に起りたる出來事又は、父がその祖先より語り受けたるものを、更に父並にその祖先から語り承け、それ等の史實に自己の時代に於ける史實を追加して、子に繼ぎ子は斯くしてその子に、斯くて語り繼がれたところの史實に依つて書かれたものである關係上、多年斯くの如くして語り繼いで居る間には、幾多の誤誦をも交へられて居るであらうし、又事實を事實通りに語り繼ぐので

なく、その語部の主觀を多分に織り混せて、事實以上に誇張したり、又は事實をより以下に語り繼いだりしたであらう。元來語部となる氏族は、最も記憶力のよき者を以て充てられて居たのであるが、家職世襲の風が起るに及びて、代々記憶力の勝れた者のみが生れる事なく、その間には記憶力の劣つた者も生れたであらう事は推察に難くないところである。而してそれ等の語部に依つて語り繼がれた史實が、多分に誤られたり、又は遺漏して居たりしたであらう事も亦察するに難くない。これ等の事由に依り考ふる時、記紀を以つて正確なる史實なりと斷言することは誰しも困難を感ずるであらう。

神武帝以後にして既に斯くの如き情態であるので、更にこれを神代に及ぼすに於ては、一層不正確なりと云はなければならぬことになるのであるが、太古の史實を知る記録として記紀に據る外に道なき現在、これ等の書に依つて當時の情況を推察し、教育の源泉を求むる爲めの一助とし度い。

#### 二、大和民族

古事記の物語りに表はれたところに依ると、大和民族は天御中主神を以て中樞とし、天御中主神は大和民族發祥の源泉であると共に、又宇宙のすべてをも統御遊ばされる神で、天地初發の時高天原に成り坐し、次いで高皇產靈神、神皇產靈神の三柱の神々に依つて、大和民族の基礎が出来たが、當時未だ國が稚くて、浮脂の如く一定せず、海月の様に漂へる時に、葦牙の如く萌え上る物に依つて生れ給ふた可美葦牙彦男神、次いで生れ給ふた天常立神、國常立神、豊雲野神、次いで數代の神が生れ給ふて、國常立神から七世を経てはじめて伊弉册神が産れ給ひ、天神から『豊葦原千五百秋瑞穂之地あり、宜しく汝往きてしらすべし』とて天瓊戈を賜はつたので、二神は天浮橋にお立ちになつて、戈を降して地を求め滄浪をかきならして、引き擧

ぐる時に、その戈から落ちた潮に依つて島が出来、斯くして大八洲を御作りになると共に、天照大神、素盞鳴尊及びその他の神々を産ませられ、天照大神は高天原を治め給ひ、素盞鳴尊は海原(韓國)を治め給ふたのであるが、天照大神はその御子天穗耳尊と、栲幡千々姫との間に生れた天津彦彦火瓊杵尊をして大八洲國を治め給はむとし、神器と神勅を賜はり、日向の高千穂に降し給ひ、瓊杵尊は三種神器を奉じて、吾田(薩摩)の長屋の笠狭の碕(野間岬)に宮居を定められて、木花開耶姫との間に火照命、火闌降命、彦火々出見命等を産ませられ、彦火々出見命は宮居を高千穂に移し豊玉姫との間に彦波武瀲鷯草葺不合尊が生れ、彦波武瀲鷯草葺不合尊は玉依姫を娶つて五瀬命、稻氷命、御毛沼命、若御毛沼命(神武天皇)を産ませられたのであつたが、若御毛沼命は五瀬命等や、皇子達と御謀りになつて、御年四十五歳の時御東征の途に上らせ給ひ、七年を経過した辛酉の年の正月朔日(太陽曆二月十一日)に大和橿原に即位の式を擧げられたのであつて、これが我が皇室の起源であると共に、大和民族の發生である。

以上は古事記に依る物語りであつて、正史として見るには如何かと思ふ點もあるが、これを以て大和民族の發生とし、茲來二千六百年の歲月と共に、大和民族は固有の文化を醸成して來たのであつた。

### 三、其他の種族

大和民族に就いては上述の如くであるが、古事記、日本書記、風土記等に傳へられた古傳説に依つてみる時は、日本に古來から住居して居たところの民族は、これ等の外に熊襲、土蜘蛛、國栖、蝦夷等の各種族が居たものゝ如くである。今之等に就いて簡単に述べれば、

熊襲は九州地方に住居して居た種族であつて、其の呼稱は時代時代に依つて異つて居り、熊襲とは上代に

於ける名稱であつて、後代のものに對してはこれを単人と稱して居る。斯くの如く其の時代に依つて呼稱が異つてゐるが、何れも同一種族であつて、其の起源に就いては次の如き二つの説がある。即ちその一は風俗習慣から推論した説であつて、南洋系に屬し、大和民族とは近似點の多い種族であるとなし、他の説は、言語から研究を進めて行つたものであつて全く大和民族と同一系統のものであると云ふ説である、何れにしても熊襲は大和民族と甚だ近い系統の種族であることが明らかである。

土蜘蛛、國栖等に對する考へ方も大和民族の分岐したもので、大和民族に對して文化の程度が遅れたものに對して、これ等の呼稱を冠すると云ふ説が行はれ、隨つてこれ等の住居して居た範圍も相當廣く、東國から中國にかけて住居して居たと云ふ説と、今一つは大和民族ではなく、これは全然外の種族であると云ふ説とがあるが、何れを是とし、何れを否とするかは今のところ判然として居ない様である。

蝦夷は前記二種族に對して、住居して居た範圍が極めて廣く、未だこれに關して完全に統一された學説はないが、大和民族の先住民族として、廣く大八洲の地に住居して居たものが、大和民族の渡來に依り逐次その生活範圍を縮小されたものであることは、一致した見解であつて現在北海道に住居するところのアイヌはこの種族の後である。

### 四、種族の同化

斯くの如く大和民族は、大八洲の地に移住してから、先住民族よりもはるかに勝れた文化内容に依つて、異種族の同化統一を計り、遂に混然融合した國民を形成するに至つたのである。

これは先住民族たる大和民族が、他種族よりもはるかに優秀な民族であつたことを證明するものであつ

て、國家の成立に當つて斯くの如く複雑多岐なる種族が同化融合されて成立したことは、其の國家の發展性を物語るのである。即ち單一の種族に依る集團生活は、統一に當つては極めて便利であるが、文化要素が單一である爲めに、發展力も自然幼稚で、これに反し複雑なる構成を有するものは、統一團結等には種々の不便が伴ひ易いが、文化要素が複雑して居る爲めに異つた要素の交錯に依り、必然的に開發を助長するものであつて、これは現在地球上に勢力を占めつゝある國々や、過去に於て覇を唱へた國家の成立を調べれば分るところであつて、我が國の古代に於て大和民族が比較的短期間に、よく蝦夷、熊襲、土蜘蛛、其他の種族と同化融合して、國家的統一を計り得たことは、其の種族が甚だしく系統を異にするものでなかつたこと、地理的好條件に恵まれて居たことに依るものである。

### 五、太古の社會狀態

更に太古の社會情態に就いて述べると、當時の社會組織は、全く氏族に依り結合し、統一せられた社會であつて、氏と姓とは社會制度の基礎を爲して居た。即ち非形式的な自然性が人と人との結合に依つて血族主義を生じ、この血族主義なるものは、最も自然的であり絶対的であつて、君臣、夫婦、師弟、朋友等の交はりが甚だしく相對的であるのに對して、親子の間は利害關係等を超越した絶対境である。

古代の社會組織は、この絶対不變の親子關係を基礎として家が營まれ、更に同一の血縁に依つて發展した他の家が相寄り、相集つて一つの氏を成し、氏は更に集合して部落を形造り、更に擴大しては國家を成したものであつて、現在我が國民が皇室を國民の宗家と考へて居ることも、この氏族觀念の發露に外ならない。

古事記は伊弉那岐、伊弉那美の二神が大八洲の國を産ませられた後に、大事忍男神外、十柱の神を産み、

更に種々雑多の神々を産ませられ、遂には『かれ投げ棄つる御杖に成りませる神の名は衝立船戸神、次に投げ棄つる御帯に成りませる神の名は、道之乳留神、次に投げ棄つる御裳に成りませる神の名は、時置師神、次に投げ棄つる御衣に成りませる神の名は、和豆良比能宇斯能神、次に投げ棄つる御禪に成りませる神の名は、道俣神、次に投げ棄つる御冠に成りませる神の名は、飽咋之宇斯能神、次に投げ棄つる左の御手の手纏に成りませる神の名は、奥疎神』更に又『上ツ瀬は瀬速し、下ツ瀬は瀬弱しと詔りごちたまひて、初めて中ツ瀬に降り潜ぎて、滌ぎたまふ時に成りませる神の名は、八十禍津日神、次に大禍津日神、この二神は、かの穢き繁き國に到りましし時の汚垢に依りて成りませる神なり、次にその禍を直さむとして成りませる神の名は、神直毘神、次に大直毘神、次に伊豆能賣神、次に水底に滌ぎたまふ時に成りませる神の名は、底津綿津見神、次に底筒之男命』斯くの如く身に纏ふた悉くのものから澤山の神々が生れ、更に體を滌いだ垢からも種々雑多の神々が生れたと云ふ如きことは、一種の物語りに過ぎないけれども、これ等の祖先が、經國に當つて血族主義の社會を構成しやうとした思想が充分に窺はれる。斯くて同一の祖先から出たところの家は相集つて一つの氏を作り、その氏族は氏上に依つて支配され、永遠に氏族の團結を計つて發展せむとする精神から、その守護神として氏神を設け、常に精神的陶冶を氏族觀念に置かして團結を計り、各自が職業に勵んだのであつて、家職世襲の行はれたことも、氏族觀念の發露に依るものと見ることが出来る。家職世襲の風習は文化の發達を圓滑ならしめない様な弊害を伴つたが、これは文化の大いに進歩した後代のことであつて太古の文化を發達せしめたものは、この家職世襲の賜と云ふべく、世襲することに依つてその職業に熟練し、更に色々の創案を加へて行つたことに依り、文化は一段一段と進められて行つたのである。

又氏族の外に血族と關係の無い團體として、伴又は部等があつた。併しこれ等の出來たのは文化の進展を

見た後代のことであつて、主として職業に依り集團を作つたもので、中臣部を稱するものは、神と人との仲を取次ぐ仕神の職業を司り、忌部が不淨をみて神に仕へ、物部が軍事を司り、玉作部、鬚作部、弓削部、服部、土師部等各々その名稱に依つて携はつて居たところの職業が異つて居た如き即ちそれである。

## 六、太古の家庭組織

我が大八洲の國は太古から物資に恵まれて居た關係上、古代人の生活は割合安易に營まれたものゝ如く、生活が安易であつたことは、自然その生活様式の合理化、組織化と云ふ如きことを行はしめなかつた。随つてこの時代には、劃然として家庭と云ふ如きものが營まれて居なかつたことは明らかである。古事記の物語中に、天照大神が他の神々を随へて耕作、養蠶、染織等のことを行はれたのを以て察するに、當時一定の住居に、一家族が生活すると云ふが如き、限られた人々に依る家庭生活が行はれる如き事がなく、氏族が集團となつて集團に依る生活が營まれたものゝ様である。随つて我が太古に於ては家庭生活と云ふことは行はれて居なかつたもので、家庭生活が行はれる様になつたのは、文化が相當に進んで來た後代のことと屬する様である。

家庭生活が果して何時頃から營まれたものであるかと云ふことを知る爲めの文献がないので、今此處にその時代を明示することは出来ないが、古代の家庭生活様式を推測するに、現代の家庭生活の第一歩に於けるものが結婚に置かれて居る如く、古代も先づ結婚することに依つて家庭生活の第一歩が踏み出されたものゝ様である。即ち男子と女子とが結婚すると、男は相手の女の爲めに妻屋を建て、これに女を住居させ、自分は他からこの妻屋に通つたのであつた。これは當時の生活が極めて安易であつた關係上、生活上特に男子の

力を借りないでも女子に依つて自由に生活が營まれた事と當時は現代の如く男尊女卑的な傾向がなく、男子も女子も平等に扱はれて居たことに依るものであつて、男子は一定の住居にその妻女やその子と生活を共にすると云ふ如きことなく、一夫一妻が行はれず、男子は轉々として女性に移つて居たのに對して、女子は一定の住居に家庭的生活を行つて居たものであつて、子供の成長の如き全く女子の手に依つて司られ、女性は家庭の中心となつて居たものであつた。この風習は文化が大いに進歩した後代迄も行はれたものであつて、奈良朝時代までその傾向が残つて居た。故に上代に於ては『おや』と云ふ言葉は普通女性を指しての言葉であつた事等その現はれと見ることが出来る。

故に女性の社會的位置も全く男子と對等で、その素養も亦何等男子に劣る様なことはなく、むしろ男子以上であつた様に見える。これは國祖天照大神が女性にあらせられることや、古記事に表はれた物語や、其他太古から古代にかけての女性が社會的に著しく活動して居ることによつても窺ふことが出来る。又これ等の考へ方を否定する一方の説として太古から男尊女卑的思想があつたと説き、その例として、伊邪那岐、伊邪那美二神が大八洲を創造する時に伊邪那美尊等が先に『あな美哉男を』と呼びかけられたので不具の子が生れたので、今度は伊邪那岐尊から先に『あな美哉をとめを』と呼びかけられて立派な子供を擧げたと云ふ事を引用して居るが、これを以て直ちに男女の位置を比較し、男尊女卑の思想が行はれて居たとするのは幾分早計であらう。

## 第二節 太古の文化

### 一、固有文化

太古の文化は所謂原始文化であつて、大陸文化即ち儒教や佛教の影響を全く受くることのなかつた、日本固有の文化を云ふのである。日本固有の文化は、純神道又は古神道に依り成された文化であるが、これ等の文化内容は思想的價値の極めて低いものであつたことは勿論で、嚴密な意味から云ふ場合これを文化と云へるか否かと云ふことに就いての疑問をさへ生ずる程の幼稚なものであるが、斯かる原始時代に於て我が大和民族は他の種族と異つて比較的高い程度の文化内容を有する生活様式によつて居たものであつて、純神道、古神道は我が大和民族の創造した古代文化の中心を爲すものである。後代大陸文化が移入されるに當つて、短期間に、先進國の複雑な内容を持つた異なる様式の文化を完全に取入れ、消化することが出来たのは、固有文化により充分なる基礎が形造られて居たことに因るものである。然らば、斯くの如き文化内容によつて如何なる生活が經營されて居たかと云ふことに就いて、以下に述べることにすると。

### 二、日常生活と文化

天照大神の神勅によりても察せられる如く、我が國は太古から農業を以て主業としたものであつて、衣食住のすべてが、農業本位であつたことは推察に難くない。従つて食物の如きも五穀(稻、粟、稗、麥、大豆)を主とし、これに山幸やまゆきとして得らるゝ猪、鹿、兎、鳥其他漁業による海幸が副食物として供せられて居た。

而して如何なる民族に於てもその文化の發達した過程は、日常生活に最も近いものから漸次進展して居る如く、我が國太古の文化の進展も亦これ等衣食住のことから進められ、海幸、山幸を得る爲めの道具として使用されて居た、武器の類の如き、漸次創案が加へられ、精巧なものが作り出されるに至り、又食器の類も始めは素焼の極めて幼稚なものであつたのが、曲線を利用して模様を加へることを考案し、更に進んでは陶器の類が使用される様になり、斯くして日常生活を基礎として冶金、陶工等の工業が進められ、衣服を中心としては、染織工藝が進められるに至つたのである。

古代人の住居に就いても、現在傳へられるところの神社の建築、大嘗祭に於ける齋場の様式、或は埴輪による家の形式、其他古代人により使用された器具等の模様等から察するに、大社造、大鳥造、住吉造、神明造等の神社建築に現はれた様式の更に原始的なものであつた。神武天皇紀に『宮柱を底つ盤根に太しく立て云々』とあつたり、『葦原の醜き小屋にすが疊いやさや敷きて』等の如き歌によつても當時に於ける住居の様を知ることが出来る。

### 三、古代人の宗教

古代人の信仰生活は古事記、祝詞、宣命等によつて窺はれる如く、極めて幼稚にして單純なものであつた。併乍らその宗教心の發露は非常に眞摯で、純眞なものであつたことは、單調な祝詞等の文句が今尙吾々の胸底に押し迫るものゝあることによつても推察に難くない。

古代人の宗教心の對象となつたものは、宇宙の新羅萬象中、畏敬驚怖の念を以て觀られたものゝみであつて總て自己よりも優れた力を持つたものに對しては、『カミ』として畏敬し、崇拜しその庇護を受けること



によつて災禍から免かれ様としたものであつて、一種の自然崇拜であつた。

又古代人の宗教心を知る一助となるものに祖先崇拜がある。祖先崇拜は靈魂を不滅のものであるとした考へ方と、一は當時の社會が氏族制度によつて居たことによるものであつて、一つの氏族は同一の集團を成し、職業の如きもその集團によつて定められて居たので、自然自分等の携はつて居る職業を始めたところの祖先に對し親愛の情と尊敬の念とを傾ける様になり、これが祖先崇拜の觀念となつて、遂には一つの宗教を形造り、氏神として祀る様になつたのである。後代皇祖皇宗を朝廷の祖神とし、同時に國民全體の祖神として皇室に於ける、又國民に於ける最高の祭祀として力を傾けたのも、祖先崇拜の表はれと見るべきである、又此の外に祖先崇拜の思想を物語るものとして墳墓がある。古代人は上述の如く何等理性を交へることなき純一なる氣持から一途に信仰生活を續けたものであつて靈魂の不滅を固く信じて居た。而してその半面に於ては、生に對する限りなき執着を持ち、これ等の思想の現はれとして墳墓を大切に居たものである。

#### 四、古代の文學

古代の文學としては記紀の歌謡を擧げなければならない。記紀の歌謡は最も固有文化の特質を包含して居り、これを研究することによつて古代人の思想の一端を知ることが出来るが、其の特質として大要次の如きことを擧げ居る。

- 一、長上に對して畏敬する本性。
- 二、靈魂の存在を信する本性。
- 三、現實を尊重し、甚だ樂天的であること。

以上の内長上を尊敬する本性は我が國民に最も著しい特性であつて、神を仰ぎ、君を敬ひ、禮儀を重んじ、作法を正しうし、風俗の如きはすべて之等を基礎として作られて居る。これは我が國語に敬語の数が甚だ多い點から見ても分るところである。第二の靈魂の存在を信する本性は特に我が古代人へのみ限られた思想ではないが、他の國民に對してその發露が最も著しかつたと云ふことが出来る。即ち死後の生活をも生前と全く同様のものとして、これに仕ゆるのを子孫の義務であると云ふ風に考へて居た。更に現實を重んじて樂天的生活を續けて居た事に就いては全く我が國の氣候風土の然らしむるところであつて、これ等の思想は我上代人の著しい特質と云ふべく、其の充分に表現されたものが記紀の歌謡である。

歌謡は斯くの如く生活様式も極めて原始的で、且又思想も極めて單純で文字の使用を知らなかつた、我が國古代の文學的所産であつて、稍定義付けられる教育が行はれはじめたのは、この歌謡が行はるゝと同時にあるといふことが出来る。何となれば、上代に於ける歌謡は文字の使用が行はれず、言語も複雑な意志表示には不自由であつた當時としては、歌謡は甚だ實用的であつた。又歌謡は、樂天的で且つ感受性に富んだ古代人の感情の消費場所としても尊重される場所であつた。斯様な意味に於て古代人は齊しく歌謡に長じ様と冀つたのである。故に歌謡の習得に就いては何れも熱心であつた如く察しられ、この意味に於て歌謡の傳受を目的とした、特殊な教育が行はれて居たことも亦察するに難くない。これは後年平安朝に於て、和歌の教育が家庭教育として最も重きを爲して居たことと對照しても察しられるところであつて、此の意味に於て太古の教育に、歌謡の傳受が最も密接な關係を有して居たと爲すものである。

歌謡の起源は素盞鳴尊が奇稻田姫と須賀宮に宮居させ給はむとした時に、はるかに雲の下りて居るのを眺めて詠んだと云ふ『八雲立つ出雲八重垣妻こめに八重垣作るその八重垣を』と詠つたのが始まりで、その後

色々の神々や、神武帝以後の天皇や皇后、皇太子諸王子等に依つて作られたものが現代に傳へられて居り、古事記の百十餘首、日本書紀の百三十餘首がそれである。これ等の歌謡は各方面からの研究に依り、記紀に於けるその物語と、時代を同じうするものでないと云ふ説を立てるものもあるが、記紀の歌謡が古代人の作で、萬葉集よりもはるかに上代のものであることは容易に窺はれるところである。その歌謡に就き有名なものを引用すると。

八千矛の、神の命は、八州國、妻覓きかねて、遠遠し、越の國に俊女を有りとな聞かして麗女を、有りとな聞かして、さ結婚に、在り立たし、さ結婚に、在り通はせ、太刀が緒も、いまだとかずて、襲ひをも、いまだとかねば、處女の、鳴すや、板戸を、押ぶらひ、吾立たせれば、引きづらい、吾立たせれば、青山に、鶉は鳴き、さ野つ鳥、雉は響む、庭つ鳥、鶏は鳥く、慨たくも、鳴くなる鳥か、此鳥も、打ちやめさせね、急飛や、天馳使、事の語言も是をは。

これは八千矛の神が高志國の沼河比賣と結婚される時に比賣の家に出かけて諺つたものであつて、古事記に出て居る歌謡中最初のものであつて、これに依り太古人の思想の一端を知ることが出来、これ等を研究することに依つて我が國太古の生活様式、思想情態等を知ることが出来るのであるが、此處では單にこの程度に止めておくことにした。要するに歌謡は我が國最初の文學的作品であり、これを中心として教育の一半が推移發達したのである。

### 第三節 固有思想に依る教育

#### 一、教育の根本精神

如上第一、第二節に依つて我が民族の成立から、太古に於ける文化内容に就いて稍明らかとなつたが、本項に於てはこの時代に於ける教育に就いて具體的に記述することにした。

併乍ら教育の具體的記述とは云へ、文字等の全く用ひられなかつた太古に於ける教育に屬し、其の據るところに甚だ困難を感じるのであるが、先づ教育の根本精神として、我が建國の大本たる天照大神の神勅を擧げることが出来る。即ち天照大神は大八洲國を經營すべく皇孫瓊々杵尊に、三種神器を授け給ひ、國土經營に當らせられむとして、授け給ふた神勅は『豊葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉行矣。實祚之隆當與天壤無窮者矣』『此之鏡者專爲我御魂而、如拜吾前伊都岐奉。』とてはじめて經國の任に當らしめ給ふたのである。

この神勅に現はれたところの御精神こそは、我が建國の大精神であると共に、教育の根本精神であつて、この根本精神に基いて唯一至尊の天津日嗣を萬世に傳へ、皇威を中外に宣揚すると共に、限りなき文化の進展を示しつゝ現代に繼承したのである。

#### 二、國民性と教育

上述の如く神勅が教育の根本精神を示すものであるが、今一つ教育の根本義を確立するに當つて最も重要

であつたものは、我が國民性の特質であり、この國民性の特質は神勅の大精神とが相倚り相合して、教育の根本を確立したのであつて、我が國民性の特質としては次の如きものを擧げることが出来る。

- 一、敬神に篤かつたこと。
- 二、忠孝に秀でて居たこと。
- 三、尊祖の念に富んで居たこと。
- 四、武勇に勝れて居たこと。
- 五、禮儀に厚かつたこと。
- 六、清淨潔白を好んだこと。

以上の如き六項を擧げることが出来る。即ち敬神は太古に於ける政治の要道であつて、祭政一致神に仕ふる事に努め、太占、祓、禊、盟、祈禱等によつてことごとく神意を占つて政道を決し、政令、刑賞等のことに至るまで何れも神意に基いて行はれたのである又政治上のことをこれ等に依つて決するのみならず、個人の一舉手、一役足の行動をも皆之に依つて決し様として居た。斯くの如く敬神を以て至上の處世と考へて居たのである。

次に忠孝の精神に就いては、これは我が國民道德の精髓であり、國體の精華とされるところであつて、亦教育の淵源とも見ることが出来る。我が國民がよく上下三千年の間、萬世一系の皇統を擁して、國家の尊嚴を維持して來たことは、我が國家がその成立に於て家族本位を以て出來たところの社會組織であつて、古來一貫した族制々度に依つて發達し、皇室を以てその宗家とし、天皇はこの綜合家族の元首で、見方に依つては父子の關係をも兼ねるものであり、茲に於て其の根本を一にした忠孝の精神が涵養せられたのであつて、神武天皇

が即位の後鳥見山に皇祖を祭つて大孝を申べ給ふた如き、又後代に至つては大伴、物部の如き氏族に於て忠君の教を以て、その家庭教育の本旨として居た等のことより推してこの精神が國民道德であつたことが分る。

尊祖のことも亦我が國民の特性で、族制を尊重し、祖先の靈を崇拜し、家々に氏神を祭り、報本反始の誠をいたし、家族制度を樹立したのであつた。

又我が國民は兵農一致で武勇を好み、神代から武育のことは國民性の要素となつて居た。故に常に武事を練習して、狩獵を好み、歌舞に依つて勇壯な氣風を養ふことに努めて、敬神を以て内部より、尙武を以て外部から國民の心意を練磨することに努め、自己の本分を完うし、その名を重んじたのである。

又禮儀を重んずることに努め、太古から冠婚葬祭等の禮を重んじ、清淨潔白を尙んでは自己の身體髮膚は、勿論心性の純潔をも重んじたのである。以上は我が國民性の特質であつて、これ等の特質はよく天照大神の神勅と合して固有文化の發達に資したのである。

### 三、教育の機會

斯くの如く本邦太古の教育は建國の大精神と、國民性の特質に依つて基礎付けられて居たものであつて、教育の機會に就いては當時何等その特定の機關が無かつたので祭祀、家庭、狩獵、冠婚葬祭、農耕等の場合に行はれて居たものであつて、祭祀に當つて敬神觀念の涵養を受け、其他日常家庭に於ける生活や、氏族を中心とした集團生活の間に於て無意識的、偶發的に行はれたのである。

## 第四章 上古の教育

### 第一節 漢字の渡來と教育

#### 一、漢字の渡來

此處に上古と稱するは應神天皇の御代から桓武天皇が平安宮を営まれるまでの約五百年に亘る期間で論述の便誼上、應神天皇の十六年（紀元九四五年）百濟より王仁が渡來したのを以て其の始めとした。王仁は漢高祖から出で當時百濟に在つて博學の譽れ高く、日本に渡來するに當つて論語十卷及び千字文一卷を我が朝廷に獻じた。普通これを以て文字の傳はつた始めとされて居るが近時國學者の説によると我國に漢字の使用されたのは是より以前の事であると云はれてゐる。即ち文部省の編纂に係はる日本教育史略に據ると。

我國上古は文字なし外國に交通して始めて文字を用ふることを知る、開化崇神兩帝の時に任那の人來る、文字の傳はるこの時に始まると云ふ。書籍は仲哀帝九年神功皇后舟師を率ゐて三韓を征伐す、因りて其の文書を携へて還りしに依り始まる、履中帝の時に大藏の官を置き其の出入を記せしめ又史官を諸國に置きて言事を録せしむ。

又同書の七十四頁に更に次の如き事を擧げてゐる。

我邦上世文字なし、其の前言往行存して亡びざるものは世人の口々に相傳へたるを以てなり、既にして

漸く文字あるは蓋し是を海外の邦より傳へ得たるるところにして、開化帝の時に大加羅の人來り始めて文字を傳ふと云ふ、其後崇神帝の時に同國の人歸化す。是より文字を用ひたりと云へり。當時同帝の六十五年其國王始めて使をして入貢せしむ、六十八年王子來朝す會々帝崩じたるを以て留まりて垂仁帝に仕ふ、因りて特に國號を任那と賜ふ。是外國朝貢の始にして是を文字の傳來せる起因とす、然れども史書に其明徴を見ず但肥人書五卷ありて後に存す、其傳ふる所一兩字に過ぎず、肥人或は曰く高麗人なりと其說未だ精確を得ず。仲哀帝に至り熊襲を征して軍中に崩す神功皇后乃自三韓を伐ちてこれを降す。（中略）皇后新羅の都城に至り其府庫を封じ、圖籍文書を收めて還り内官家を任那に置き三韓を鎮撫せしむ、號して日本府と云ふ。是より諸國の朝貢常に絶えず文字書籍の用漸盛なり。

以上引用した日本教育史略は文部省の刊行で、併も編纂には博學の聞え高い大槻修二氏が携はり、那珂道高氏の校訂に成つたものである關係上最も信すべき文献と云ふことが出来る。尙又『漢學紀源』にも次の如く書かれてゐる。

皇后傷帝逆神教崩益欲徵福親將舟師征伐新羅新羅乃降、進入于鄂封三重寶庫收圖籍文書（中略）海西書籍之入國朝蓋應首于皇后親征新羅所收還一本也。

更に中島半次郎氏著『東洋教育史』中にも、『漢籍の渡來以前に既に漢字の傳はりしは疑ふべからざる事なるも、其史蹟の今徴すべきものなし』等と論斷されて居る點よりして應神天皇以前に漢字が傳來してゐたと云ふ事は認めて差障ない事であらう。併しこれは普通に歴史として教へられて居る所の事實であつて、正史には應神天皇の御字王仁に依り傳へられたものであるとされて居る事を忘れてはならない。

以上述べた様に漢字の渡來したのは應神天皇以前であることは半ば確證的な事でありとするも其漢字が我

が祖先の間に學習され、使用される様になつたのは儒教の傳來に依つて、經書が讀まれる様になつてからの事で教育の分野もこの時代となり大いに擴大され、組織立つて來たのであつて、我國に於ける師弟の關係も既にこの時代に其源を發すると云はれてゐる。即ち王仁が百濟より來朝するや菟道稚郎子皇子は彼を師として専ら教典を學ばれたのであつた、あれを以て我國に於ける師弟の濫觴とし、狹義の智育起因と爲す傾きもあるが幾分偏狹の誇りあるものと云はなければならぬ。

## 二、家職世襲と教育の沈滞

前章に於て論述した如く我が國の風習として太古より掌るところの職業は、これを子々孫々に傳へ様とする習慣があつたがこの風習は、文字の渡來した應神天皇以後に至つても尙盛んに行はれ、王仁に依り傳へられた漢字は其の家々に於て世襲され子孫は文字を家職として朝廷に仕ゆるに至つた。即ち王仁の子孫は姓を文氏と稱し、又王仁より稍遅れて同じく應神天皇の御代に一族十七縣の人々を率ひて渡來した漢靈帝の遠孫といはれて居る阿智使主は其子都加使主と共に大和に居つて姓を同じく文氏と稱するに至り、河内の國に居る有する王仁の子孫を西文氏と云ひ、大和なる都加使主の子孫を東文氏と稱した。この外に秦の始皇帝の後胤と云はれる弓月君は百二十縣の人々を從へて渡來し、兩氏と共に文教に携はつたが其後は詳かでない。之等文筆のことを掌る人々を總て文氏と云ひ、文氏の集りを史部と稱して當時の文教は史部に依り掌られて居たのであり、之等史部の中には才能の足らない者等も多かつた様であるがやはり史部として家職を受け継いだ爲めに、學問の質も次第に衰へを見する傾向が漸く濃厚となつて來た。これを如實に知る一例として、敏達天皇の元年高麗より奉られた賀表を諸史部をして讀ましめたが完全に讀む事が出来なかつたとこ

ろ、幸にして主辰爾がこれを解し使命を果した爲め大いに天寵を賜はり、東西史部は其怠惰を責められたと云ふ事が見えて居る。この間の消息を明らかにする爲め次に日本教育史略中の一節を引用しやう。

菟道稚郎王は應神天皇の少子なり、幼より讀書を好む帝尤もこれを鍾愛し、立て、太子とす。帝の十五年百濟の王子阿直岐入貢す、能く經典を讀む、太子これに従ひて學ぶ、帝嘗て問ひて曰く、汝に勝る博士ありやと阿直岐答ふるに王仁を以てして曰く一國の秀なりと、帝即王仁を徵す、明年王仁入朝して論語及び千字文を獻す、太子これを師として博く典籍に通ず、之を以て高麗朝貢するに及び太子其表文の無禮なるを見て使者を詰責し、其表を壞るに至る、王仁終に留まりて朝廷に仕ふ。是學術を傳習するの始にして博士の號の由りて起る所なり、王仁の後を文氏とす、文或は書に作る、阿直岐の後を史氏とす、兩氏の子孫繁延して大和、河内の兩國に居り世々文筆を主る、これを東西史部と云ふ。大和は東に在り河内は西に在るを以てなり。降りて繼體帝に至り、帝室の支族を以て入りて大統を嗣ぎ、心を政事に用ひ、七年百濟に勅して五經博士を召す、百濟乃博士段揚爾を貢す、十年高安茂來りてこれに代る、是博士を召して學業を講習せしめたる始なり。二十四年に至りて廉節の士を擧げ大道を宣揚して教化を流通せしめよとの詔あり、是貢舉の始にして教化を敷くの基本たり。既にして五經博士固德馬丁女百濟より來りて高安茂に代る、飲明帝十五年五經博士王柳貴又來りて是に代る、其後王仁五世の孫王辰爾世業を承け文學を以て敏達帝に仕ふ、時に高麗上表す、諸史皆讀むこと能はず、辰爾其文義を釋く、帝大に讚美して官中に近付せしむ、因りて東西史部を召して責むるに學業の成らざるを以てす。

### 三、始めて國史を置く

斯くの如く應神天皇の十五年始めて阿直岐が渡來し、三韓の文化を齎し翌十六年には王仁の來朝があつてから我國の文化は急激に展開し、雄略天皇の御宇に至つては職工、鞍工、畫工等の渡來があり大いに文化の發展に貢献するところがあつた。従つて諸種の施設等も新に設けられるものが多く、日本書記に依れば履中天皇の御宇には諸國に國史の職を置き、言事を記述せしめたと云ふ事が書かれてある即ち國史と云ふは一國に設けられた朝廷に於ける史部の如きもので之等の組織立つたものに依つて言事を記録した等のことより推して漢字の傳達が速かであつたことが窺はれるであらう。併しながら當時是等に據つて文字を學び、教育を受けたものは極めて少數の上流階級のみに限られて、一般國民に至つては勿論、朝廷に仕へて居る者や、朝廷の役人等も大部分は其の恩典に浴しなかつた。之は文字に依る知能の啓發を直接に受けなかつたのみで、上流階級中特に、典籍の研究に依り自覺して來た一部の人々から受ける思想的な感化は非常に大きく、教育をして意識的に行はむとする氣運が表はれるに至つた。

斯くて漸次國民の求知心が高潮してくるに従ひ三韓を経て我國に傳へられる文物で満足出來ず、新智識を直接支那に求め様とする傾向が表はるゝに至つた。斯くて留學生の派遣となり、更に佛教の渡來となり、之等新智識の吸収に依つて燦然たる奈良朝時代の文運を招來したのであるが、奈良朝時代に入るに先立ち今少しく漢字の渡來から主として儒教が如何なる過程を辿つて我國に迎合されたかと云ふ事を研討しやう。

### 四、我が國民思想と儒教

文部省編纂『日本教育史』の一節に儒教と我が國民性に就て書いた次の如き一節がある。

此處に注意すべきことは佛教渡來するに當りて、前後類例なき大争亂を惹起せる事なり、顧みて儒教傳來の時を思ふに、決してかゝる争亂なかりき。今何が故に如此の差異を生ぜるかを考察するに、儒教に於ては其の説く所社會を離れず、孝悌、忠、信、禮、智を以て其主眼と爲し、祖先の靈を崇尊すること極めて大なり、而して現世を重視して未來を説かず。此點に於て我國固有の神道主義と相符合するのみならず、神道の足らざるところは儒教によりて扶翼せられ、神道の純朴なる所は、儒教に由りて潤飾せられたれば儒教は絶對的我國國民の精神界に衝突を起すべき元素を含有せず、其主義能く相融合一致せるが故に、我國人は喜んで之を迎へたるなり。

以上引用したところによつて見るも儒教が我が國民の信奉する敬神觀念と離反する事なく我が國民に迎合され、經典の研究に依りて在來の我が國民思想は一層の陶冶を見るに至つたのである。然らば儒教とは如何なるものか、稍論旨が旁系に流るゝ嫌はあるが此處に簡單に一言を費することにする。

### 五、孔子以前の諸説

儒教は言ふ迄もなく孔子に依つて大成された教義であつて孔子自の言の如く『述べて作らず信じて古を好む』に依り其の發達過程を考察するに約五千年の住古エジプト文化、バビロン・アツシリヤ文化、印度文化と共に世界文化の根幹を作した漢民族の三皇五帝に依つて基礎付けられた支那文化の源流は周の英傑周公旦に依りて大いに興り、教育も長足の進歩を遂げ、學制の如きも國都には大學、小學があり、更に一萬二千五百家に及ぶ郷には郷學があり、五百に餘る黨には序があり、二十五家から成る閭には閭塾が設けられ官吏養成を目的とする教育が如上の學制によつて大いに興つた、斯くて周の時代に全盛を誇つた學制も禮樂も周の

晩年になるに及んで繁文縟禮となり、虚禮に流れ、獨立不羈の思想を失ひ漸く政綱も弛んで来たこの時弊に鑑みて老子は名利の念を捨て禮樂より逃れ、一切の人為を捨て去つて清静恬淡無爲にして然も自然なるところに眞の道は存するのであると説いた。續いて莊子は老子の思想を更に一步進めて人間は相對的有限の世界に出で、絶對無限の世界に逍遙しなければならぬ。斯かる境地に入れば生死等の問題を超越した無爲自然に歸ることが出来るると説き、揚子は宿命説を奉じて厭世觀を唱へ、其の結果一本の髮の毛を抜く事が天下の爲にならうともそれはしない、と云ふ程徹底した個人主義を主張した。これを揚子の爲我説といふ。之に反して黒子は徹底した博愛主義を主唱した。後人は之を稱して黒子の兼愛説とした。又法治主義をして道德以上のものなりと説いた者に申不害、韓非子等があり、諸説全く紛々として人々は其の何れを探るべきか、又人として世に處するに何れの道を選ぶべきか渾沌として道に迷ふた時に、古來の諸説及び先達が奉じた思想を大成し、眞の道は先王の道以外になしと喝破して道を闡明したのは大聖孔子であつた。

## 六、孔子と其思想

孔子は魯の昌平郷の生れであつて父を叔梁紇と云ひ其の母を顔徵在と云つた。周の靈王二十一年十月二十一日（皇紀一一〇年）の生れで三歳にして父を失ひ、母顔徵在の手によつて育てられたのであつた。幼時から禮に教を承けたが長ずるに及んで家計を支ゆる爲めに役人となり常に忠實にその役目を果したと云ふ事である。三十五歳の時魯に戦亂が起つた爲齊に入り景公に仕へたが用ひられなかつたので再び魯に歸り、定公に重用されて大司寇に進み、更に定公を援けて齊公を夾谷に屈服させ、齊公に依り侵されて居た土地を悉く返却させ又卯を誅する等治績大いに見えるべきものがあつたが、遂に魯公とも意が合はず官を辭して諸國を遊

説し道を説き十三年の後再び魯に歸り専ら禮を修め樂を正し春秋を筆削して王道を明にした。門人三千人、六藝に通ずる者實に七十二人の多きに達したといふ。斯くて周の敬王四十一年七十三の高齡を以て歿したのである。

孔子の思想は論語によつて盡されて居り、其の根本とするところは仁を以て一貫して居る。然らば仁とは如何なる思想であるか、朱子は之を『心の徳愛の理』であるといひ徂徠は『民を安んじ人を長ずるの徳』と解し、伊藤仁齋は『遠近内外充實通徹至らざる所なき慈愛の徳』と解して居る。斯く人各其の解するところは大同小異であるが何れもその根本に於ては仁の一面的見方をして居る。要するに仁とは慈愛、忠恕、恩澤、勇氣、悅樂等の内容の全部を包含する最上至高の徳で、孔子がその終生の努力により體得した倫理道德の精粹であつて、人によつて解し方に幾分の差異があり、孔子自らも亦この仁に對して明快なる説明をして居ない等の點から推せばその本質に於て極めて複雑なる内容を有する爲めで、これを以て見るも孔子の教への高邁であつたことが窺はれる。

## 七、孔子と其の教育

論語に於ける其の教説よりして孔子は子弟を教養するに當つて先づ仁を體得した人物の養成といふことを目的としてゐた様である。則ち子弟に向つて『仁は徳なり』と教へてゐるところから考へると、孔子の理想とする人物は仁を體得した人であると思つてゐた様である。仁を體得すれば正しく自己を修むるは勿論、家を齊へ、國を治め、天下を平定することが出来るると爲して、教育の理想を修身治國平天下に置いたといふも差支ない。孔子がその子弟に教ふるや、常に道德を論じ政治を語つたのはこの爲めで、孔子の流を汲む多く

の學者達が著した大學に修身治國平天下を説いたのも孔子の思想を祖述したのに他ならない。

論語陽貨篇に『性相近きなり、習相遠きなり』とあるが、これは教育の可能を意味するもので、生れたまゝの人間は誰も格別大差はないが教育によつて大なる差異が生じてくることを説いたもので、又『唯上知と下愚とは移らず』といふのは教育が萬能であるものではなく、或種の限界を有するものであることを意味した言葉に他ならない。又この外に人格教育、個性教育啓蒙教育等教育の眞髓に徹して子弟を教育した邊り單なる思想家に留まらず、實に偉大なる教育家でソクラテスと共に世界の教育史を飾るに足るべく、其の教説が儒教として後世に傳はり佛教と共に東洋文化の精髓を作したのである。

## 八、我國民への影響

儒教は孔子の奉ずる道念を主體とした教である丈に一貫した道德教であり、『徳あるものは王たり』といへるが如き我國體とは合致せざる如きものもあるも其の甚だしく實踐的である點は當時思想的に極めて幼稚であつた我國民道德に理論的根柢を與へ、之を體系化したのであつた。我國體の象徴たる三種の神器の八咫鏡、八咫勾玉、叢雲劍を知、仁、勇に配した考へ方等も其の影響儒教に負ふところが多い。而して又聖徳太子により制定せられた十七條の憲法中其の第三條に『詔を承けては必ず謹め、君をば則ち天とし、臣をば則ち地とす。天覆ひ地載せ、四時順行し、萬氣通するを得云々』とあるは儒教の日本化された思想の表はれと見ることが出来るであらう。

斯くて儒教による國民道德の自覺は著しきものがあり、明治維新に至る迄連綿として相承けた國民道德の根柢は既にこの時代に不動の基礎を作して居たと云ふも敢て過言ではないであらう。此處に當時の道德觀念

を物語る適例としえ皇位繼承に關する稚郎子皇子と大鸕鷀尊との間の出來事を擧げる事が出来る。應神天皇崩するや天皇の御意志を以て皇位を繼承することになつてゐた稚郎子皇子は御兄君大鸕鷀尊に譲り給はむとして菟道に退かれた。然るに御兄君大鸕鷀尊は御父應神天皇の御意志を奉じて稚郎子皇子に位を譲り、遂に相譲り、て三年稚郎子皇子は御兄君の決意の動かすべからざるを知り自役して五倫の思想を全うせられた。之を知つた大鸕鷀尊は菟道に馳せ至り大いに動哭、遂に喪を發し菟道山に葬りて後、始めて帝位を繼承せられた。是等は因る所全く他に無きに非ざれども儒教の五倫の思想の影響したものと云ふことが出来るであらう。

儒教は斯くの如く一種の世界觀及び人世觀で、天命説の根據をなしてゐる天の思想や、中庸の思想は原始儒教の世界觀であり、仁義禮知信の五常、君臣父子夫婦長幼朋友の五倫、大學の三綱領たる明德、親民、至善の思想は原始儒教の人世觀であつて我國一般思想界に大なる影響を與へ、明治維新に至るまで四書、五經等の儒教の典籍が教科書として用ひられるに至つた。

## 第二節 佛教の渡來と教育

### 一、佛教の源來

佛教がはじめて我國に渡來したのは皇紀千二百十二年で欽明天皇の十三年に當り、印度に起つた佛教が支那に傳はつてから四百九十餘年の後で、更に我國に漢學渡來を去ること二百六十七年、此の間我國に在つては前述の如く神道により育まれた國民思想が、儒教を受け入れるに及んで一層其の振幅を擴大し、系統立つ



た思想が基礎付けられてゐる時代であつて、稍高き程度の批判力を具備して來た時で、故に新しく齎らされたこの新思想に對して幼稚乍らも批判解剖の態度を以て迎へたのであつた。

斯かるが故に是を非として排撃せむとする者と、大いに歓迎せむとする者との間に猛烈な争闘を起すに至つた。其の因て來るところは佛教の根本義が因果應報の理に基いて未來の苦樂を説き、現在に重きを置かざる點で、これは舊來我國民の奉じた敬神思想と甚だしく隔絶して居り汎神論的な見解により育まれて來た我精神界との調和を缺いた爲め斯かる紛争が起つたもので、これを以て新舊兩思想の衝突と看做すことも出来る。斯くて新舊思想の争闘は遂に新思想の勝利を收むるところとなつた爲め、佛教の移入は滔々として破竹の勢を示し、種々の方法によつて主として上流社會の精神界に浸入し、瞬く間に上流階級の精神界を浸潤しつつして遂に下層社會にも普及せむとする傾向を有するに至つた。斯くて佛教渡來以來近々五十年を出でずして、推古帝の朝となり寺院の數四十六ヶ所、僧侶は實に八百十六人、尼僧五百六十九人を算するの盛況を見るに至つた。

## 二、僧侶と文學

佛教が破竹の勢で普及するや必然的に經典の研究が盛となつた。經典は佛教が印度に發したものである關係上始め印度語に依りて書かれたものであるがこれが支那に入るに及んで漢文に譯され、日本に渡來したのは漢文に依るものであつた關係上僧侶は自づから漢文を解しなければならなくなつた。又一面に於てはこの時代より隋との交通が漸く開くるに當つて愈漢文の必要に迫られたので文を家職とする學者の子孫は勿論、僧侶も専ら外國と文書の往復をする様になつた爲め僧侶も亦大いに漢文を學ぶ様になつた。我國に於て

始めて漢文に依り書かれたものは彼の有名なる聖德太子の憲法十七條である。太子の英邁に在したことは世人熟知の事で日本書紀にも次の如く表はれて居る。

太子生れながらにして能く言ひ、聖智あり壯に及んで一たびに十人の訴を聞いて以てあやまたず、兼ねて未前を知り給ふ。且つ内教を高麗の僧惠慈に習ひ、外典（儒書の意）を博士覺智に學び給ふ。

とある。勝鬘經、維摩經、法華經等の註疏は實に太子に依り書かれたものでこれ等を見ても太子が如何に非凡な學才を有して居たかゞ分り其の文章も當時の漢文としては實に立派なものである。斯くの如く文學の事に當つたものは大體に於て歸化人の子孫又は當時歸化した人々であつた様であるが、佛教の漸く普及されるに及んで次第に僧侶も之に携はつたのである。隋との交通も亦漸く頻繁となるに當つて遂に天皇の十六年小野妹子をして大使に任じ、はじめて隋に送られ多くの留學生も彼地に渡航するに至つたのであるが、其以前に聖德太子の御事蹟中特に教化に力を致された事に對して筆を移し、加へて當時の社會相の一端を紹介する事にする。

## 三、當時の風潮

崇峻天皇に次で即位された推古天皇は我國最初の女帝に在し、攝政として用明天皇の皇子厩戸皇子が天皇を輔佐申上げた、これが即ち聖德太子である。當時大なる氏族は小なる氏族を兼併し、多くの土地、人民を私有して勢力を張り、地方に於ける之等豪族の勢力は逐次増大して遂に皇室をさへも凌駕せんとするが如き傾向が現はるゝに至つた。氏族の發祥は遠く太子に發し、氏族制度に依る集團生活に依つて我國の文化は開發され、皇室中心主義も、又は強烈なる國家觀念の發露も負ふ處は、氏族制度の完全に遂行されたことに依

ると云ふも過言ではないのである。然るにこの當時の氏族制の根本義をも忘却し、皇室中心主義をさへも破壊せむとする傾向を示して來た。由てこの弊風を打破し、土地人民を皇室に直屬せしめ皇室中心主義を確立する爲め社會組織に大改革を斷行する必要に迫られて來た。

當時氏族中に在つて最も勢力を有して居たものは物部、大伴、蘇我の三氏で先づ大伴物部二氏は外交問題を中心に事を構へ、遂にその紛争が累を爲して日本の三韓に對する外交は失敗するに至つた。次で興つた蘇我氏も物部氏と大いに權力を争つたが佛教の渡來を機として黨争を起し、皇位繼承問題が起るに及びてその紛争は尖鋭化し、遂に馬子は崇峻天皇を弑し奉るに至つた。而して又其の半面に於ては之等の氏族は代々其の職業を世襲し、才能の足らざる者も祖先が大臣である爲めに大臣の職に携はり國政を採ると云ふが如き有様であつた爲め文化は著しく形式にのみ流れ、あたかも平安時代の家學が次第に墮落して行つたと同一の弊風を生むに至つた。

斯くの如き時代の弊風に處し聖德太子は天來の才氣と、蕆著深き學識とに依つて大いに經綸を發揮し給ひ、憲法を制定し、冠位を設定せられ、佛教を獎勵して民心の向上を期せられ、國史を編纂して國體の尊嚴を瞭らかにし給ひ、専ら弊風を刷新して新日本の建設に盡瘁し給ふたのであつた。

#### 四、諸制度の改正と學問の獎勵

この時代に改正された諸制度を擧げると。

1、冠位制定 冠位の制定は家職世襲の弊を打破し、人材登用適材適所以て沈滞した社會諸般の刷新を計らむとする英邁なる太子の理想に出でしものにして大化の改新の先驅を爲すものと云ふべきである。則

ちこれを十二階に分ち、大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智の區別を作り、更にこれを紫、青、赤、黄、白、黒の色彩に依つて一目判然たらしめた。

2、憲法制定 氏族間の紛争を絶ち、國力の充實を計るには皇室を中心として統一せられた國家たらしめ、以て海外の文化を移入し、我國文化の實質を高め、國威を三韓、支那に發揚せしむとする遠大なる經國の理想が、法文として表はれたのが則ち十七條の憲法で、これ實に我國に於ける法律制度の起源を爲すものである。次に其の要點を掲げやう。

- 一、和を以て貴となし忤ふことなきを宗とす。
- 二、篤く三寶を敬せよ。
- 三、詔を承けては必ず謹め。
- 四、群卿百寮禮を以て本と爲よ。
- 五、糞を絶ち欲を棄て明かに訴訟を辨へよ。
- 六、惡を懲の善を勤むるは古の良典なり。
- 七、人各任し掌ことあり宜しく濫れざるべし。
- 八、群卿百寮早く朝り晏く退でよ。
- 九、信は是れ義の本なり事毎に信あれ。
- 十、忿を絶ち瞋を棄て人の違ふことを怒らざれ。
- 十一、功と過を明察にして賞と罰を必ず當てよ。
- 十二、國司國造百姓に斂ことなかれ。

十三、諸の任官せる者同じく職掌を知れ。

十四、群臣百寮嫉妬むことなかれ。

十五、私を背きて公に伺ふば臣の道なり。

十六、民を使ふに時を以てするは古の良典なり。

十七、夫れ事は獨り斷むべからず必ず衆と與に論ふべし。

以上の如く倫理的道德的訓戒を主として、特に争を戒められてあるこれは當時氏族の軋轢が甚だしくその爲め文化を停滯せしめたことを御心に留めさせられての訓戒であらう。

5、學問の奨励 前に例證した如く太子は非常に英邁に在し、自らも専ら佛學を修められたが、國體の光輝を海外に知らしめむとする思否から國史修撰の事業を始め給ひ、天皇記、國記等の記録を作られ、神武帝の即位の年を以て國史年代の根本を定められる。等國體の宣揚に力を主ぐ半面、小野妹子等を隋に遣し、文物の移入に力を傾けられ學術に努めた。斯くの如く太子は皇室中心主義を發揮し、儒佛二教を調和統一して國民思想の據るべき所を明かにし、我國文化の基礎を定めて國威を中外に宣揚し給ふた英聖であらせられたが四十九歳の壯齡を以て薨せられたのである。

### 五、留學生と我教育

推古天皇の朝小野妹子が太子としてはじめて隋に派遣されるや同時に留學生として次の如き八人を同伴した。

倭漢直福因 奈羅譯語惠明

高向玄理

新漢文大國

新漢人僧旻

南淵漢人請安

志賀漢人惠隱

新漢人廣齊

以上列舉した如き人々であるが何れも其の各の示すが如く三韓及び支那の歸化人で、多くは東西史部の一族である。彼等の氏名に大和とか志賀とかの地名を取つてあるのが東西史部の末葉であることを思はせるもので、家職として文書のこと携はつてゐた人々で當時に於ける最も學識の高かつた人達であると看故すことが出来るであらう。

而して彼等留學生が隋に赴くや間もなく隋は亡びて唐の時代となつたのであるが、彼等の中には非常に長年月の間彼地留まり新知識の吸収に努めた者が多く、高向玄理の如きは居ること三十三年にして歸朝して居り、彼等の歸朝に依つて我國の文化に異状な影響を及ぼしたことは程なく大化の改新が行はれたことを以て見るも窺はれるであらう。此の時代に及んで斯くの如く三韓、支那との交通が開くるに當り我國の文化は次第にその内容を高め、且つ又複雑性を帯びて來るに至り、教育は從來の如く無定見なものでなくして、或組織の下に行はれんとする氣運が現はれて來た。併しそれは多く支那の模倣に過ぎなかつたことは又止むを得ない事と云ふ可きである。

### 第三節 支那上代の教育

#### 一、我が學制と支那との關係

我國に於ける學校教育の起源と看故すものは、聖德太子が法隆寺に學問所を設け、僧侶を寺内に寄宿せしめて、學資を支給し勉學せしめたことを以て其の始めとされて居るが勿論幼稚極まるもので、其の教育法も僧侶として佛教を布教するに必要な程度の知識を養成せしむるに留まり、教科も主として教典の研究であつた。然るに佛教が仲介する支那との交易は漸く繁く、遂に小野妹子等留學生の派遣となり、彼地に渡れる留學生が進歩せる異國の文化を目のあたりに見、其の系統立つた組織に驚き、又異りたる人情風俗等より深甚なる刺戟を受け、盛んに新智識の輸入に努め、直接には大いに教育の必要を説き、又間接には、彼地の文化を我國民に紹介して、學術の必要を悟らしめた結果として、我國の文化は急激なる進展を見るに至つた。斯くて大化の改新に依る學制の確立を見るに至つたのであるが、其の大項は殆んど支那當時に於ける教育制度の模倣である點よりして、教育制度が確立するに至つた過程を検討するには、當時に於ける支那の文化の内容及び發達過程を瞭らかにする必要がある、特に本節を設け上代支那文物を述べむとしたことも亦是に他ならない。

#### 二、支那上代の文化

支那は世界に於ける最も文化の早かつた國にして、文字の如きも其の起源は極めて上代のことである。傳

説に従へば我國に於て神武帝が始めて橿原に宮を營まれた時より遡ること凡そ一千八百年の昔、黃帝の御代蒼頡なる者が始めて文字を作つたと云ふが、これは單に傳説にして歴史的事實なりや否やの確證を得ることは困難であるが、古くから文字の使用されて居た事は推測に難くない。則ち舜の時に契に命じて司徒となり、五教を布かしたと云ふ記録を以て見るも古く文字の使用されしを立證することが出来る。文教とは父義、母慈、兄友、弟恭、子孝の謂で、家庭生活を基準として起された倫理を理想とし、之を一般國民の間に行はしめ、一定の社會道德の規範を樹立せんとして廣く國內に行はしめむとする一つの方法に依り、司徒の役を置いたものと見ることが出来る。

然らば當時の社會組織の状態は如何、支那は其の土地頗る廣く人情俗の如きも全く一定せず、民族にして多種の異なるものゝ集合である關係上、上古から統一された國家觀念等に薄く、これを我國の萬世一系なるに比すれば甚だしい相違なるも、其の社會構成に於ては略々我國と共通のものありしは察するに難くない。個々の生活に於ても家族を中心とした社會組織に依り、常に樂天的、自然的生活を營んで居しものにして、我國上代に見る如く、携はる職業の如きも世襲の風あり、從つて社會の構成も我國上代と略々相等しいものゝ様に思はれる。從つて教育の素地たる内的要素の發達過程は、殆んど我國太古の發達と其の状態を同じくせるものである。唯我國と軌を異にするは文化の開發が甚だしく上代に屬し、我國の有史以前千八百餘年にして甚しく組織化された教育が行はれて居たことで、此點世界文化史を繕く者の等しく驚歎する處である。即ち上述の如く既に舜の時代にして斯くの如き社會組織に於ける教育施設が行はれて居たもので、如何なる點まで充實して居たものであるかと云ふことは判然せざるも、舜が伯夷に命じ禮を典らしめ、契をして樂を典らしめたことを以てすれば大いに教育に意を用ひたことが窺はれる。

而して舜に代つて政權を執つた禹も亦八政の中に司徒の官を設け大いに教育を掌らしめたのであつたが未だ幼稚なるを免れず。眞に支那の教育制度が確定したのは周の時代であつて、其の以前のことには上述の如く確證なく、莫として眞否が明らかでない。

### 三、周の興隆と諸制度の發達

周の武王は公旦の援けを得て大いに勢力を得遂に諸國を併呑して大いに經國に心を用ひて、封建の制を採り、建國に大功ありし臣下をして其の藩屏とし、一族をして悉く諸侯に列せしめ五爵の制を設けて専ら經國に力を傾注した。五爵とは公侯伯子男の謂で、公侯を以て其の領有を百里とし之を大國と稱した。伯は其の封七十里、次國と云ひ、子男の封は五十里之を以て小國とした。而して封五十里に達せざるものを附庸と稱して諸侯に附屬せしめた。此處に云ふ一里とは我國の三丁餘で封百里と云ふも我國の十里内外である。斯くて其の王族は三公、九卿、士大夫等を屬し、又諸侯中大國に屬する者の中には卿大夫等を置き専ら封建の實を擧げること努めた。

斯くの如くして國家としての外形が整ふや六卿の官職を設け、政治を司らしめたのであるが六卿中に司徒の職あり。司徒とは文教を司る官の謂で今日の文部大臣である。司徒を分ちて大司徒、小司徒、卿師等の役を設け、大司徒には卿を以てこれに任じ其の數を一名とし、小司徒は中大夫二名を任じ、卿師には下大夫四人を任命することとし、之等を以て中央に於ける監督官廳の役人とし、専ら文教の普及發達を掌らしめた。中央に於て斯くの如く文教に重きを置き諸制度を定めた爲め各地に於ける諸侯も亦之に倣ひ、夫々教育に關する行政の機關を設けた。即ち大國次國は三卿を置き中の一卿を司徒として、國內の教育を掌らしめ兼ねて

内治の任に當らせたのであつた。以上の諸例を以てしても、周が其の建國の頭初に當つて如何に教育に重きを置き、教育機關の整備に力を傾けたかと云ふことを察するのであらう。併もこと甚だ太古に屬し、西歐文化の起源たる希臘文化が未だ殆んど見るべきものが無かつた時代であつた事を思ふとき一入其の感を深くするであらう。

### 四、當時の學制

禮記王制中次の如き一文がある『周人養國老於東膠、養庶老於虞庠』又一説に『周は四代の學を併せ設けた』とある。以て其の面目を窺ふに足るであらう。當時大學として辟雍、東序、瞽宗等あり、辟雍は中央にあつて成均と云ひ、東序は左にあり東膠と稱し、瞽宗は右にあり即ち西學である。而して成均にては樂を教へ、東膠では舞を教へ、瞽宗では禮を教へたのである。斯くの如く各々其の部門を分ち専ら専門の學を教へた事等より推して當時の大學が相當に規模の廣大なものであつたことを知ることが出来る。一説に依れば成均は南にあり、辟雍は中央に在つたと云ふ者もあるが、其何れを探るべきか適確な論證がないので此處では普通行はれる説を採ることにした。又章中虞庚とあるは小學のことである。禮記の學記中に次の記事が見えて居る。

古之教者、家有塾、黨有庠、術有序、國有學、此年入學、中年考校、一年視離經辨志、三年視敬學樂羣、五年視博習親師、七年視論學取友、謂之小成、九年知類通達、強立而不反、謂之大成。

即ち、右の文中家と云ふのは閭と同じ謂であつて閭は二十五戸の稱である。黨とは五百家を謂ひ、二千五百

家を以て一州としたのである。又學とは大學のことであつて、國々に各々大學を設けて居たのである。而して大學の教師となる者は相當の官に在つたものが、官を辭して後其の職に就くので、大學教師は其國に在つても相當な權勢を有して居たもの、様である。斯くの如く大學は其國の學校であるが、その下に各郷にも學校が在り、上流階級に學問技藝を授けて居た。郷學とは塾、序等の謂である。

而して之等學校に學ぶ者は上流階級か又は王族等の如き限られたる人々で、其の入學の如きも一定の年齢なく、漢書は八歳にして小學に入り、十五歳にして大學に入るとある程度で、在學年限の如きも嚴格に規定されてはなかつたらしく、地理、人情に依つて年限の差異があり、又時に依つて隨時に年限の長短を行つて居た様である。禮記の學記に『入學者、王太子、王子、群后之太子、卿大夫、元士之適子、國之俊選』云々とあり。尙書大傳には『公卿之太子、大夫元士之適子、十有三年、始入小學、二十入大學。』と云ふことが見えてゐる。従つて其の入學に當つても格別試験を行ふと云ふが如きことなく、如上の入學資格ある者は隨意に入學を許されたものであるが、右文中『國之俊選』とあるは其國に於ける秀才の謂で、之等衆に秀でたる者は拔擢して適當な學校に入學せしめたもの、様である。この制度の發達したものが一定の形式化して試験となつたことは論を勿たない。

### 五、教育の目的

如上説明した如く當代に在つて斯く組織化され系統立つた教育の行はれたことは、一つに周公旦の計畫に依るところで公旦は實に周建國の大偉人で、良く文教を敷き、善政を行はむことを理想とした。其の後半に至つて常に戰禍を蒙りしも、周の治政が良く八百餘年の命脈を保ち得しは、文教の奨励が與つて力あつたも

のと謂ふべきである。併乍其の文教は貴族階級即ち支配階級の教育を主眼とするもので、禮記に『建國君民教學爲先』又は『教也者、長善而救其失者也』とある。これに依つて見るも國家の政務を掌る者を教導し、支配階級としての人格を養成せしめ、智識を深めしむると云ふよりも徳を養はしめ、徳に依つて治國の實を擧げむとしたものである。又先に擧げた俊秀の拔擢に依り被治者に入學を許されたものは、其の目的とするところも亦究極は治國の爲の教育に他ならぬものである。何となれば、被治者を入學せしむることにより夫等小數の智徳を高め、以て夫等の階級が屬する社會の指導教化に努めさせる爲めの教育であつた。従て彼等が學ぶ教科の内容も六藝、六儀、三德、三行といふ如き半ば道徳的で半ばは政務的なものであつた。六儀とは祭祀、賓客、朝廷、喪紀、軍旅、軍馬で、六藝とは禮、樂、射、御、書、數の謂である。斯くの如く専ら教育に努め、善政を敷き、治國の實を擧げた周も、建國八百餘年にして漸く紊亂し、春秋の戰國時代となり、始皇帝出づるに及びて漸く統一せられ、秦の世となつたのである。始皇帝は最も英氣に富み、自ら朕と稱し皇帝と呼んだ人で、國を治むるにも良く季斯の言を用ひ、周の封建制度を改めて郡縣の制度を敷いた卓見の王で、専ら諸制度を改革し、稀有の英斷を以て諸制を斷行したが僅かに二世、十五年にして亡び、後高祖に依つて再び天下が統一せられ、周に依りて基礎を作られた文教は茲に始めて異狀なる發達を遂ぐるに至つた。

### 六、漢時代の教育

高祖に依り平定された天下は武帝に依りて大いに經綸を發揮せられ、教育の諸制も再び復活を見るに至つた。即ち武帝は天下を十三州に分ち、其の下に郡及び國を置き、郡、國には夫々學校を興し、大學を設け

た。併し其の學制は大體に於て周時代の遺鉢を承けたもので、大綱に於て大差ない。唯特筆に價することは周の時代に在つては入學に格別の規制を設けず有資格者は任意に入學を許したものであるが、武帝は其の弊を除く爲め貴族といはず、庶民といはず、優秀なる者は試験に依り拔擢して入學せしめた爲め、教育の實質は漸次其の價値を高むるに至つた。而して其の選抜に當つては次の如き三種の方法に依り行はれたものゝ如くである。

一、賢良方正。

二、秀才孝廉。

三、博士の弟子。

以上三つの方法でこの制度は時代に依つて多少の異るところはあるが大要上記に據つたものである。降つて光武帝の頃五經博士を置き、十四科に分ち夫々五經の中の一つを專攻せしめたのであつた、世に之を十四博士と呼ぶ。又五經とは周易、尙書、詩經、禮記、春秋の謂で、當時學生の集ること三千人といはれ、前代未聞の盛況を呈したが學生は次第に浮華を好み、漸く文教の事に遠ざかるに至り、其の實質は漸次底下の憾みがあつた。斯くて數百年間沈滞の氣が漲て居た教育界も、前漢、後漢、南北朝等を経て隋起るに及び文教は再び復興し、前二時代をはるかに凌駕する盛況を示すに至つた。當時我國は推古天皇の朝に在し、聖德太子は天皇を弼け給ひて大いに佛教を獎勵し、文教の普及に力を傾けられて居た時で、我國文化の因て承くるどころ大なるものがあつた。然るに幾許もなくして唐の代となり、我國より小野妹子等留學生の渡航するあり、専ら文物の移入に努めたのであつて、奈良朝時代の文運を紹來したのも實に唐の文化に負ふところが多かつた。

### 七、唐時代の教育

隋亡びあ唐の代となるや高祖帝は即位の初め、皇族及び省く功臣に勅して子弟の爲めに小學校を立て、郷には各々郷校を設けしめた。これ即ち武徳七年の事である。唐の學制は主として隋の制度を其のまゝ受け繼いだものが多く、初め十道なりしものを十五道に小割し、道の下に州及び郡を設け、更に其の下に縣と郷を設け、中央に於ては勿論各郷邊に至るまで各々學校を設けしめ、國子監の官を設けて之等の學校を統轄せしめた。國子監には更に國子祭配、司業等小役を設け専ら學事を統監せしめた。

而して學校を國子學、太學、四門學、律學、書學、算學の六部門に分ち各々特色ある教育を施したのであつた。國子學は三品以上の文官の子弟を以て入學を許し、太學は四品、五品の子弟を入れ、四門學は六品、七品の子弟及庶民中優秀なる者を選びて入學を許し、律學、書學、算學は八品以下の子弟及び庶民中よゝ是等の業に精通せる者を選び入學せしめた。其の數實に二千二百餘人の多きに達し、學毎に博士、助教等を置いた。其の盛況思ふべしである。又其の外に門下省に屬して弘文館を置き、東宮に於ては崇文館を設け、王、親王、其他皇親、外戚及び貴族の子弟を以て是に學ばしめた。之は純然たる貴族學校で、前の國子學外五種の學は尙書省に依りて管轄せしめた。又地方の學として京都、都督、府、州、縣等にも夫々學を設けた。これを所謂國學といふ。次に如上の學校に於ける學科目及び修業年限に就て詳述しやう。國子學は十四歳以上十九歳以下を入學年限とし、學科目は、禮記、春秋、左氏傳を以て大經とし、各三載、詩、周禮、儀禮は中經として各二載、易、書、春秋公羊傳、穀梁傳を小經とし、易は三載、他は一載半、孝經、論語は總ての者に對して修學せしむることになつて居り修業年限一載、其他國語、說文、字林、三蒼、爾雅をも讀

ました又學生の試験は考試と稱して、旬試と歲試に分ち、旬試は十日毎に、歲試は一年の業を通じて、歲の終りに行ふを常として居た。而して之等の試験中八點を占むるを上とし、六は中、五を下とした。太學及四門學の規定は國子學と略同一で、書學生は二經に及第し、俊士（州學等より上れる者）は三經に合格し、及第しても尙留まつて勉強せむと願ふ者は、四門の學生に於ては太學に進ましめ、太學の學生は國子學に進ましむるを規定として居た。次に律學は十八歳以上二十五歳未滿の者を以て其の入學資格とし主として律と禮とを學ばしめ、書學は石經三體のみ三載とし、說樂は二載、字林は之を一載とし、算學は孫子、五曹を教科とし共に一載を以て修業年限とした。又貴族學校たる弘文館、崇文館は國子學と同一の學科を教へ、地方の國學は五經を教授し、兼ねて吉凶の禮を修めしめることとした。

而してこの時代に於て新例を開き、最も特色として居たことは科擧の制度の盛んに行はれて居たことで、學館より出願するものは博士が之を試験し、國學に據るものは州及び縣が之を試験して擧げるを慣例として居た。尙科擧の外に制擧なるものがあり、是は數年の間に一度行ひ衆人に秀れた學才を有する者をして合格せしめて居た。現今に於ける我國の高文官試験の如きもので、唯異るところは我國の高文試験は毎年施行するも制擧は數年間に、一度施行するを以て其の程度の高きことも自づから窺はれ、これを施行する時は唐帝自ら親臨し、成績優秀なる者に對しては特に美官を授けられた。故に之に應ぜんとする者は極めて多く、百人中僅かに一人の合格を見る程度であつた、推して標準の如何に高かりしかを知るべきである。

以上述べた如く唐時代の教育は非常に組織化され、系統立つたものであつて學制の如き今日より見るも幾多參考とすべきものがあるが、其の教育方針に至つは依然周時代の爲政者の養成を以て唯一の目的としてゐた。又入學資格の如きも、科擧、制擧等の制度あり、人材登用に力を傾けしに拘はらず、依然周時代の官等

によりて區別せし如き、一見甚だしき矛盾の如く思はるゝも、甚だしく門閥を重んじ、家職世襲の風ありし當代に在りては又止むを得ざりし事といふべきである。故にこの制度を何等の反省もなくして直ちに適應した我國の奈良、平安兩朝の教育制度に幾多の缺陷があり、社會を著しく封建的にした弊害も遠く其の源を此處に發して居ると云ふ可きである。

## 第四節 上古の教育思潮

### 一、上古の思想概括

我國太古よりの生活は前章に於て詳述せし如く、極めて自然的にして且つ樂天的に、又素朴にして現實的なるものであつた。その結果として思想も極めて幼稚で、教育の如き殆んど意識的に之を行はむとする如き傾向は見られなかつたが、應神天皇の御代文字の渡來あり、儒教を受け入れるに及びて建國以來奉信し來つた敬神觀念に、儒教を取入れるに當つて從來一面的であつた思想は、稍複雑性を帯ぶるに至つた。更に佛教の渡來するに及びて舊來の神、儒兩思想と著しくその傾向を異にせる新思想に逢着し、これをよく同化し受け入るゝに及びて從來複雑性に缺けて居た思想界に遽に多角的色彩を帯ぶるに至つた。之即ち國民思想の飛躍で、思想の飛躍に伴ひ教育も著しき進歩を遂ぐるに至つた。以下は主として總括的にこれを記述しやう。

### 二、我國固有の思想

應神天皇の御代、始めて文字の渡來ありしといへども未だ文學として使用さるゝに至らず、推古帝の御代



に至りて漸く文學の興隆を見るに至つたもので、嚴密な意味から云へば、推古帝以前我國は傳説の時代であつたと云ふも過言ではないであらう。而して之等傳説の多くは古代人の集合心理から生れたもので、我等は傳説中から古代人の生活様式や思想、習慣等を知ることが出来るが、これ等の中から意圖的教育の事實を見することは不可能である。併乍ら之等傳説の中樞概念たる敬神觀念を基礎として、我國特有の教育が行はれて居たであらう事は察するに難くない。そして其の中心とする思想は多くは實生活に基礎を發したもので、道念を主として徳育等は比較的等閑に付せられたであらう事も亦推察される。藤田東湖が弘道館述義中に「質餘りありて文或は足らず、實既に完くして名或は闕くるあり」と云つた如く、實質は體驗に依りて充分持ちながらも、その實質を活かす丈の思想に乏しかつたと云ふ事が窺はれる。これは甚だ不完全なものであるが敬神觀念に依り數百年の間培はれて來た純日本式文化の持つ特質である。

### 三、儒教の傳來と我思想界

斯くの如き思想情態の時に當つて、最も徳育を強調した思想的に程度の高い儒教が移入されたのであつたが、日本固有の特質に融和させよく其の核心を把握し、完全に日本思想と同化せしめて文化を高め、のであつた。併しながら儒教は其の根本思想は甚だしく日本固有の思想に類似の點あり、故に我國民がこの新思想を割合簡単に消化し、取入れることが出来たのであるが、その反面に於ては依然として多角的色彩に缺くところが多かつたのであつた。

### 四、佛敎の傳來と思想の變動

然るに始めて佛敎の傳來するや、其の思想は舊來のものとは甚だしく色彩を異にし、因果應報を説き哲學的

根柢深き爲め、當時有識の者をして眩或せしめ、遂に諸種の社會的變動の勃發をさへ見るに至り、物部、蘇我兩氏の紛争も亦其の餘波を受けたものに外ならない。次に當時の情況を述べ佛敎の傳來が精神界に如何に衝動を與へたかを知る一助としやう。飲明天皇の十三年百濟の聖明王は金銅の釋伽佛像、幡蓋、經典を獻じ表を奉つて曰く「是の法は諸法中最も殊勝なるもので解き難く入り難い。周公や孔子の如きも尙且知ることが出来なかつた。この法はよく無量、無邊の福德果報を生ずる。たとへば人隨意に寶を懐にするが如きである」と佛敎の功德を述べたので天皇はこの不可思議な法と、端嚴な佛像とを殊の外御喜びになり、重臣を否してこれを禮拜するか否かを問はせ給ふたのであつた。この時大臣蘇我稻目は「西蕃の諸國は一に皆之を禮す、豊秋日本豈獨り背んや」と奏上したので對して物部尾興は「我國家天下に王たるものは恒に天地社稷百八十の神を以て春夏秋冬祭拜し事をなす。方に今改めて蕃神を拜せば國神の怒を致さん事を恐る」と奏上した。蘇我氏は家の興つたのも新しく、朝廷に於ける役目は主として貢物を取扱ひ、歸化人を支配したので外國の文物を理解することが出来、進歩的で世界の大勢への順應を主張したのであつたが物部氏は代々武を掌り、貴族として保守的であつて國粹の保存を主張した爲めに之を排撃したのであつた。で天皇は兩派の義を折衷して佛を朝廷に祀らずにひそかに蘇我氏に授けて之を禮拜せしめた、ところ偶々疫病の大流行を見たので、これは異國の佛像を祀つたから國神の御怒りにふれたのであるとし、佛像を堀に投じたり寺院を焼いたりしたのであつた。斯くの如く我が精神界に異狀な衝動を與へた佛敎も漸次理解され、流布され日本化されて來るに隨つて思想界は急速な進歩發達を遂げたのであつた我國の教育思潮が稍組織化し、系統立つて來たのもこの時代から後の事で、之れ以前は特に教育思潮として擧げるには不自然な幼稚なものであつた。

## 第五章 奈良朝時代の教育

### 第一節 大化改新と教育

#### 一、時代の概況

氏族制度に依る弊風を一新し、皇威の發揚を行はむとして大いに經綸を發揮せられた聖德太子は偉業の中心にして薨じ給ひ、遂に大業を完成することが出来なかつたが、當時外來の文化を大いに吸收し、思想的に自覺して來た新人の間に太子の御遺志は完全に繼承され、太子の薨後二十餘年にして漸く其の氣運を招來するに至つた。即ち當時最も新人として學識高かつた中臣鎌足は、蘇我氏の專横を憤り、周孔の教を受けて南淵の學舎に通ふ途中に於て中大兄皇子と氣脈を通じひそかに蘇我氏を滅さんとしたのであつた。當時朝廷に於て絶對的勢力を有して居た蘇我氏は又氏族中の雄であつて、當時の弊風は全く蘇我氏一族に依つて醸し出されて居たと云ふも過言ではなく、隨つて蘇我討滅に依り、一朝に封建的氏族制度を破壊し、中央集權の實を擧げんとしたのであつた。斯くて蘇我入鹿の誅さるゝに當つて舊弊は全く一掃せられ、唐制を模倣した新制の確立を見たのであつた、此處に於て聖德太子の遺業は完成され、教育の制度も始めて確立し大いに文教が興隆した。

#### 二、教育の制度

大化五年唐の三省、六部を基礎として八省百官の制を定めたのであるが、唐の三省とは中書省、門下省、尚書省の謂で、大化の改新に依る八省とは中務省、式部省、治部省、民部省、兵部省、刑部省、大藏省、宮内省で以上八省中教育のことを掌つて居たものは式部省であつて、式部省中に大學、散位の二寮を置き、この二寮をして専ら文教を掌らしめたのである。斯くて天智天皇が御位に即かせ給ふや、大學を設け百濟の歸化人僧詠を大學頭に任じ、鬼室集斯をして學識頭とし、博士、諸學生を置いて専ら學業を教授せしめた。此處に言ふ大學頭とは現今の文部大臣に相當する役であつて、學識頭とは大學總長に同じ職である。之等文教の要職に何れも外國人を以てしたことに依り察するに、當時學問は大いに勃興して居たと云ひ乍らも學識高き者は依然として、文氏の子孫であつて、日本人の學問的素養は比較的低かつたことが窺はれるであらう。天智天皇に次で天武帝も大いに學術の振興に大御心を注がせ給ひ、専ら大化新政の實を擧ぐる可く大學を京都に、諸國に國學を置き大學には更に音博士、書博士等をも置き夫々學生を擇びて業に就かしめたが天皇は天文曆數にも御心を傾け給ひ、自ら占屋台を建て、天文博士を置いて天文の研究を掌握せしめた。斯くの如く天智、天武兩帝共専ら文教のことに大御心を注ぎ給ふたが主として大學教育を獎勵したものであつて、初等教育の如きは殆んど顧みられなかつたものゝ如くである。

#### 三、大化新制に依る教育の發達

大化以前は皇室の支配に屬して居た土地及び人民は、全國の中でも小部分であつた。改新に依つて從來地

方に勢力を振つて居た豪族に支配されて居た土地人民を悉く朝廷に收めて、公地公民となし、地方分権制度であつたのを改めて中央集権制度とした。此處に於て國の富は其の全部が皇室に集中され、朝廷の御威光は著しく増進するに至つた。しかし交通の不便な當時の事とて中央集権の制度は旨く徹底せず、中央の命令は往々にして行届かず、其の上當時の地方民は極めて智識の程度が低く、新政に依る制度の何物であるかと云ふが如き理解に乏しかつた爲め、之に乗じて不正行爲を働く地方官等も尠なくなつた様である。而して又一面に於ては一旦撲滅された氏族が何等かの機會を利用して、再び一族の勢力を挽回せむとする如き傾向を示して居たので新制度に依り制定せられた法規も充分には行はれて居なかつた。是は後年再び氏族が擡頭し遂に藤原氏が榮華を爲す素因となつたのである。

大化新政の大なる收獲は、從來朝廷の官職は門閥の世襲することゝなつて居た爲め、門閥に生れざる者は如何なる才能を有する共重用されることなく、其の結果として知能を養ひ榮達を許らむとする如き氣風が尠なく、社會に澁滞たる元氣は缺け、表面のみに於ては平和で、民衆の知的標準も低下し勝であつたものが、新政後門閥重用の弊風が改められ、才能あり學識高き者は門閥と否とを問はず重用されることになつたので、朝廷に仕へし諸臣は勿論、榮達を望む者は才能の養成に大いに力を注ぐ様になり、その爲め教育は速かに興隆したのであつた。この氣風は獨り朝廷に仕ふる者のみに限らず、其の影響が庶民間にも及び、佛教の普及發達と相俟つて教育は普及向上の氣運を招來したのであつた。文武帝に至り大寶令の制定されるに當り教育制度が極めて系統的に組織せられたのも、其の因て來るところは大化の改新に負ふところ多きを思ふ可きである。

## 第二節 大寶令の制定と教育

### 一、大寶令の學制

大寶令は文武天皇の大寶元年忍壁親王、藤原不比等に依つて制定せられたものであつて、翌二年法令として施行せられた。

大寶令は我國に於ける法令の制定せられた最初のものであつて、諸般の法令に於て完備せることは當時の文化程度より推して全く驚嘆に價するところで、就中教育に關する諸制度の如き最も充實したものであつた。即ち我國の教育制度はこの大寶令に依つて始めて確立したと見て差支ないもので、この法令の教育に及ぼした影響は甚大であつた。次に其の學制に就いて記せば、大學、典樂寮、陰陽寮、雅樂寮等は之を京都に設け、諸國には國學を置き、鎮西の府たる太宰府には特に府學を設けた。これが學業院と云ふ。

### 二、大學の所屬

大學は式部省に屬し、之を詳細に云へば大學寮と云ひ、規定の學科目の外に春秋二回に釋奠即ち孔子の祭典等を行ふ役目を持つて居るが其の外は専ら教育に従事して居た。而して大學寮の所在は京都二條大路の南、神泉苑の西で、其の規模は極めて廣大なものであつた。尙所在に就ては二三異説あるも二條大路とするものが論擧が正しい様に思はれるので此處では是に據つた。

### 三、大學寮の官制

大學寮には種々の分科があり、大寶令に依る大學寮の職制には次の如く表はれてゐる。頭、助、允、屬の四部に分けし事務官を置き、之に並んで明經、音、書、算の四道の教官があり、明經の教官を博士と云ひ、博士の下に助教を置いた。音、書、算には夫々音博士、書博士、算博士等があり、其人員と官位とは次のやうである。

大學頭	一人	從五位下	(掌簡試學生及釋奠事)
大學助	一人	正六位下	
博士	一人	正六位下	
大學大允	一人	正七位下	
助教	二人	正七位下	(掌國博士)
大學少允	一人	從七位上	
音博士	各二人	從七位上	
書博士	各二人	從七位上	
算博士	各二人	從七位上	
大學大屬	一人	從八位上	
大學少屬	一人	從八位下	
學生	四百人		
算生	三十人		

使部 二十人  
直丁 二人

斯くの如く大學寮には經學部、音部、書部、算部の四部あり、音部は經學部の學生も亦之を學んだ。而して博士と助教とは主として經書を教授し、學生に課試することを掌り、音博士は字音を教ふることを掌り、書博士は書道の教授を、又算博士は算術を教ふることを掌つたのである。明經を學ぶ學生は經書を學ぶに先んじて先づ音博士に就き、正確なる支那音を學んで、一通り音に關する學習を終るに及びはじめて經義を學ぶを順序として居た。又書道を習ふ者は明經の學生の外、式部省の書生等であつて、特に音博士の下に音の學生が居ない如く、書博士の下にも書の學生は居なかつたものゝ様である。故に四部と稱するも其の實際は二部門であつた事が窺はれる。

大要以上の如き制度の下に大學の教科は行はれて、居だものであつて當時大學の教職員はあまり優遇されて居なかつたらしく、現今の大學總長格たる大學頭が其の官等僅かに從五位上であつたことを以て知る可きである。

### 四、大學の學科

大學の學科に關しては次の如き規定が設けられて居た。

凡、經、周易、尙書、周禮、儀禮、禮記、毛詩、春秋左氏傳、各爲三經、孝經論語學者兼習之。

とあり、一定の註釋を基として講讀されたのである。即ち周易は鄭玄、王弼の註に依り、尙書は孔安國、鄭玄の註に依り、左傳は服虔、杜預の註を用ひ、禮記は鄭玄、何晏の註に依つたのであつて、是等もその大項

は全く唐制の模倣であつた。又大經、中經、小經の區別を設け、學習の範圍を定むる等何れも唐制に據つたものである。其の後紀傳博士が起るに及んで史記、漢書、後漢書、三國志、晉志を各一科と爲し、爾雅、文選も亦一科の書とし、史記、漢書、後漢書の三種及び文選は大經に準ぜられて居る。又明法道は主として我國の律令を修學せしむることとした。明法道に於て特に法律を我國のものとしたことは大化新制の主旨に添ひ、我國の國是を確立させむとする理想から出たものである事は察するに難くない。又算科の教科書等も殆んど唐制に據るもので、孫子算經、五曹算經、九章算經等が使用されて居たものである。而して明經に在つては如上七經の内二經を學習し終れば卒業が出来、貢舉に應ずる資格を與へられて居た。

### 五、修學の情況

學習の規定は凡て旬課とし、十日毎に一日の休日が設けられ、休日の前日には各科生を通じて博士に依り試問される例となつて居た。之等も即ち唐制の模倣であつて、一年の終りとなれば大試験を行ひ、合格した者には貢舉の受験資格を與へて居た。是等る制度は全く唐の旬試歲試の制度をそのまま適用したものである。而して經書の學習は一定された註釋書に依り、それを暗記するのみであつて、他の教科をも兼習することを許されて居た。

斯くて休日の前日となれば各々旬試が行はれて居たのである。其の方法は、音科に在りては一千言の發音中連続した三字を隠し、之を生徒に答へさせ、文章の意義に關する試験は二千言毎に大義を一條試験し、何れも三條の問題中二條以上解答し得たものを合格者とし、一條も合格しなかつた者に對しては學業怠惰なりとして體罰を加へる規定となつて居た。これは旬試の大要であつて歲試は大義八條を以て試験問題とし、六

以上の合格者を上とし、四又は五題の合格者を中とし、三以下の者を下とした。三ヶ年連續下の成績であつた者及び在學九ヶ年にして貢舉に堪へない者には退學を命じた。又歲試は皆意義の解釋で發音に關する試問は之を行はないのが通例とされて居た。

### 六、大學の入學法

大學に入學を許される者は五位以上の者の子弟と、東西史部の子弟とに限られて居た。又國學中よりも成績優秀な者は大學の入學を許すことがあつたが、之は實に限られたる少數の者で普通は如上の規定を用ひて居た。當時史部は書記生として官に就いて居り、六位から八位までの間に叙せられるのを普通として居た。併し史部に非らざる者で、官に就き同等の位に叙せられて居る者の子弟は特に入學を志願することに依りて許可されるを通例とし、其他の者には入學を許されなかつた。五位以上の者には重臣をはじめ、諸王も之に包括せられて居たが、獨り親王は各々文學と稱する侍講を置き、教育に當らしめて居つた爲め諸王、諸臣と共に大學に於て教育を施す如きことをしなかつた。斯くの如く大學は依然門閥の教育機關たるを免れず諸制度も完備し、文化の大いに開發された當時尙舊弊たる門閥尊重の風の著しかつたことは、特に注意を要することゝ云ふべきである。

大學入學の年齢は十三歳以上十六歳以下とせられ、官に在る者以外の子弟は入學を許さなかつた關係上、大學は制度としては甚だ完備したものであつたが、これに學ぶ學生の數は實際に於て甚だ尠なかつたことが窺はれる。これを如實に證明するものとして、次に大寶令發令當時に於ける入學有資格者の數を示さう。入學に無制限であつた五位以上の者は百四十三人、六位から初位迄の者八百六十人(共に皇族の家令を除外す)

其他位のみを有し、官に就て居なかつた者等が極めて少數あるのみで、この數字を以て見ても學生の數が略察しられるであらう。

### 七、大學の學費

大學に學ぶに當つては別に授業料の徵集は行はなかつたが、一人の學生を大學に入れ教育するには相當多額の學費を必要として居た様である。夫れは當時大學に入るに當つて東脩の禮が行はれてゐたことを以て見るも其の一端を知ることが出来る。學令の中に次の如き一文がある。

凡學者在學、各以長幼爲序、初入學皆行東脩之禮於其師、各布一端、皆有酒食、其分東脩三分入博士二分入助教。

之に依つて見るに東脩の禮は公然行はれてゐたもので、この文に依りて酒食を教師に饗してゐたことも分る。又東脩は博士が三分を取り、助教は二分を受けたことも窺はれる。然るに當時大學に於て教職に携はる者は一定の報酬を朝廷から受けてゐたもので、學生より東脩の禮を然も公然と受けることは甚だしく不自然なこと、云はなければならぬ。この弊風は支那に於ける私學の風習をそのまま受け入れたもので、朝廷より一定の封祿を受け教職に携はつてゐる者に對して、斯くの如き習慣が行はれてゐたことは特に注目し價する。斯様に大學に學ぶには相當多額の學費を必要とした爲め、規則には希望に依りて官位低き者の子弟も入學を許されて居乍ら實際は相當富有な家庭の子弟でないとい入學が出来なかつたもの、様である。

### 八、大學の維持法

當時大學を維持するに當つては相當莫大な經費を必要としてゐたことはその職制に依つても明らかで、朝廷より補助金を支出し旁ら大學所屬の田地を設け、其の田地より生ずる米の額に依つて經營するのが大學維持の方法であつた。大學に所屬した田地を勤學田と云ひ、『日本教育史略』中勤學田に關し次の如き事が表はれてゐる。

惟ふに大學、雅樂二寮に在りて門徒の苦むところは衣と食なり、又天文、陰陽曆、算、醫、針等の學も寮學の要とする所なれば、並公廩田を置き、應に諸生の供給に充つべしと、乃大學寮に三十町雅樂陰陽典藥の三寮に各十町を置く。其後大學の生徒漸く多くして、費用の給せざるを以て延暦十三年越前の水田一百二町を加へ、前と通して一百三十二町あり、名づけて勤學田と云ふ、時に大學別當和氣廣世も亦私田、二十町を奉じて學費とす。後又常陸の稻九萬束、丹後八萬束、近江、越中、備前各一萬束を以て國司に付して百姓に貸下し、其利稻を收む。是を出舉稻と云ふ。其息を以て學寮の雜費に充つ。又新錢を鑄造する毎に左右京に分貸し、其利子を以て學生の菜料に供す。天長元年山城の地五町九段を給し、四年河内の荒間の地五十町を給し、七年近江の荒田三十七町間地二十町を給して悉く學徒の費用に供す。當時學校の大にして學生の盛なるも亦以て想ふべし、其他陰陽典藥の二寮も地を賜ひ、田を給して生徒の學料に給すること大學の例に准ず、天長三年河内の間地二十町を陰陽寮に給し承和四年京北の地を典藥寮に賜ひ、六年東鴻臚院の地を以て御樂園とす。貞觀五年亦河内の間地を陰陽寮に加ふ。學田を給し諸寮の供用に充つるもの世々其恩典を下す斯の如しと雖も年代の久しき事皆其例に沿ふこと能はず、荒地間田或は開墾に付せ

す、或は水災に損ずる者少からず、舉稻新錢もまた主司の交代する毎に多くは差闕す、京中の新錢利子も天長以後絶て納むる者なし。故に元慶八年大學頭藤原佐世の請を以て更に新錢一十三貫を左右京に分賦し、其子錢を納めしむ。然れども勤學田の如きは穀倉院に移して道路修復の料に充て、其他或は他寮に分割し、遂に昔時盛大なりし學寮をして、鞠まりて茂草たらしむるに至る。延喜中式部大輔三善清行論列して其弊を奏す。故に再舉稻學料の舊例に復すること大學式に見えたり。

これに依つて見れば當時如何なる方法に依つて大學の諸費用を捻出してゐたかが窺はれる。又この文中にも見ゆる如く、是等の學料は完全に納められることが次第に少なくなり、遂には經費が缺乏して一時荒廢に歸したのであつた。その後再び大學の興ると共にこの制が施行され、幾多消長はあつたけれども相當に久しい期間に亘り、勤學田に依る學料の支出が行はれてゐたのであるが、漸く大學が衰微するに及んでこれに入る者も漸次少くなり、遂には引用した文中にもある如く鞠まりて茂草となつたのである。この時三善清行に依つて大學復興が建議せられた時の文書に依つても當時の様相が分る。

伏見古記「朝家立大學一也、始於大寶年中、至于天平之代、右大臣吉備朝臣、怖弘道藝、親自傳授即令學生四百人、習五經三史明法算術音韻韻藻等六道、其後代々下勅給罪人伴家持越前國加賀郡没官田一百餘町、山城國久世郡公田三十餘町、河内國茨田澁川兩郡五十五町、以充生徒食料、號曰勤學田云々」

以上の文に依つて見れば、再興された大學の經營方法が相當組織立つたものであつたことが分る。更に勤學田に關する延喜式の大學式記に依れば、

凡常陸國稱稻五萬四千束、近江越中備前伊豫等國各一萬束、預國司出舉以其息利春米並交易輕物、每年附貢調使送、納充於寮家、雜用、若有未進、移主計寮、拘使、反抄、

凡丹後國稻八百束、預國司每年出舉、以其息利、交易味物、送寮充學生等、菜料、

凡越中國磯波郡、壘田、地壹拾捌町肆段貳陌步、就中熟田十三町二段四十步、未開、地五町二段百六十步、

播磨國印南郡、壘田、地壹拾漆郡百捌拾步、就中熟田五町二段二百八十八步、未開、地九町七段二百五十二步、荒田一町九段三百二十四步、山城國久世郡七町、

右田准、鄉價賃祖、以充學生、食、

山城學久世郡、白田一町、永爲菜圃、其在京中園地者、任命得業生等居住、若有餘地者、種殖雜、菜、以充食料、

學生等、年中食料、鹽者、仰備前國司、每年出舉正稅一千束、以其息利、交開令進、

以上延喜式に依れば勤學田の制度が一層詳細に判明するであらう。

## 九、學問科

尙之は論旨が幾分旁系に傾く感はあるが、學問獎勵の爲め菅原、大江兩氏が其子に學問料を賜はらんとし、朝廷に奏上したことに關し興味ある文献を『日本教育史略』より引用して讀者の参考に供し様と思ふ。

學問料を生徒に特賜して、其業を專攻せしむるは蓋桓武帝より始まる。帝學を好み、諸王たりし時嘗て大學頭となれり、位に即くに及びて菅原古人を侍讀とし、常に左右に置きて師とし事ふ。古人卒して後舊勞を念ひ四子清公等の寒苦家學を傳ふること能はざるを憐み、延曆四年衣食の料を賜ひて學に就かしむ、これを穀倉院の月料と云ふ。學問料を賜ふことは是を始めとす。但是より五十餘年前天平二年に太政官奏す、大學の生徒既に歲月を經れども、習業庸淺にして猶博く達し難し、是家道困窮にして資給するに物無く、

業を好むの徒ありと雖志を遂ぐるに堪へざればなり、望み請ふ、性識聰慧にして藝業優長なる者を選び、衣食を給して精を學問に專にせしめん、又陰陽醫術曆學の類は國家の要道にして廢闕す可からず。

但諸博士を見るに、年既に衰老せり、今にして業を習はしめずば、恐らくは其の傳を絶たん、因りて生徒に衣食の科を賜ふこと大學生に准せんと詔して是を許すと史に見えたり。然れども思ふに當時未だ勤學田を置かず、學生皆資給を自家に取るに似たれば是を以て始めとなすべからず。故に特に學問料を賜ふを桓武帝とす。是より以後菅原氏世々業を傳へて大江氏と共に文學の世家と稱し、其子孫必學問料を賜はりて家業を傳承す。大江氏は晉人を始祖とす、菅原氏の學問料を請ひしは天曆十年に菅原文時其子惟照の學料を乞ふの狀に曰く、此料の始は當家より起る、高祖父從三位清公朝臣其兄弟四人一時共に賜はる者是なり夫箕裘の業を輔翼するは、好文の君の恵にして、能く書籍の道を遺傳するは實に成業の子の任する所なり。伏して乞ふ、特に天恩を蒙り、穀倉院の月料を賜はりて彼の勸學を資けんことをと、後康保二年又次子惟照に學料を乞へり、大江氏は長保四年に匡衡其子能公をして六代の業を繼がしめんが爲に上奏して學料を乞ふの狀に曰く、大江菅原兩氏共に文學院を建立す其門徒となりて文學を講習する者世々絶えず、故に兩家の子孫は才否を論ぜず、弱齡に拘はらず、其家業を傳へて常に出身することを得たり。菅原爲紀は七代を以て舉に應ず、其時に高岳相如賀茂保胤等學才に富める者なりと雖も敢てこれを争はず、大江定基は五代を以て任に富る。當時田口齊名弓削以言等あり、文章を巧にすれども敢てこれに競はず、夫累代の業の重んぜらるゝこと斯くの如し、伏し乞ふ前例に准じ、男能公に學料を賜ひ早く世襲の業を繼がしめよ、とはなり後大江匡房も亦學料を賜はれり。

これは菅原氏大江氏が學問料を賜はらむとして朝廷に奏上した内容で、これ等も其の因て來る所は大寶令の

大學に勸學田があり、學問をせむとする者を優遇したことに因るもので、極めて興味ある文献である。

## 二、其他の學校

### 一、國學

大寶令に依りて制定せられた學校中式部省に於て學生を補するものを大學と稱したことは前述の如くであるが、各國司に依りて之を統括せられたものは國學と云つた。國學は其の内容等大學と異なるところなく、入學其他の規定も亦大學に準ずるものである。即ち前者を現今の官立大學に比すれば後者は私立大學の如きもので、其の組織は京都に於ける大學寮と、典藥寮との二寮を合併した様なものと思へば差支なく、すべて國司の支配に屬して居た。而して其の教官を國博士と云ひ、當時地方に於ては未だ教育が振はず、従つて學者も甚だ少なかつた爲數箇の國學に一人位の割合に國博士の配置さるゝを常として居た。國學の入學規定は大學と大差は無いが大學に學ぶ者は多く朝廷に仕へた者の子弟であるに引換へて國學は主として郡司の子弟が多く、又時としては庶民の子弟も入學を許されて居た。又學生の收容數は國の大小に依り差違があり、大國は五十人とし、上國四十人、中國三十人、下國二十人を限度とした。國學の大學と異なる處は大學は學生が主として貴族階級の子弟であるに比して國學は郡司、庶民等から入學せしめた爲め、地方開發に甚だしく貢獻するところが多かつた。當時國司は中央から派遣されて居たが郡司は其の地方に於ける有力者中より任命して居たので、之等の子弟が國學に於て教育を受けることに依り教育を普及させる點に著しき効果を齎したことは論を俟たない。



如上庶民の子弟に對しての入學許可は、郡司の子弟に依りて定員が満たざる場合のみに限るものであつた。隨つて時に依り其數に差違を生じて居たが多くの場合郡司の子弟に依り定員に満たざるを常としてゐたので絶對に入學不能になる様なことはなかつたらしい。庶民の子弟にして入學を許された者は時としては、大學への入學をも許されて居たがこれは極めて稀であつた。

最後に國學の設けられて居た位置であるが普通國司の居る所に設けられたものゝ如くで、之に關する明かな文献は残つて居ないので適確に云ふことは出来ないが唯々下野の足利學校はその後を受けたものであるとの説が最も有力である。

## 二、府 學

府學とは其の性質全く國學と同一のものであるが、太宰府にのみ設けられた學校の謂で、當時太宰府は九州の鎮めとし重きをなし、其の管轄は豊岐、對馬、筑前、豊前、豊後、肥前、肥後等を含む廣汎な範圍で、その監督官廳の所在して居たところを太宰府と稱し、太宰府には此等諸地方の總國學とも稱すべき府學を設け、大いに學業の獎勵に努めた。府學は普通學業院と呼び、其の規模も國學よりもはるかに大きなもので、教科が國學と違つて居た點は特に算生をも置いた點で、學生の定員は二百五十名であつた様である。これらば管轄區域に、大國一、上國五（肥後を大國とし、筑前、筑紫、豊前、豊後、肥前は上國にて此外に豊岐、對馬を含む）を包含することに依り其の定員が定められたのであつた。天平勝寶六年吉備眞備が太宰大貳として赴任するや説意府學の興隆に力を致し、中央の大學に倣ひ勸學田として二十四町歩の田地を設け學資の一助とした爲め大學をも凌駕する盛況を示し、一時は學生の數も二百三十名に上つたと云ふ。

教科の内容は極めて貧弱であつたらしく、神護景雲三年太宰府より、府庫に五經を藏するのみにして他の史書が無いからと朝廷から史記、漢書、後漢書、三國志、晋書各一部を賜はつたと云ふ事より推して其の程度を知ることが出来る。併し之は獨り府學のみに非ずして當時の大學等も略之と大差はない程度のものであつたらしく、隨つて國學に於いては其の内容推して知るべしである。

府學は又學業院と稱し、國學に國博士を置いた如く此處にも亦一人の太宰博士を置き、太宰博士は從七位に叙せられるを普通とした、府學生中より大學に進み得ることは國學と同様で、府學、國學共に明經を主として教授せしものゝ如くである。

## 三、諸 寮

大學、國學、府學等が式部省に屬する教育機關であるがこの外に次の如き諸寮の設けがあつた。典藥寮、陰陽寮、雅樂寮等が即ち夫れで、典藥寮は宮内省に屬して醫事を掌り、陰陽寮は中務省の管轄にして天文、曆數の教育を掌り、雅樂寮は治部省に屬し、音樂に關する教育を掌つて居た。

1、典藥寮 典藥寮は醫生、針生、按摩生、呪禁生、藥園生等より成り、醫博士一人、針師五人、針博士一人、按摩師二人、呪禁師二人、呪禁博士一人、藥園師二人を置き、學生は醫生四十人、針生二十人、按摩生十人、呪禁生六人、藥園生六人、合計八十二名の學生を擁し他の學寮中最も盛大を極めて居り、更に養老元年よりは女醫を置き、女醫博士等も設けられる様になつた。普通教育が前述の如き幼稚な時代に於て特殊教育が斯様に組織立ち、進歩して居たことは特に注目を要すべきことである。

2、陰陽寮 陰陽寮は現在の氣象臺の如きものにして、曆、天文、漏刻等の研究をするところで、陰陽博

士一人、曆博士一人、天文博士一人、漏刻博士二人を置き諸生を教授せしめた。陰陽博士は陰陽生を教授し、曆博士は曆生を、天文博士は天文氣象の觀測に當り、兼ねて天文生を教授した。而して各科の學生數は陰陽生十人、曆生十人、天文生十人であつた。

3、雅樂寮 雅樂寮はその名稱の示す如く歌舞音曲の教授を行ふところで、歌師四人、舞師四人、笛師二人、唐樂師十二人あり、歌師は歌人及び歌女を養成する事に努め、舞師は雜舞を教へ、樂師は樂生を教導し、各科の生徒は歌人三百人、歌女百人、舞生百人、笛生六人、笛工八人、樂生六十人であつた。各科の内特に唐樂師に十二名の多數を擁して居たことは當時の諸儀式が悉く唐制に據つて居た爲め斯く多數の樂師を必要としたのであつた。尙この外に畫工司と云ふがあり、畫師四人、畫部六人を置き美術の事を掌らしめたのである、畫工司は中務省の管轄に屬して居て直接には前記諸寮と關係は無かつたが、是を以て當時美術の事にも關心を持ち、其の教育制度の設けられし如き注目し價するものと云ふべきである。

以上列舉した諸寮は學令の規定外に屬するもので、之を普通教育と看做するとは不自然であつて、之等は育教機關と云ふよりも寧ろ技術員の養成機關と云ふべく、各寮に各々行政事務があり、執務の傍ら之等特殊な技術員を養成して居たのである。之を現今に適應すると丁度電話交換局に於て必要な電話交換手を養成して居る如きものと思へば大差はないであらう。

### 第三節 貢 舉

#### 一、貢 舉 の 謂

貢舉とは大學を卒業した者が官速に就く爲めに一の資格を取る可く受くる試験の謂で、現今に於ける高等文官試験の如きものである。普通大學に於て二經に合格すれば貢舉に應ずる資格が出来て居た。貢舉の法も亦唐制を全く模倣したもにして、其の管轄も大學國學等と同じく式部省に依つてせられて居た。然し我が國の貢舉の法が唐制を全く模倣し乍ら、唐の制度は大いに學問の獎勵に役立ち、大學教育をして意義あらしめたるに反し、我國の貢舉は結果に於て格別の貢獻を與へなかつた。その原因は次項に於て詳述することにしやう。

#### 二、貢 舉 の 科 目

貢舉の科目は、次の如き六種類に依つて行はれるを通例として居た。秀才、明經、進士、明法、書、算、以上の六種で、この中秀才、進士の二科は主として明經生中より採り、經書の義理に對してはあまり立派な成績の者でなく共、文藻の豊かな者を探ることになつて居た様である。併乍ら義理は大學に於て教官より經書の講義を教授される爲め、勉強の如何によつて及第することも亦落第することもあるから、其の及落は學生の努力如何によるものであるが、此の義理は貢舉の科目には無く専ら文才の如何を試みる制度であつた爲め、其當落は一つに天分の如何に負ふところが多かつた様に思はれる。これが貢舉による獎學が案外行はれ

なかつた一つの原因である。而して其論文の内容は秀才には主として政教の根本問題に關する論文を、進士には専ら治國の要務に就ての論文を書かせることをして居た。其の他論文以外に文選と、爾雅の二書に對して語誦試験をも行つて居たが、この二書も亦大學の教課の中には含まれないものであつた。

又明法の試験は我國の律令に就て試験官が口頭を以て行ふ例となつて居り、これも亦大學に於ける課程外のものであつた。斯くの如く貢舉の試験は殆んど大學の教科以外から試験を受けて居たことを以て見るに、貢舉は官途に就く爲めのメンタルテストであつて、學力本位に傾いたものでもなかつた様に推察することが出来る。

### 三、貢舉と叙位

斯くの如くして貢舉に應じ、及第した場合官に就くに當つて何の程度の官位を授けられて居たかと云ふと、貢舉及第の成績によつて官位の高下が設けられて居た。

次にその詳細を掲げやう。

秀才上々及第	正八位上
秀才上中及第	正八位下
明經上々及第	正八位下
明經上中及第	從八位上
進士甲及第	從八位下
進士乙及第	大初位上

明法甲及第 大初位上  
明法乙及第 大初位下

以上の如くで、之等の中明經秀才に上、中以上の成績を得て、特に孝悌の聞え高き者に對しては右表の位階より更に一階を進められ、秀才、明經にして若し蔭位を有する者に對しては孝悌の聞え高き者と同様一階を加へられて叙位される慣例となつて居た。蔭位とは、貴族の子に對して賜はつてゐた位のこと、夫等の子は父が高官である爲めに自らは何等功勞は無く其叙位されてゐたもので、父が三位以上の者である場合は其子を蔭子と云ひ、四・五位の者の子は位子と稱ばれてゐた。而して蔭子の場合も位子に於ける場合も庶子は嫡子よりも位の低きを通例とした。参考の爲め次にその位階を示すことにする。

父の官位	嫡子	庶子
一位	從五位下	正六位上
二位	正六位下	從六位上
三位	從六位上	從六位下
正四位	正七位下	從七位上
從四位	從七位上	從七位下
正五位	正八位下	從八位上
從五位	從八位上	從八位下

以上は各々子に對する場合の叙位であるが、三位までの高官に在る者は其孫に對しても蔭位を叙し、其の階級は子よりも一等下るのを通例とした。

#### 四、貢舉の性質

貢舉は前述の如く官吏任用の一つのテストであるが、貢舉に及第せし者に對する特典は誠に僅少なものであつて、前項に於て示せる如く高位にある者の子及び孫が何等の勳功も又夫れに匹適する實力も有せずして從五位以下に叙せられ、最下級たる從五位の官位を有する者の子に於てさへ從八位上の位を無爲にして叙せられしに比較して、貢舉は秀才上々及第にして僅かに正八位上に叙せられるに留まり、學生が具に辛酸を嘗め業成りて得た官位としては誠に低きものと云ふ可く不均衡も亦甚だしいものと謂ふべきである。而して又從五位以上の子に對しては蔭位に叙せられしに、一階を降つた正六位以下の子に對して何等の特典を與へられて居なかつた事は不公平も甚だしきものと云ふ可く、是を以て見るも當時に於ける社會組織の一端を窺ふことが出来るであらう。

以上例證したことを以て貢舉を見るに、蔭位を有する者の子は特に苦しみて獻舉を受けずとも、始めから相當な位に叙せられて官に就くことが出来た譯で、最も貢舉を必要としたものは蔭位を有せざる六位以下の官に在る者の子である。然るに前章大學の組織に於て見るに五位以上の子弟に對してはその入學に何等の制限無きに引換へて、以下の者の子弟に對しては入學に制限が設けられてあつた事より推して當時官位の低き者や、無爲の者に對しては大學は殆んど閉鎖されて居たのも同様で、當時の學制が如何に貴族偏重に傾いて居たかを知ることが出来るであらう。

### 第四節 家庭教育

#### 一、萬葉集と家庭教育

この時代から上流家庭に於ては家庭教育を意識的に行はむとする如き傾向が多分に現はれて來た。併し家庭に於て師弟と云ふ如き組織立つた觀念はなく、社會の風潮に依りて草然と教育を行つて居たに過ぎないのであつた。故に上流家庭に在つては大學に於て教育を受けるよりも、家庭に於て受ける教育が主眼となつて居たものらしく、現今の家庭教師と云ふ如きものに依りて夫々教育を受けた事が察しられる。又貴族に於ては上流家庭よりも更に進歩した方法に依つて家庭に於ける教育を施して居たのであつて、天皇には侍讀、皇太子には學士、親王には文學と云ふ教官が置かれてあり、主として漢籍の教授を受けて居た。漢籍に次いで詩文、書道、音樂等の教育も主として家庭で行はれて居たもので、相當の結果を納めたであらう事も察せられる。それはこの當時に於ける貴族に依つて作り出された萬葉集が、文學として非常に勝れた内容を持つて居ることを以ても察せられる。

併しこれは貴族及び僅少な上流家庭に於てのみ行はれて居たもので、庶民間に在つては家庭教育は全く行はれて居なかつた様である。人に依つては萬葉集に庶民の歌が相當含まれて居るので、當時の一般に於ける教育は相像以上進歩して居り、庶民間に在つても相當文化が開けて居たと爲す者もあるが、之は論證に不確實なものがある様である。何となれば、萬葉集中の歌を以て直ちに教育に適應する事は些か早計であり、教育の普及状態を知るには、短歌のみを以て決定することは出来ないからである。短歌は一瞬一瞬の心の動

き、言を替へて云へば、瞬間的な感情の飛躍によつて生れるもので、人間の感情は常に一定の軌道のみを通る事なく、対象の如何によつて千差萬別の感情を生ずるものである。故に萬葉集に防人の歌が多いからと云つて直ちに防人の間にも高い教育が行はれて居たと云ふ事にはならない。又庶民の氣持を表現する歌が相當に數に上つて居るからとて庶民間に教育が普及されて居たと云ふ事も早計である。それは貴族が庶民の氣持になつて作歌したと思はれるものが多數あるからである。要するに當時の家庭教育は上流及び貴族階級のみによつて行はれて居た教育方法であり、庶民間の教育は何等の自覺もなかつたと云ふべきであらう。扱て本論に歸つて、家庭教育には如何なるものを主として、又如何なる方法に依つて行つてゐたかを述べることにする。

## 二、和歌の教育

前項に於て一寸述べた如くこの時代は上流階級に於て和歌が盛んに行はれた時代で、文學史上不滅の寶典と云ふべき萬葉集は、實に之等有識階級の貴重な生活記録であり、家庭教育中最も力を傾けられたのもこの歌に對する教育法ではなかつたかと思はれる。歌を作ることは智識によつて、論理的に行はれるものでなく、人各々の感情を直裁に表現するものであつて、その表現法も會得であつて理論では無い。この點を以て見れば歌の教育は家庭に於いて、父又は母乃至優れた歌人によつて指導されたのであらう。而して指導の方法は師弟の關係によつてせられたか、又は單に自分より上手な人々によつて批評、添削をされる程度のものであつたが、教育程度の割合低かつた當時斯くの如く立派な歌集の著されたことを以て見れば、家庭に於て如何に歌の教育が重んぜられたかと云ふことが窺はれるであらう。

## 三、漢學の教育

奈良朝時代に歌が盛んであつた如く漢學の研究も亦非常に盛んであつた。家庭に教師を招聘して漢學及び其他支那傳來の學術を教育した以外にも學者は各々弟子を取つて其の教授に當つて居た様である。これも學校教育として見るべきでなく、家庭教育の稍異つた方法に依つて行はれたものと見るのが至當であらう。これに關して天平二年三月太政官の奏文に次の如きことが見えて居る。

陰陽、醫術及び七曜頒曆等の類は國家の要道にして、廢闕するを得ず。但し諸の博士を見るに年齒衰老す。若し教授せざれば恐らく絶業を致さん。望み仰ぐ、吉田連宜等七人をして各弟子を取つて將に業を習はしめん、その時の服食料は亦大學生に准せん。

とあるのを見れば朝廷からも家塾を命じて居たことが分り、服食料も官から支給されてゐたのであるが是は特殊なもので、多くは私塾であつたらしい。空海は十二歳にして外舅阿刀大足に就いて漢籍を學び、文章を受けたのであつた。是等の例から推して學者を其の家庭に招聘して教育させる一方塾の如きものに於ても教育せしめたことが分る。

## 四、其他の家庭教育

歌の漢籍とに對する教育は家庭教育中最も力を傾けられたものであるが、其の外に書道、詩作、音樂等に對しても亦相當重きを置いて居た様である。懷風藻に大友皇子をはじめとして當代六十三人の詩が載せられて居るが夫等は非常に立派なもので、當時、詩作が盛んに行はれて居たことを實證するものであつて、夫等詩作も大學等に於て教授され、奨勵されたものでは無く、専ら家庭に於て教導されたものゝ如くである。

書道も亦非常に盛んであつた様で、天平勝寶八年八月に『近江國の朝の書法一百卷を以て崇福寺に施入す』と續日本紀にあるところから察するに如何に盛大であつたかと云ふ事が分る。當時の書は單なる趣味としてのものではなく、朝廷に仕ゆる人々に取つて必要な一つの要素であつた様である。書は大學に於ても獎勵されてゐたが學校に於けるものよりも家庭に於て一層盛んに行はれてゐたことも瞭らかである。而して當時の書風は唐風はあまり重んぜられず、六朝の王羲之父子の書風が珍重されてゐたものゝ様である。

音樂も亦當時の上流家庭に於ては必須の教科であつた様である。續日本紀に次の如きことが見えてゐることを以て見て當時の上流階級が如何に音樂を愛好したかといふ事が窺はれるであらう。

朔、天皇朱雀門に御して歌垣を覽給ふ。男女二百四十餘人。五品已上の風流ある者皆交雜す。その中に正四位下長田王、從四位下栗栖王、門部王、從五位下野中王等を頭となし、本末を以て唱和す。云々。

當時は最も歌垣が盛んに行はれてゐたもので、貴族階級ではこの歌垣が社交上必要なものとされて居たのであつた。歌垣とは若い男女が相集つて唱和すること、引用した續日本紀の文中に『頭』とあるはその頃の雅樂類の謂である。従つて音樂の教育には各家庭とも相當力を傾けたらしく、其の方法も前述の歌に類似する點が多く、主として家庭に於て母から傳授されて居たものゝ様である。

## 第五節 社會教育

### 一、文化の曙光

奈良朝時代は我國の文化が漸く發達の糸口に着いた時代と云ふことが出来る。其の直接の原因は佛教の普

及發達に負ふところが多く、佛教を介して輸入された支那文化の影響も亦決して尠しとしない。これ等は外來のものに負ふ影響であるが今一つ重大な基因となつて居るものは奈良遷都に依りて國民の精神界に大きな衝動を與へたことである。これ等の諸原因に依つて大いに文化が進展し、その具體的表れとして社會施設が大いに興つて來幾多の改革と建設とが行はれたのであつた。従つて社會教育も自然に發達し、次で來りし平安朝時代の文運を招來する原動力となつたのである。夫等の最も主要なるものは、法政にありては大寶令の制完で施設としては佛教の慈善事業として起された悲田院や、施藥院の新設、國分寺の創設國史の編纂公開圖書館の新設等を挙げなければならぬ。以下には主としてこれ等の諸制度及び施設が當時の社會に如何なる影響を與へたかと云ふことを、主として社會教育の立場から論じて見度いと思ふ。

### 二、國史の編纂

我が國上代の史實は語部に依り口傳せられて相傳はつたものであることは既に述べたところであるが、これが整理されはじめたのは雄略天皇の御代頃からのことであつた。而して古事記が編纂されたのはこれより約三百年を経た元明天皇の和銅五年のことである。然らばこの長期間何故に編纂が出来なかつたのであるかと云へば、口傳の中には種々不正確な點があり、又措誤せる點あり、夫等の整理に斯くの如き長年月を要したのであつて、古事記が世に著はれるに及んで社會教化に重大な影響を與へた事は推して知るべきである。續いて舍人親王を編纂總裁に仰ぎ、安萬呂、紀清人、三宅藤麿等に依り日本書紀の撰集が行はれ、元正天皇の養老四年撰上されたのであつた。古事記も書紀も共に我が國體の本源を詳述し、建國の由來を明にし、御歴代の宏謨を記述したものであつてこの二書に依り我が國體の尊嚴は一層瞭らかなり、社會教化に重大な

影響を與へたことは論を俟たない。文化の異状な發達を遂げた後代の徳川時代に於て、眞淵、宣長、篤胤等の國學者が輩出し、國體の尊嚴を説き、維新の大業を成す萌芽を作つたのも實にその因るところは古事記、日本書紀であつたことを思へば、文化の未だ開けなかつた當代に於て、斯く完成した文献の著はれたことは人心に異状なる衝動を與へ、社會教化上大なる影響を及ぼしたであらう。

### 三、詩文の撰述

上述の如く古事記、日本書紀の撰上されたことはこの時代の大きな收獲であるが、更に詩文の撰述せられしことも我が文化史上輝かしき存在と云はねばならない。當時漢學、詩文に秀でた人に吉備眞備、阿部仲麻呂、淡海三船、石上宅嗣等がある。次に是等の人に就て大略を記さう。

吉備眞備は元明天皇の朝入唐し、留學十九年の久しきに亘り、經史の外法律、制度、兵學、天文等諸般の學に通じた爲め、唐の朝廷は彼を日本に歸すことを惜しんだ程であつた。歸朝後は大學助として學生を教授し、或は東宮學士として孝謙天皇の爲に書を講じ、支那の戰法や、築城法をも傳へたのであつた。筑前怡土城は彼の築くところとされてゐる、又政治上の功績も多く、遂に右大臣まで進んだ、故に吉備大臣の稱がある。

阿部仲麻呂は元正天皇の靈龜二年歳十六にして留學したが、姓名を變へて朝衡と稱し唐の朝廷に仕へて重用せられた。後天平勝寶年中、遣唐使藤原清河が歸朝する際に清河と共に歸朝しやうとした、彼の有名な『天の原ふりさけみれば春日なる三笠の山に出でし月かも』の歌は歸朝の途中明洲で詠んだものである。然るに彼等の乗つた船は暴風の爲め安南に漂着し、従者は多く土人に害されたが、仲麻呂は清河と共に危害を免れる。

て長安に歸り、再び官に任ぜられ居ること前後五十餘年、遂に此の地で客死した。仲麻呂は當時の詩聖と云はれて居た季白等と交友が深かつたのを見ると朝廷でも相當重用されて居たことが分る。

淡海三船は大友皇子の曾孫にして、其性質も極めて聰明で、博く群書に通じ寶龜中には大學頭文章博士等に任ぜられ、神武天皇から持統天皇に至る御歴代の天皇の御謚號は彼に依つて撰せられたと云はれて居る。又我が國最古の詩集たる懷風藻も彼の撰であると云れて居る。即ち當時石上宅嗣と共に文人の首と云はれた。

石上宅嗣は辭客閑雅にして經史に深く通じ、又文を作ることを好み、自然を讚美しては詩を題するのを常として居た。天平寶宇以後は文人中の首と稱せられ、彼の詩は後世人の傳誦するところである。嘗て三藏齋頌を著して之を唐に送つたところ、日本國にも斯くの如き達文の士が居るかと思ふことである。是等も彼を知るに最も重要なことであるが、我が國に於ける始めての圖書館創立者として最も有名である。

以上の外多數の學者が輩出し我が國の漢文は大いに發達し、漢文で書かれた著述や文章等が盛んに現はれるに至つた。即ち政治關係の律令、詔勅、上奏文をはじめ古事記の序文、聖德太子の傳記等である『上宮聖德法王帝説』鑑眞の渡來を記した『唐大和上東征傳』又天平十八年十月に僧綱所が諸寺に牒して寺の緣起及び資産目録を上らしめたところの『緣起並流記實財帳』『佛法傳通日本記』等は何れもこの時代に著はされたもので非常に達者な漢文で書かれたものである。

懷風藻は天平勝寶三年十一月に撰せられた詩集で我國最古のものである。その撰者は詳かではないが淡海三船であらうと一般に言はれて居る。内容は全部漢詩で、大友皇子、弘文天皇の御製を卷頭に載せ、以下に近江朝から奈良朝に至る間の詩人六十四人の作百二十編を盛つたものであつて、作者の小傳をも附加し、

すべて年代順に載せられて居る。

懷風藻の詩は五言、七言の絶句及び五言律で、一般には五言が多く、古體や七言律のものは極めて少数である。而してその詩風は唐初代の感化を受けたもので、六朝風の模倣と云つても過言ではない。随つてその作法は一定の型にはまつてゐて自由な表現形式のものが乏しく、個性味に缺けてゐる。やはりこの時代の作である萬葉集が甚だしく自由に表現されて居り、個性も各々はつきりしてゐて、日本上代文學の精華であると云はれてゐるのに反して、この懷風藻は文學的に評價する場合、到底萬葉集の比ではない。集中弘文天皇や、大津皇子、藤原宇合、石上乙麻呂、葛井廣成等は最も勝れた作家である。次に宇合の詩を参考として一編引用することにした。

在常陸贈倭判官留在京一首拜序僕與明公忘言歲久義存伐木云々。

自我弱冠從王事 風塵歲月不曾休

繆惟獨坐邊亭夕 懸榻長悲搖落秋

琴瑟之交遠相阻 芝蘭之契接無由

無由何見李時鄭 有別何逢道與猷

馳心悵望白雲天 寄語徘徊明月前

日下皇都君抱玉 雲端邊國我調絃

清絃入化經三歲 美玉韜光幾度年

知己難逢匪今年 忘言罕遇從來然

爲期不怕風霜觸 猶似嚴心松柏堅

風土記は元明天皇の和銅六年諸國に命じて國、郡郷の名を好字に改めさせ、且つその部内に生ずるところの銀銅等の彩色、草木禽獸虫魚等の色目を詳細に記録せしめ、又山川原野等の名前の由来するところや、各地に於て古老に依り相傳へられた傳説、異聞等を記して奉らしめたもので現今の地理書である。現在出雲、播磨、常陸等は略完全に残つて居り、これに豊後、肥前のもも相當に残有して居り、其の他の書物に風土記の逸文として傳へられて居るものを計算すれば四十一ヶ國の多きに達する。而してその文體の如きも國文體のもの、漢文體のものが一定して居ない様である。

萬葉集はこの時代の特筆すべき藝術品で各階級を通じた千名近くの人に依つて作られた短歌、長歌、旋頭歌等四千餘首を載せてあり、日本文學の基幹を爲すものとして後世尊重せられたがそれに對しては特に後節に於て詳述することにする。

以上説明したことに依つて奈良朝時代の文化の一端を知ることが出来るが、何れも唐及び隋の文化の影響を受けたもので、その第一期に相當し、何れの部分を見ても過渡的な色彩が多分に含まれてゐる。これが即ちこの時代の特色とするところである。

#### 四、施藥院の創設

施藥院は現今の慈惠病院に相當するものであつて、天平二年四月光明皇后の創設に係はるものである。皇后は深く佛教に歸依し給ひ、愛憐仁慈の大御心に富ませられて社會の教化及び慈惠事業に深く御心を傾け給ふた。皇后は天資英明に亘らせられ、幾多の御德行があつたが次に示す一文は最も皇后の御性行を物語るものとして廣く世に知らるゝところである。「元亨釋書」に依れば、



后誓て吾自ら千人の垢を去るべしと元はれしに、君臣共に之を憚るといへども後の壯志は沮む可らず。既にして九百九十九人を終へ、最後に一人あり、偏體疹癩臭氣室に充てり、后は其垢を去る事を難じ給ひしも、自ら思ひかへして曰く、今や千數に滿たんとす。豈之を避けんやとて忍んで背を摺す。病人曰く、我悪病を受けて此瘡を患ふこと久し、適良醫あり、教へて曰く、人をして膿を吸はしめば必ず保癒することを得べけん。而も世上深く悲む者なし故に我が沉痾こゝに至る。願くば后意あるか、後已むことを得ずして瘡を吸ひ、膿を吐き、項より踵に至るまで皆遍し、后病人に語て曰く、我れ汝の瘡を吮ひしことを慎で人に語る事勿れ。時に病人大光明を放ち、告げて曰く、后は阿閃佛の垢を去れり、又慎で人に語ること勿れ、后驚きて之を視しに妙相端嚴にして光耀馥郁たるも勿然として見えす、后驚喜無量にして其地に伽藍を構へ阿閃寺と號せり。

これを以て悉く信することは出来ないが皇后が仁慈に富ませ給ふた一端を窺ふことが出来る。斯くの如く仁慈の御心が深かつた皇后であらせられた故に自ら施薬院を設け、孤獨の者にして病氣に罹れる者、又は棄子を收容して成長せしむる等大いに慈善事業に盡すところがあつた。而してこの施薬院の維持法はどうであつたかと云ふに續日本紀に次の如きことが見えてゐる。

始めて皇后宮職に施薬院を置き、諸國をして職封並に大臣家の封戸、唐物の價を以て草藥を買取りて毎年これを進めしむ。

とある點よりして、皇后職とか大臣家から一切の費用を支辨してゐたものゝ如くである。又設けられてあつた位置も詳かでないが拾芥抄によれば唐橋南室町西と見えて居るが、これは創立當時の位置ではない様である。

## 五、悲田院

悲田院は現今の養育院であつて、その創立の年月も詳らかでない。施薬院と同様光明皇后に依つて創められしものであつて、一般社會の飢病者を收容し、疾病ある者はこれを治療せしめ老齡にして生活の出来ない者に對しては養育し、大いに治績を上げたのであつて、施薬院と殆んど同時に創立せられしものであることは扶桑略記に次の如きことが見えて居ることを以て知ることが出来る。

天平二年五月悲田施薬兩院とあるを以て見るに施薬院と殆んど同時に設立せられしものなるべし。而して是が位置に就きては、大和名所圖繪の記するところにては、南城戸東側にあり、古は興福寺の内にあり、後世こゝに移せしものならん。

京都に移されてからの位置は拾芥抄に依れば鴨川の西畔にあつたらしく、これに就て小中村清矩氏は『悲田院の所在は國史に東西悲田とあれば、原と兩京に在つらんを、拾芥抄に鴨川西畔に在りと見えたるは、後に左京のみ存せるか』と論斷せられて居るのを以て妥當の説と爲す傾が多い。

延喜式や、類聚三代格及び政治要略等の諸書に、施薬院、悲田院ことが書かれてあることを以て見れば、後世これ等の社會施設が大いに必要を認められ、その制度も純然たる慈惠制度となつて來た等のことより推して、當時の社會から相當歡迎されたものであることを知ることが出来る。

先明皇后は右二院の外に慈善事業ではないがやはり一種の社會施設として温室を建て、一般に浴を取らした等のことをもされて居ることから見るに文書に傳へられるより以上に卓見の持主であらせられた様で、慈善事業に對する施設はその天性の表はれと見るべきも、其他現今から見ても相當進歩した社會施設を行はれ

てゐたことからして社會教育に關して勝れた御手腕を有せられたものゝ如くで、皇后に依り社會教育が啓發されたであらう事も推して知ることが出来る。

## 六、國分寺の新設

聖武天皇も亦光明皇后の如く深く佛教に歸依し給ふて、大いに佛教の布及に力を御傾けになつたのであつたが、遂に天皇の十三年に諸國に令して國分寺を建立遊ばされた、國分寺は一般に知らるゝ如く、一國に一寺を建立し、國內の本山として佛教の布教を司つてゐたものであるが、單に佛教の布及のみでなく、庶民の教化と云ふことに最も力を注いでゐたものであつた。當時の宗教は主として上流階級にのみ教化を行ふ事を以て任務としてゐた如く傾向があり、佛教が盛んになり、その教化に化つて大いに開發される場所があつたとは云へ、それは上流階級に多く、一般に受くる場所が薄かつた。増して帝都を遠くはなれた地では庶民の教化と云ふことは實に微々たるものであつたが、國分寺が新設されるに及んで邊土に與へる教化は著しきものがあつた。而して夫等の國分寺には國師なるものを置いて、佛教に依る教化の旁ら教育の任に當らしめた爲め、社會教化と相俟つて庶民間の教育が急速に高められ、其の効果は著しきものがあつた。當時國學も相當に盛んで、地方の教育に貢獻するところが多かつたが、國學は前述の如く入學に一定の束縛があり、庶民間の入學は容易でなかつたので、自然教育も社會全般に亘つて行届かなかつたが、國分寺を建立し、國師を設けて一般の教育に携はる様になつて教育は急速な勢を以て庶民間にも浸潤して來た。これは施藥、悲田兩院に依る社會施設と相俟つて當時の最も勝れた社會施設と爲すことが出来る。

## 七、圖書館の設立

當時は印刷術が非常に幼稚であつた爲め、書籍は最も貴重なもので、これを得るにも容易なことではなかつた。故に經書、佛典等を読み度いものも書籍を手に入れることが出来ない爲め夫等の研究をすることが出来ず、又價も現在では想像も及ばない程高價なものであつたらしいので、貧困な者が書籍を手に入れることは非常な負擔であつたであらう。故に古代人が書籍を珍重することは非常なもので、平安朝に於てもその風が著しかつたと見えて源氏物語等を讀めば其の狀況が窺はれるが、これよりはるかに上代の當時では其の犬推して知るべし々ある。

斯くの如き時代に在つて公開された圖書館が、併も一個人に依つて設けられたことは最も特筆大書すべき社會施設であつたと云はなければならぬ。即ち其の圖書館の創立者は當時に於ける文人中右に出る者なしと稱せられて居た石上宅嗣である。宅嗣は自己の住居である屋敷をすてゝ阿閃寺とし、寺の境内に芸亭と名付けし亭を設けて、此處に主として儒書を置き、一般好學の士に公開して自由に書籍を讀ましめたのであつた。これが我國に於ける公開圖書館の始めであつて、藏する書籍も相當な部數に上つた様である。宅嗣の弟子であつて、平安朝時代の碩學として有名な加陽豊年は芸亭に遊んだ人であつて、彼が當時碩學の聞え高かつたのも芸亭に藏さるゝ儒書に精通して居た爲めであらう。此の外當時に在つても多くの學者や、亦無名の篤學家が芸亭に遊び、蒙を聞いたであらう事は察するに難くない。併し如何なる人々に依り、又如何なる方法に依つてこの藏書を利用して居たかと云ふが如きことは詳かでないが、六國の總國學として當時最も規模廣大であつた太宰府の府學でさへ、孝謙天皇の御代までは僅かに五經のみしか藏して居なかつたと云ふが如

き情勢の時であるから人々競ふて芸亭を利用したであらう事が窺はれる。斯くの如く特筆に價する事蹟に對して詳しい記録の傳はつて居ないことは誠に遺憾とするところで、其の場所が奈良に在つた事文は確かであるが、創立の年代等は不明である。續日本紀に次の如きことが見えて居るのでこれ等に依つて僅かに憶測することが出来るのみである。

内外兩門も一體たり、漸くにして極むるときは異なるに似たれども善く誘ふときは殊ならず僕家を捨て、寺となし、心を歸すること久し。内典を助けんが爲めに外書を加へ置く。地はこれ伽藍、事須く禁戒すべし。庶くは同志を以て入る者は空有に滞ることなくして兼ねて物我が忘れ異代來らん者は塵勞（佛教に謂ふ煩惱）を超出して覺地に歸せんことを。

これは芸亭の條式の大要であるが、『内典を助けんが爲に外書を加へ置』と云ふ文章に依つて創設の動機も幾分窺はれる。内典とは佛書のことであつて外書とは佛書以外を指して云ふのである。最後に石上宅嗣のことに關して一言を費して置かう。宅嗣は奈良朝末期に於ける文學者中の第一人者たることは前述の通りであるが、特に詩文に秀でて居り、大友皇子の懷風藻等と肩を並べる立派な詩を物して居る。又書道にも優れて居り、特に草書、隸書にかけては當時並ぶ者が無かつたとのことである。

## 八、文字の製作

先にも一寸述べた如く我國には漢字の渡來以前既に文字が使用されて居たらしいと云ふ事は從來幾多の學者に依つて研究されて來たところであるが、これ等は文字と稱するも極めて幼稚なもので、所謂神代文字なるものであつて、一般に使用された形蹟は認め難く、文字が實用的に使用されはじめたのはやはり漢字の渡

來後のことである。漢字は一字一字が各々意味を持つて居るところの意字で、我國の動詞や、てにをは等を書き表はすには甚だ不便であつた。従つて是れを何の程度まで我國特有の言葉に當てはめて活用したかと云ふことは、奈良朝人の文化的機能を知るのに極めて興味ある事である。以下にはその活用を古事記に依つて考察して見度いと思ふ。古事記は我國最初の組織立つた文章であるので是に依ることが最も便利である。

於是天神詔命以こゝに天つ神のみことをもちて、詔伊邪那岐 いざなぎのみこと、伊邪那美命二柱神 いざなみのみこと二柱の神にのりこちて、

修理固成是多陀用幣流之國 このたゞよへる國をおさめ固めなさせ、賜天沼矛而言依賜也 天のぬまほこをたまひてことよさせ給ひき、故二柱神 かく二柱の神、立天浮橋而指下其沼矛以畫者 天の浮橋に立たして其の沼矛をさし下してかき給へば、塩許表呂許表呂邇畫鳴而引上時 塩こをろこをろにかきなして引き上ぐる時、自其矛未垂落之塩累積成島 その矛の先よりしたゝる鹽つもりて島となる、是淤能基呂島 これおのころ島なり。

以上引用した古事記の一節を以て見るに、其の文章の大態は漢文體で顛倒して書いてあるが、處々に漢字の字音を借りて國語を表現したものがあつた。即ち、伊邪那岐、伊邪那美、多陀用幣流、許表呂許表呂、淤能基呂等がそれである。これ等は國語を如何にして漢字で表現したかと云ふことを知るに最も便利な點で、當時の學者が苦心の結果音のみで字を利用したことが分る古事記よりも數年後れて撰せられた日本書紀は純然たる漢文體のものであるが、歌を書く場合にはやはり古事記と同様字音を借りて表現してある。即ち夜久毛多都 伊豆毛夜幣賀岐やくもたつづもやゑがき等がこれで、其他歌謡の全部が斯くの如き表現をしてあるのに引換へて、萬葉集になると音ばかりでなく、漢字の訓をも借りて歌を表現してある。従つて其の形式は記

紀に比してはるかに複雑化して居る。

皇者神二四座者天雲之雷之上爾盧爲流鴨

銀母金母玉母奈爾世武爾麻佐禮留多可良古靈斯迦米夜母

大夫之弓上振起射都流矢平後將見人者語繼金

是等に示す如く、音と訓とを利用して巧みに使ひ分けて居る、これは所謂萬葉假名であつて、當時の人が如何に苦心して使用して居たかと云ふことは『山上復山有』と書いて『出』と讀ませたり、『蜂音』と書いて『ぶう』と讀ませたりしてあることを以て見れば知ることが出来る。併し乍ら漢字の音と訓とを混せて書く場合非常に面倒なことが起り、特に助詞を表はす時等に紛はしさが伴ひ易く、萬葉假名が現在も尙完全に讀めないものがある如く、其の紛らはしさには當時の人も流石に困つたものと見えて、是等の助詞や送假名等を他の文字と區別する爲めに字の大小に依つて判然させ様として來た。それは宣命や祝詞を見れば分ること

科戸之風乃 天乃八重雲乎 吹放事之如久

藤原左大臣爾 詔大命呼宣久 大臣明日者參出來仕<sub>止</sub>

斯くの如き書方をして居る。これは記紀萬葉等よりも進んだ書き方で、この書き方に依る文字の小さき部分を假名文字で書いて見ると今日普通用ひられて居る様な文體となる。

科戸之風の天乃八重雲を吹放事之如く

と云ふ様な形式となり、讀むのに前者の如く紛はしくない。この方法の更に進歩したものが假名混りの文章で、假名文字の起因は宣命や祝詞に發生して居ると見ることが出来る。然し未だ漢字に依るもので、夫れに

大小を付けて區別した程度であるが、これでは尙幾多の不便が伴ふ故に、自然の成りゆきとして出来る限り繁雜を避け様とする結果遂に假名文字を發明するに至つたのである。當時は佛教が非常な勢で、社會に浸潤して來た時で、その爲めに一般の人々でも佛典を手寫して讀むことが盛んに行はれて居た。印刷物の進歩した現在では字劃の多い文字でも平氣で印刷することが出来るが、一字一字手寫する事になると出来る限り字劃を省略して手數を少なく仕様とする様になつて來る。従つて字劃の多いものはなるべくこれを簡単に書かうとして扁のみを書いて間に合はせたり、又は旁のみを取つてその字に代讀させたりする様なことを考へ出したのである。これが片假名文字の出來た原因である。

片假名の作者は一説に吉備眞備であると云はれてゐるが、是れを確證する文献もなく、眞備でないとする説もあるが、五十音にまとめたのが眞備であるとしても又眞備に非ずとしても、それは二次的な問題で、この時代が印刷術の行はれなかつた時代として手寫の手數を省略する爲めに、文字を使用する者が各々自分勝手に扁や、旁を使ひ分けて字劃を少なくして居たものを、其等に一定の統一が無い場合は甚だしく他者が讀む際に困難を感じたところから、自づと整理が出來て、遂に五十音を基礎とする如き片假名が制定されたのであらう。要するに是れは一個人の發案に依つて制定されたものでなく、社會の要求に依つて必然的に整理されたものと見ることが正しいのであらう。

更に是と同じ考へから平假名も出來たのであるが平假名は大分後の平安朝に屬するものであるから後章に於て論述する事にしたが、我等の祖先が文化の幼稚な上代に於て、而も漢字が渡來してより僅かな期間にこれを完全に當てはめて使用する様になり、更に進んでは片假名、平假名等の文字を創作したことは、如何に獨創力に富んで居たかを物語るもので、平安朝時代の文運を招來したのも一つにこの片假名、平假名文字の

創造に負ふもので、漢字の本家たる支那が現今尙多數の複雑な文字を使用して居るのに反して、我國民が既に一千餘年の上代に於て僅か五十音を基礎として、自由に文章を綴り得る文字を創造したことは全く驚異に價するもので、萬葉集二十卷の藝術品と共に奈良朝人が現今に誇り得る偉大なる創作であると云はなければならぬ。

## 第六節 奈良朝人の思想に就て

### 一、奈良朝人と萬葉集

大要以上の諸節に於て述べ來つたことに依り、奈良朝時代に於ける教育情況の大凡を知ることが出来るであらう。故に本節に於ては専ら奈良朝時代の思想情態に就て論述し、以上述べ來つた諸項を基礎付けて見度と思ふ。この時代の思想は教育の發達に伴ふ文化の進展に依つて著しく複雑化して來たのであつて、これを如實に物語るものとして萬葉集がある。以下主として萬葉集中の代表的作家の歌を透して見た思想を論述しやう。

萬葉集は仁德天皇の朝から、淳仁天皇の御代に到る約四百五十年間の歌を収録した歌集であつて、二十卷から成り、長歌二百六十二首、短歌四千七百七十三首、旋頭歌六十一首、合計四千四百九十六首が盛られてある。夫等の中には天皇あり、皇子あり、皇后あり、女王あり、貴族あり、武人あり、凡ゆる階級を網羅して居るので當代國民思想の偉大なる埒塙と云ふことが出来る。萬葉集を編纂した者は一般には大伴家持であるとされて居るが、橘諸兄が孝謙天皇の命に依つて諸卿、大臣等と協議し撰定したものであるとの説を爲す者

もある。家持のみに依つて撰されたと爲す説も、諸兄のみの撰なりとするのも幾分不自然で、それは前にも述べた如く萬葉集は約四百五十年に亘り、數百名の人々に依つて作られた歌であり、非常に茫大な内容を持つものであるが故にこの撰定は當時の仕事としては餘程の大事業で、これを一人の手に依り、數年間に撰定したと云ふ事は常識的に考へても不自然なことである。然るに異なる時代に於いて異なる人が撰定したと云ふ説のあるところを以て察するに橘諸兄は家持に比して上代の人である關係上、はじめ諸兄が撰定にかゝつて完成し得なかつたのを家持が完成させたものと見るのが最も正しいであらう。又一、二卷は諸兄に依つて撰せられ、三卷以後のものを家持が完成したと云ふ説もあるが、前述の方が推論が確かではないかと思ふ。斯くて萬葉集の完成を見たのは奈良朝末期の事である。又萬葉集と云ふ名稱に就いても、數の多きことを意味する即ち『萬辭』から來たのと云ふ説と、萬世に傳はれと云ふ義から來たのであると云ふ二つの説があるが、私は數の多いことを意味して萬葉と名銘したのであると云ふ説の方を採り度い。萬葉集に對する説明は大略是位に止めて置いて代表的作者の抱懐せる思想に就て書くことにしやう。先づ萬葉集を大別して、古事記、日本書紀、祝詞等の持つ國家觀念、即ち敬神觀念に出發した皇室中心思想の歌と、山川草木を對象とした自然讚美の歌と、戀愛を主體とする序情の歌との三つに大別することが出来る。敬神觀念に發した皇室中心思想の歌が集中相當見受けられるが其の代表的作者は柿本人麻呂である。

### 二、柿本人麻呂

人麻呂は持統文武兩朝に奉仕した人で官位も低かつたらしく、其の晩年の消息は詳かでないが四十八歳位の壯齡で亡くなつたものゝ如くである。山邊赤人と共に萬葉集の双壁と稱せられる歌人で、其の作は短歌よ

りも長歌に勝れたものがあり、何れも雄渾、莊重で格調の張つて居る點では集中右に出づる者がない。而して歌の内容は何れも敬神忠君の觀念に出發した芳醇な詩情の迸り出たもの計りである。人麻呂の作風は詩句最も莊重で、對句や、重句を多く使用してあり、手法が祝詞と似通つたところがあるが、彼の思想も亦祝詞、宣命等を受け繼いだ純一な敬神觀念で、彼の思想の因て來るところを詳述すれば古代人より奈良朝人に流入した國民思想の推移情態を知ることが出来るが、あまり傍系に流れる嫌ひがあるのでこれは割愛することにした。

過近江荒都時歌

玉だすき 畝傍の山の 樞原の ひじりの御代ゆ あれましし 神のことごと つかの木の  
いやつぎつぎに 天の下御召ししを 空に見つ 大和をおきて 青丹よし 奈良山越へ  
いかさまに 思ほしめせか 天さかる 鄙にはあれど いはばしの 近江の國の  
ささなみの 大津の宮に 天の下 知ろしめしけむ すめろぎの 神のみことの 大宮は  
此處ときけども 大殿は こゝと言へども 春草の 茂く生ひたる 霞立つ 春日の霧れる  
百敷の 大宮どころ 見れば悲しも

反歌

ささ波の志賀の唐崎さきくあれど大宮人の船待ちかねつ  
ささ波の志賀の大わだ淀むとも昔の人にまたも逢はめやも  
この歌は人麻呂が近江の荒都を過ぎむとして歌つた歌で、『玉禰畝傍の山の樞原のひじりの御代ゆ生まれましし神のことごと、櫻の木のいやつぎつぎに』と云ふ字句とか、『天の下しろしめしけむ、天皇の神の尊の』

と云ふ如き言葉に依つて人麻呂の皇室に對する觀念を窺ふことが出来る。又高市皇子尊の御薨じになつたとを悲しく詠んだ歌に、

かけまくも ゆゝしきかも 言はまくも あやに畏き 明日香の 眞神の原に 久方の  
天つ御門を かしこくも 定め給ひて 神さぶと 磐がくります 八隅しし わご大君の  
聞こしみす 背面の國の 眞木立つ 不破山越へて こまつろぎ 和射見が原の かり宮に  
あまりいまして 天の下 治めたまひ 食す國を しづめ給ふと (中略)  
春鳥の さまよひぬれば、嘆きも いまだ過ぎぬに 憶ひもいまだつきねば 言さへぐ  
百濟の原ゆ 神はふり はふりいまして あさもよし 木のへの宮を 常宮と  
たかくしたてゝ 神ながら しづもりましぬ しかれども 我が大君の 萬代と  
おもほしめして 作らしし 香具山の宮 萬代に すぎむともへや 天のごと  
振り放け見つつ 玉禰 かけてしぬばむ かしこかれども

反歌

久方の天しらしぬる君ゆるに月日も知らに戀ひ渡るかも  
埴安の池の堤のこもりぬの行く方をしらに舍人はまどふ  
高市皇子は天武天皇の皇子で、持統天皇の御代皇太子日並知皇子の薨後皇太子の御位に立たせられ、間もなく薨じられたので、その薨去を悲しみ、人麻呂の作つた歌であるが、この歌は人麻呂の代表作と云はれ彼の思想を知るのに、最も好都合の歌である。この歌の冒頭に於て『かけまくもゆゝしきかも、言はまくもあやに畏き』と歌出してある事を以ても人麻呂が皇室を如何に尊敬極りなきものと畏敬して居たかが分る。『久

方の天つ御門をかしこくも定め給ひて、神さぶと誓がくります」と云ふ言葉の如き實によく人麻呂の觀念を表現して居り更に終りの方に『神ながらしづもりましぬ』『天のごとふりさけ見つつ』等と尊崇してゐることを以て人麻呂は全く天皇と神とを同格視し、天皇の御近親であらせられる皇子も亦神の御分身であると崇め奉つたのであつて、是等の言葉は誇張や、虚偽な表現ではなく、全く心底をほとばしり出た叫びに外ならない、是等を以て見ても人麻呂や又彼と時代を同一にした人々の皇室に對する觀念を知ることが出来るであらう。延いては我が國民思想の發達過程を知る爲めの一助ともなるのである。

### 三、山邊 赤人

山邊赤人は人麻呂より稍々遅れ、元正、聖武兩朝に仕へた人で、人麻呂と同じく官位は低かつた様である。赤人は人麻呂とはその作風が大いに異り、主として自然を對象として靜寂な境地にひたりつゝ歌を詠んだ人で、彼の作は人麻呂の如く雄渾な階調には乏しいけれども自然の美に融和し、玲瓏玉の如き高雅な風格を持つて居り、亦以て赤人の思想を知ることが出来る。彼の作は長歌より短歌に於て勝れ、人麻呂が短歌よりも長歌に勝れて居るのに好一對の對照と云ふことが出来る。

#### 望三不二山歌

天地の、分れし時ゆ 神さびて 高く貴き 駿河なる 富士の高嶺を 天の原  
ふりさけ見れば 渡る日の 影もかくろひ 照る月の 光も見えず 白雲も  
いゆきはゞかり 時じくぞ 雪は降りける 語りつき 言ひつきゆかむ 富士の高嶺は

#### 反歌

田子の浦ゆうち出で見れば眞白にぞ富士の高嶺に雪は降りける

この歌は赤人の代表作で、赤人の人柄を知るのに最もよい歌である。萬葉集には斯くの如き自然美に對して憧れの目を見張つた歌が多いが、當代の人が如何に自然の美を溺愛したかと云ふことは一面に於て我が國民性の特色を物語るもので、萬葉集を以つて世界的文學品なりとする我々の根柢も亦多分にこれに置かれて居る。更に次の歌等も赤人の傑作とされるものである。

和歌の浦に潮みちくればかたをなみ葦邊をさして鶴鳴き渡る

春の野に葦摘みにと來し我れぞ野をなつかしみ一夜寝にける

この歌に依つて奈良朝人が如何に呑氣な生活をして居たかと云ふ事が察しられる、『野をなつかしみ一夜寝にける』斯くの如く暢びやかな生活をして居た時代に教育等と云ふことが如何なる點まで當時の人々に關心を以て迎へられたであらうかと云ふことも亦察しられ、従つて上代教育の普及が遅々として進まなかつたこともむべなりと言ふべきである。

### 四、山上 憶良

憶良は人麻呂、赤人と大いに趣を異にし、彼は最も人生に即した、即ち日々の生活に基調を置いて作歌して居り、大友旅人と共に萬葉集中の異彩で、前にも一寸述べた如く彼の思想を知ることが奈良朝時代の、特に佛教を主とした支那文化の影響が如何なる結果を我國民に與へたかと云ふことを知る爲めにも、最も意義あることであり、又彼は大寶元年に遺唐少録となり、漢學に秀でて居た爲めに東宮の侍講を仰付けられて、貴族階級の教育に携はつて居たので、彼の思想を知ることが當時の貴族階級の教育思潮を究める上に非常に

必要とするところで、色々の意味に於て彼は萬葉人中興味ある存在である憶良の歌の中で最も特色あるものとして後世の視聽を集めたものは例の「貧窮問答」の歌である。

風まじり、雨降る夜の 雨まじり、雪ふる夜は すべもなく、寒くしあれば、堅塩を  
とりつゞしろひ 糟湯酒 うちすゝろひて しはぶかひ 鼻ひしびしに しかとあらぬ

髻かきなで、吾をおきて 人はあらじと ほころへど 寒くしあれば 麻ぶすま

ひきかかぶり 布肩衣 ありのことごと きそへども 寒き夜すらを 吾よりも

貧しき人の 父母は 飢へ寒からむ めこどもは 乞ひて泣くらん 此時は

いかにしつつか 汝が世はわたる、天地は、廣しと云へども 吾が爲めは 狭くやなりぬる

日月は あかしといへども 吾が爲は 照りや給はぬ 人皆か 我のみやしかる

わくらばに 人とはあるを 人並みに あれもなれるを 綿もなき 布かたぎぬの

みるのごと わわけさがれる かゞふのみ 肩にうちかけ 伏庵の まげ庵のうちに

ひた土に 藁とき敷きて 父母は 枕のかたに 妻子どもは あとの邊に 圍み居て

憂へさまよひ かまどには 煙も立てず こしきには 蜘蛛の巣かきて 飯かしぐ

ことも忘れて ぬえ鳥の 喉よびをるに いとのきて 短きものを 端切ると

言へるが如く 答とる 里長が聲は 寝屋處まで 來立ち呼ばひぬ かくばかり

術なきものか 世の間の道

### 反歌

世の中をうしとやさしと思へども飛び立ちかねつ鳥にしあらねば

この歌を以て見れば人麻呂の神の觀念を普遍した皇室中心思想と、赤人の自然の美を對象とした歌等とは甚だしく傾向を異にした社會意識の自覺が認められる。これは憶良が大陸文化の影響を多分に受けて居る爲めで、前二者の思想が端的であるに引換へて彼の抱懐する思想が著しく複雑化されて居ることを意味するもので、この歌は憶良が筑前守として太宰府に在つた時長官である太宰師大伴旅人に送つたもので單に興味の點のみで作つた歌とは思へない。即ち彼が微官乍ら役人として當時貧民の實際生活情況を視察し、それに同情し此の歌を詠んだのであつて、一部の人に依つて傳へられる如き輕薄な作歌動機に依つて作られたものではなく民主的な氣風を多く帯びて居る支那文化の影響を受けた憶良の特色が躍如とした作品と云ふことが出来る。この外に萬葉集には之に類似した、即ち平民が貴族に對して自分の平民であることを怨嗟した言を換へて言へば階級意識を認識して作つた歌は見えて居ない。まして自分も貴族と平等の人間であるとの自覺から其の階級を怨嗟する如き歌は全く見當らない。然るに此の歌を見ると階級意識を自覺したところが見える。是等が憶良の他と趣を異にする點で、自然の美に憧れ、戀愛を追ひ、享樂的生活をして居た奈良朝人の中に混つて斯くの如く進歩した、複雑な思想を抱いて居たことは注目し價する點で、支那文化が齎した精神的反映の一面を知る貴重な資料である。

### 五、大伴旅人

大伴旅人は憶良と交友が深く、共に支那思想の影響を受けて居るが旅人は老子莊子の影響を受けるところが多かつた。彼は憶良と違つて名門の出で、官位も彼よりはるかに高位に上り、旅人が太宰師として鎮西に在る時憶良は其の下役に使はれて居たので、身分では非常な差があつたが、思想に於ては稍々近似點があ



る。旅人と憶良との思想に近似點のある原因は、同時代に生れ、共に支那文明の影響を受くるところ多かつたことにも依るが、階級的思想に於て共通するところはこれ等の原因からではなかつた。大友家は皇別の歴史たる家系を有し、世々武を掌つて朝廷に用ひられて居たのであつたが、何時しか他氏に壓倒され、旅人は斯くの如き名家に生れ乍ら、僅かに太宰師從五位下と云ふ位をしか得なかつたと云ふことに對し、内心甚だ快よからざるものがあり、これ等が憶良と近似の思想を持たせた原因であらう。而し乍ら旅人はそれを階級的自覺迄には深めて行かなかつた。これが憶良は幾分尖鋭化されて居るのに反し旅人は何處か明るく、享樂的であつた所以である。

#### 酒 讚 歌

驗なきものを思はず一杯の濁れる酒を飲むべかりけり  
酒の名を聖と負へし昔の大き聖の言のよろしさ  
いにしへの七の賢しき人どもも欲りするものは酒にし るらし  
なかなか人にあらずば酒壺になりてしがも酒に染みてむ  
あな醜さかしらをすと酒飲まぬ人をよく見れば猿にかも似る  
黙しめてさかしらするは酒飲みて酔ひ泣きするになほしかすけり

#### 六、大 伴 家 持

家持は前にも書いた如く萬葉集を撰上した人で、旅人の庶子である。旅人が甚だしく享樂的であつたのに引換へ家持は常に名を重んずる忠君愛國の觀念に強い人であつた。彼は聖武天皇の天平年中から孝謙、淳

仁、稱徳、光仁の五朝に歴任し、中納言、征東將軍に任ぜられ、從三位まで昇つた人であつて思想も亦前者と自ら異なるものがある。而し乍ら家持の歌は割合に前者の如く個性味に乏しいので歌に依つて直ちに彼の全思想を知ることが出来ないが、その一部を窺ふには足るであらう。

海原に霞たなびき鶴が音のかなしき宵は國邊し思ほゆ

大丈夫の心おもほゆ大君の御言の幸のきけばたふとみ

大伴の遠つ神祖のおくつきは著く標立て人の知るべく

すめろぎの御代榮えむと東なる陸奥山にこがね花咲く

海ゆかば、みづく屍 山ゆかば 草むす屍 大君の 邊にこそ死なめ かへりみはせじ

是等を以て見れば家持がその家名を重んじ、國民として忠君愛國の精神に富んで居たことが察しられる、奥羽から金山を發見した時の歌の如き、又海ゆかばみづく屍の歌の如き何れも忠君愛國の精神に出發したものであつて、人麻呂が單に凡神論的見解に依つて皇室を尊崇して居たのに對して、思想的發達過程が認められる。

#### 七、女 性 の 思 想

當時の女性に比較して教育の程度も極めて低かつたものゝ如く、萬葉集に現はれた歌の中で、男性は支那思想の影響を受けたもの、日本傳來の觀念を深く體得せる者、社會組織の矛盾を嘆じた者等其の思想が相當複雑であるのに引換へて、女性の歌は多く自己の身邊に其の主題を採り、深い思想的背景の伴つたものはない様である。是等を以て見れば當時の女性が、男性に比してはるかに知識の標準が低かつたことが知

られる。随つて教育の如きも如何なる過程を辿つて進歩したかと云ふことを察することが出来る。大寶令に制定された學制の中でも、女性の學ぶものは技藝方面のもの計りで大學、國學等には女性の教育が全く顧みられなかつたものと對照して興味ある現象と云ふべきであらう。

#### 額田女王歌

にぎ田津に船乗りせむと月待てば潮も叶ひぬ今は漕ぎいでな  
あかねさす紫野ゆきしめ野ゆき野守は見ずや君が袖ふる  
君待つと吾が戀ひ居れば我が宿の簾動かし秋の風吹く

#### 大伴坂上郎女歌

夏の野の繁みに咲ける姫百合の知らえぬ戀は苦しきものを  
わが名はも千名に五百名に立ちぬとも君が名立たば惜しみこそ泣け  
千鳥鳴く佐保の川瀬のさざれ浪やむときもなし吾が戀ふらくは

#### 笠郎女歌

君に戀ひいたもすべなみ奈良山の小松が下に立ち嘆くかも  
わが屋戸の夕蔭草の白露の消ぬがにもとなおもほゆるかも  
伊勢の海の磯もとどろに寄する波かきこき人に戀ひわたるかも

これ等は萬葉集中の代表的な女流歌人であるが、其の歌は大部分斯くの如きもので、主として戀愛を對象として歌つたもので、自覺して意識的に歌ふと云ふことなく、本能の衝動のみを基調として歌ふ如き作歌態度の見えることはこの當時の女性の思想情況を知るものとして面白く、又一面に於ては奈良朝時代に於ける女子

教育の程度が如何なる程度のものであつたかと云ふことを知ることが出来る。

萬葉集が外來の思想を受け、漢文學の影響に依つて發達したとは云ふものゝ、尙且つ其の根柢には我國特有の思想に依つて陶冶され、時代も太古を去ること甚だしく遠くなかつた爲め人々の心が素朴で、偽らざる心の叫びを表現してあり、女性に於ても斯くの如く赤裸々な戀愛の歌を作つて居る事は、夫婦別居生活に依る激情の自らなる發露とも見られるが、一面當時の人心が素朴であつたことを物語るもので、後代の如く散文の發達しなかつたこの時代に於ける、唯一の考證材料である爲めに幾分旁系に流るゝ憾はあつたが特に萬葉集を引用して、當時の社會情態及び生活情況延いては思想方面を究め、この時代の教育思潮を知る爲めの一助とした。

## 第七節 學術の隆昌と佛教

### 一、佛教普及の情況

奈良朝時代に學問技藝が著しく隆昌を極めた半面には佛教の大なる影響を受けた事は既に述べた如くで、この時代の教育を語るには勢ひ佛教に言及しなければならぬ。大化の改新に依り蘇我氏が滅亡するに當つて佛教は其の最も有力な保護者を失つた爲めに、一時沈滞の氣を見せて居たが、聖德太子の築かれた佛教の基礎は、よく大化改新に依る新文明の基調を爲し、嘗ては排佛を主張した中臣鎌足の如きも、漸く佛教を信するに至り、茲に再び佛教は隆盛を見るに至つた。即ち大化元年には天皇は使を百濟大寺に遣はして僧尼を聚め給ふて是等に佛教興隆の詔を賜はり、續いて天武天皇は齋會を設け、又は寺院に親しく行幸し給ふて佛

像を禮拜し給ふたり、大藏經の書寫を行はせられたり、其他僧侶に種々な恩寵を賜はつたので、崇佛の觀念と、布教の範圍も大いに擴大せられたのであつた。斯くて天皇の十四年には諸國に詔して家毎に必ず佛壇を設け、佛像や經卷を安置せしめて之を禮拜させるに至つた。斯くて始めて佛教は全國的に布教され、次で皇位に即かれた持統天皇は天武天皇の御遺志を継ぎ給ふて金光明經百部を諸國に送つて毎年正月にはこれを講讀させ、天皇の三年には越後、陸奥等の北國にも佛像を賜はり、更に六年には九州の南端にまでも佛教を傳へしめて此處に全く六十餘州に佛教を行き渡らせたのであつた。次で聖武天皇は以上諸帝よりもはるかに佛教を信仰し給ひ、神龜二年には諸國の寺で國家の平安を祚る爲め、金光明經か又は最勝王經を誦すべきことを勅令を以て命じ給ひ、五年には六百四十卷の金光明經を諸國に頒たれ、十二年には諸國毎に法華經十部を書寫せしめ、又寺院に七重塔を建立させた程で、佛教が漸次全國的に普及したのである。而して天平十三年には前述の如く國分寺の創設を見るに到り、更に有史以來の壯舉たる大佛の鑄造となり、東大寺の建立、藥師寺、元興寺、大安寺、興福寺、四天王寺等大寺院の建立となり、佛教は興隆の極に達し、高僧も亦輩出を見るに至つたのである。

## 二、宗派に就て

この當時の佛教は斯くの如く隆昌を極めたものであるが、其の宗派に至つては現今の様に截然とした區別は出来て居なかつたものゝ如くである。當時は何宗と云ふよりも、寺は一種の佛教研究所で、何處の寺は何經の研究に於て他寺を壓して居ると云ふ様な程度の區別しか設けられて居なかつたものゝ様で僧侶の如きも後世の如く一宗に限ると云ふ様な制限はなく、一見種々の區別があつた如く見えしは、實は其の僧侶の専門

の差に外ならなかつた。

佛教が日本に渡來した當時の宗派は何宗であつたかと云ふ事は一般の深く興味を寄するところであるが、判然としたことは分らず、佛教に稍々宗派らしきものを生じて來たのが、この當時からのことであるのを以て見れば、それまでには明確に何宗と云ふ如き區別はなかつたものゝ様である。後世宗派を研究するに當つて、聖德太子の三經疏を見れば、三論、成實の教義からされて居るので三論宗を以て最初のものであると爲す傾きもあるが、又一説は涅槃教であると爲す者もあり、此の點甚だ不明瞭であるが文献の上に於て明らかに宗旨の初とされて居るものは三論宗である。

三論宗は推古天皇の三十三年に來朝した高句麗の僧惠灌が其の初傳となされて居る。三論の字義は中論、十二門論、百論の三論を所依の經典とする教義で、印度に起つたものが、支那に移入され、唐時代に至つて吉藏に依つて大成された宗旨のことである。

成實宗は三論宗に附屬して起つたもので、三論の附宗として世に傳はつたものである。奈良朝以前から奈良朝の初期にかけて最も盛んに行はれたものがこの三論宗で、當時に於ける佛教の主流を爲したものである。當時一世の名僧として知られる惠灌をはじめとして、福亮、智藏、道慈等の名僧を出したが、之を受け繼ぐ可き名僧が續いて現はれなかつた爲め漸次衰へて、遂に法相宗が之に代るに至つた。

法相宗は唯識宗又は瑜珈宗と云ひ三論宗と同様印度に起つたものを後支那に移入され、唐の時代に最も盛んであつた。我國には齊明天皇の御宇道昭が傳へたもので、其の第一傳は道昭である。其の後我國から諸僧が入唐するに當り何れも一家を作し、元興寺、興福寺傳等となつて廣く傳へられたのであつた。當時法相宗は唐から移入された計りの極めて新しい宗教で、天智天皇から元正天皇に至る七代の崇敬を受け、他の宗教

を眼下に見下して居たのである。名僧として最も世に知られて居る者は義淵で、彼は學徳共に備はり、名望が一世に高かつた。彼の弟子にも多くの人材があり、玄昉、良辨、道慈、道鏡等の高僧が輩出し、從來佛教界に君臨して居た三論宗に變つて奈良朝初期の宗敎界を壓倒して居たのである。

俱舍宗は成實宗が三論宗の屬宗である如く法相宗の附宗で、法相宗の傳來に伴つて傳へられた宗教で、小乗敎に屬するものである。

華嚴宗は唐の賢首大師に依つて大成された宗教であつて、華嚴經を所依として居る。我國にこの宗教が傳來したのは相當に古い事の様であるが、他宗に壓されて振はなかつたものを傑僧審祥の出現に及んで大いに興つたのである。審祥は賢首からこの敎義を學び、後日本に傳へたもので、審祥をして日本に布敎せしめたのは東大寺建立の功勞者として有名な良辨である。良辨は東大寺最初の別當として大いに同寺の興隆に力を致した人であるが、審祥をしてよく其の敎義を布敎せしめ、東大寺を華嚴宗の大本據とし、聖武天皇の信仰も極めて篤かつたのである其の敎義とするところは論よりも經を主とするもので、規模も大きく、敎義も冠絶して居た爲めに一時は大いに振ひ他派を壓して居たが永續しなかつた事を以て見るに、子弟の訓育に力を傾ける大徳が出なかつた爲め、其の後を受くるべき人材が輩出しなかつたこと、一つは敎義があまり理論にのみ走り過ぎて實際に遠かつた爲めであらう。

律宗とは僧侶に戒律を授くる作法の發達して、遂に一宗を爲したものを云ふので、律とは戒律で、行爲の規定であるから如何なる宗派でも僧侶たる者の必ず守らねばならぬことで佛教のある以上戒律は必ず伴ふ筈である。即ちこの發達したものが律宗で、日本では司馬達等の女善信尼が戒法を授け様として百濟に渡つたと云ふ事が見えて居るが之を以て完全な傳來と見ることは出来ないであらう。その後道光、道暉等もこれを

傳へ、又僧侶の中には律に關する研究をしたり、之を講義したりした者も現はれたが、これを以て直ちに宗教とするには尙不充分であつた爲め、戒壇を設けて正式に授戒を行はむとする目的に依つて唐の名僧鑑眞が來朝したのである。鑑眞は揚州江陽縣の人で、十四歳にして出家して佛道に入り、道岸、弘景等に就いて戒法を受け、名聲は彼地に轟いて居たが、偶々榮叡、普照等から日本に渡來せむことを懇請され、遂に志を決して前後六回に亘り東航を企て、漸く天平勝寶五年に我國の遣唐使であつた藤原清河等に迎へられて齡六十六の老齡を以て渡來し、志を立て、十から十年にして目的を貫徹したのであつた。當時聖武天皇は吉備眞備に命じてこの大徳の渡來を迎へしめ、勅命に依つて授戒傳律の一切を委せ給ふたのであつた。彼は來朝後十年を経た七十七歳を以て唐招提寺に入寂したのであるが此の間三戒壇を設けて我律宗の爲めに生命を捧げたのであつた。彼に依つて大いに興つた律宗は奈良朝の後半期に最も盛大を極めたのであつたが、平安朝の初期に最澄が叡山に戒壇を設けて律宗に對抗する様になつて彼に壓倒され遂に凋落の悲運を見るに至つたものである。

### 三、奈良朝時代の佛教の特質

以上説明したところの六派に依る宗教が奈良朝時代に於ける佛教の主潮であるが、この外に天台、眞言、禪、淨土等の各宗もこの時代から存在して居たのである。之等は六宗に比して甚だしく遜色があり、未だ一宗として認められるまでに達して居なかつた。併しこの時代より傍流として、或ひは又支流として存在して居たことを忘れてはならない。要するに奈良朝時代は佛教が前古未曾有の發達を遂げた時代で、佛教興隆の中心勢力を爲したものは、前述の如く、皇室であり、又國家であつた。故に佛教も現在の如く深く哲學的に

研究されたものではなく、主として國家の安泰、皇室の繁榮を祈り、國利民福を願ふと云が如き、國家觀念に出發した信仰を傾けられて居たのである。これは日本傳來の神の觀念に依り基礎付けられた國家觀念の幾分形式を變へて發露したものであつて、佛教は外形上から見ると非常に隆盛を極めて居たものであるが、其の信仰に於ては甚だしく皮相的なものであつた。この時代には佛教の形式が著しく整備し、寺院の如きも後世に誇るべき大規模のものが築造せられ、儀式も極めて盛大に行はれて居たことは、國家に依つて補助されしことに依るものであつて、佛教それ自身の本質的な力に負ふものではないのである。當時の寺院が判然として宗派の區別がなく、僧侶にも亦これが極めて稀薄であつたことは、信仰生活に入るに當つて、佛教そのもの、本質的研究を行ひ、眞に精神修養を行ふと云ふ如き深い信仰に依るものでなく、單に知識として學ぶ程度のものであつたのである。故に當時の佛教は外見に於ては華々しい盛況を示して居たが、その實質は之に伴はない憾みがあつた。

#### 四、教育に與へた間接的影響

この時代の佛教は上述の如く内面的に伴なふ處尠なかつたとは云へ、佛教の隆昌に依り附帶的に興隆した諸般の文化は著しきものがあつた。先づ第一に擧ぐべきは教育の普及で、經典を學ばんとする欲求から必然的に教育が普及し、又佛教思想の影響に依つて諸種の社會施設等が行はれるに至つたことは既に詳述したところで、是等の外に建築、彫刻、繪畫等の勃興も亦著しきものがあり、是等から來た教育上の影響は見逃すべからざるものがある。

この時代に至つて異狀なる發達を遂げたものは建築で、寺院の建立に依り大規模の建築物が築出し、『青

丹よし奈良の都は咲く花の匂ふが如く今さかりなり』の歌を以て見ても其の壯觀が傳はれる。東大寺、法隆寺、興福寺等現代の進歩した建築術を以て見ても是等木造建築の進歩して居たことは一驚に價するところで、其他大佛の鑄造をはじめ、三月堂に於ける諸佛像の彫刻、又は佛畫から來た繪畫の隆昌等、佛教文化は全く隆盛の極に達したのであつた。以下には其の各部門に亘り一言を費すことにする。

**建築** 奈良朝時代の佛教が形式を最も尊重した如く、この時代の建築も其の形式は非常に重んじられたものゝ如くである。それは當代の代表的建築は何れも寺院であつたことにも起因するもので、現存せる唐招提寺の如き其の好適例である。建築に關しては特筆すべき幾多の特徴があるも、それ等は教育に對しての關係が極めて尠いので一々例擧しないことにしたが、今此處に擧げた形式の重んじられた點は當時の教育施設とも幾分の共通性を認めることが出来る。即ち本章第二、三節に於て述べた如く此の時代の教育は極めて形式が重んじられ、學校の組織に於ても、教科の内容から見ても甚だしく形式を尊重したことが窺はれ、寺院の建立等に當つて形式の重んじられたのと對照して注意すべき現象である。

**彫刻** 奈良朝時代に至つて彫刻は著しき進歩を遂げた。これは佛像の製作を盛んに行つたことに因るもので、飛鳥時代までは比較的輕視されて居た全體の釣合が、奈良朝時代に至つて甚だしく重く視られ、其の點に最も苦心を重ねたことが著しき進歩に依つて證される。藥師寺に安置されし、藥師三尊像、三月堂の諸佛像等はこの時代の製作中最も秀れたもので、これ等に依つて見ても當時佛教文化の進展が、如何に著しかつたかと云ふ事が窺はれる。又東大寺の大佛鑄造に至つては斯くの如く規模の雄大な佛像を、斯く克明に鑄造したことは全く驚異に價するものと云ふべきである。

其他繪畫、工藝、木工、漆工、染織等凡ゆる範圍に涉つて規模宏大に、而も進歩的な氣風を見受けること

が出来る。これは奈良朝時代の特色とされる點で、これを外形的に見る時は甚だしく隆盛を示して居るが、一步内面的又は立體的に觀察すると、佛教をはじめ、建築、繪畫、彫刻等凡ゆる文化現象にこの感を強くすることが出来る、それはこの時代の文化が大陸文化の移入後日向淺く單に形式のみを取入れて内面的研究には餘力が及ばなかつた事を實證するもので建設時代に於て陥り易い弊害と看做すことが出来る。

## 第八節 奈良朝時代の教育思潮

### 一、時代の特色

前代に於て次第に勢力を得た外來文化は、種々の點に深い影響を與へて、遂に聖德太子の時代となつて統一され、舊弊を打破して理想的社會を形造らむとする傾向が多分に現れて來た。是等の氣運を醸成し新興運動の中軸を成した者は曩に留學生として唐に渡り彼國の文化を輸入した人々であつて、遂に是等の人は中大兄皇子を推して、前古未曾有の大改革を斷行した。其の結果我國の政治、經濟、學藝、風俗等は一大轉換を行ひ、萬事が皇室を中心として動く様になり、積年の弊害は一掃せられて、才能ある者は登用されることになつた。氏族制度に依り家職世襲が行はれて居る間は才能ある者も登用されることが出来なかつたので、自然教育の如きも重んぜられなかつたが、人材に依り重用の途が開けると共に教育に對する關心は漸次強められ、其の結果として意識的に教育の範圍が擴大されるに至つた。

斯くて大化の改新となり、更に大寶令の制定をも見るに至つたのであるが、これ等にも過渡期的な缺陷が伴つて居た。それは文化が急速に進展したとは云へ、未だ民衆の自覺は割合に程度の低いものであつて、制

定された新制度も社會の實情に適合しない點が多々あつた。それを最も雄辯に物語る實例として、新令の撰定に依つて氏族制度は完全に破壊された如く表面は觀られて居たが、即ち大伴氏が先づ衰へ、平群、物部、蘇我等の諸氏が順次滅亡したことを以て氏族制度は一旦破壊されたと見ることが出来るからである。然るに事實はそうではなくして、單に形を變へたのみであつて依然氏族制度の舊弊を抜け切れることは出来なかつた。即ち大寶令に依る教育制度を以て見ても如實にそれが窺はれるであらう。庶民も貴族も共に平等である可き教育令が、貴族にのみ特權を與へられ、下層階級は政府の新制度に依る教育施設から利益を受けることは極めて僅少であつた。この事實を以て見れば未だ民衆の自覺が、この新令を活用するべくあまりに低かつたことを知ることが出来る。併し、一旦、萌した民衆の意識的教育思潮は漸次發芽し、生育し、前代に於て輸入された大陸文化をよく消化し、日本固有の國民思想と融和させて文化の程度を一階一階と高めて行つた。これは丁度荒削りのまゝの彫刻を漸次完成し遂に立派な藝術品に仕上げるのと同様の傾向で、教育も自然に浸潤し、文化の内容を進展せしめたのであつた。

### 二、生活様式と教育思潮

この時代に於ける一般の生活様式は大部分前代の風習を受繼いで居り、家庭生活の基礎である夫婦間の生活様式等も太古以來の風習から抜け切ることが出来ないうで居た様である。併しこの時代から文化が著しく進んだ結果として、生活様式も甚だしく文化的になつて居るが、奈良朝の初期に在つては夫婦間の生活の如きも上代の如く別居の生活が營まれて居た様である。以下には是等から推論した教育思潮に就て述べて見度いと思ふ。當時の生活様式を知るには萬葉集に據らねばならない。萬葉集は奈良朝から平安朝初期にかけての

諸家の作を集めた歌集で當時の最もよき生活記録であると共に、奈良朝が持つ最も高き誇りとするに足るところの藝術品である。其の萬葉集に山邊赤人の作として、『賤機せんきの帯ときかへて、伏屋建て、妻問しけむ……』と云ふ長歌が見えて居るが、この歌から見れば當時も尙前代の如く、妻屋を建て其處に女を居らしめて、男は他所から通つたのであることが分る。この歌は勝鹿の眞間娘子の墓を過ぎた時に詠んだ歌で、『伏屋建て妻問しけむ』と云ふ句で夫婦別居の様子が窺はれる。併し乍らこの時代から同居の風習も行はれて居たものの如くで、次の如き歌のある點からして明らかに察しられる。

隠りくの 泊瀬の國に 呼ばひせず、吾が夫の君よ 奥床に 母は寝ねたり 外つ床に

父は寝ねたり 起き立たば 母知りぬべし 出でゆかば 父知りぬべし

『隠りくの』とは、泊瀬の枕詞で、『呼ばひせず』呼ばひは呼合ふ、即ち伊弉諾、伊弉册二神が結婚された時に兩方から呼び交はされたことから轉じて結婚の謂になつたもので、せず、はしたである。故に結婚したところの夫の君よ、と云ふことになるのであつて、この歌で見れば夫婦が同居してゐたことが分る。又之は問題が少し外れるが、『奥底に母は寝ねたり、外つ床に父は寝ねたり』と云ふ句は當時の起居の状況を物語るものとして面白い。

斯くの如くこの時代から夫婦同居の風が行ははれはじめたものらしく、これも文化が進んで來るに従つて、生活様式も複雑になり、太古の如く安易に生活が出来なくなつた爲めの必然的結果として同居が行はれ始めたものと思はれる。

次に太古では子供は普通の場合母の名を負ふて居たがこの時代から乳母の名を負ふことが行はれる様になつた。これ等も生活様式の變化から來た一つの社會の變遷で、當時皇室に於かせられても乳母の名を負ふこ

とを通例とされて居た様である。『文德實錄』に次の如きことが見えて居ることを以て知ることが出来る。先朝の制、皇子生るゝ毎に乳母の名を以て之が名と爲す。

これは嵯峨天皇の御名を神野と申されたことに就ての説明で、斯くの如き風習は皇室に於かせられては欽明天皇の頃から史上に現はれ、嵯峨天皇の御代に至つて終つて居る。例へば天武天皇の御乳母は大海宿禰氏であつたのに對し、天皇の御名を大海人の皇子と申されたのを以て見れば分るであらう。この風習の因て來るところは夫婦が同居し、稍々一夫一婦の制度に近いものが現はれて來たので、自然同一の母に澤山の子供が生れる様になつた結果、母の名を子に負はしたのでは其の區別が出来兼ねる様になつたので、乳母の名を子に負はしめる様になつたのであらう。乳母のことをやはり母と同音の『おも』と發音して居たのでそれを子に負はしめたこともあながち不自然ではない様である。

然るに大寶令に於ては一家の主權を掌るものは男としてあるので、既に太古の母系制度は形式上では認められぬことになり、社會組織も父權時代に進歩して居たことが窺はれるが、これは法令に依るものゝみであつて、家庭に在つてはやはり母系制度の名残りがあり、母を中心とした家族が構成されて居たのであるらしい。それは萬葉集の歌の中に『おもち』と云ふ語があるのを以て見ても察しられる。これは萬葉以後には見られない例であつて、其の以後もこの言葉は用ひられないでは無かつたが、次に例證する如く幾分違つた意味に於て用ひられて居たのである。即ちこの『おもち』の言葉の解釋を萬葉略解に従ふと、父母を表はす言葉が二十あるのに對して『おもち』は六つもあり、『おも』とは母を表はす言葉で、『ち』は勿論父を表はす言葉である。斯くの如く父母を表はすのに、父を先に呼ばずして母を先に呼んで居り、普通『おや』と云ふ言葉は父母の兩方を表はすものでなく、母を呼ぶ場合に用ひられて居たもので、この用例は天平

の頃まで續いて居た様である。聖武天皇の御母藤原夫人宮子姫を神龜二年の詔に、

文には（文字に書く時は、の意）皇太夫人、語れば大御祖

とあることを以て知ることが出来る。父母を並べて『おや』と稱せられる様になつたのは奈良朝の末期からの事であつて、この時代に及んで親と云ふ字を用ふる様になつたらしい。で奈良末期までは普通『おや』と云ふ言葉は母親を指して用ひられたもので、これに依り制度の上に於ては父權時代なりとするも、習慣上ではやはり上代の如く母親中心の家庭生活が營まれて居たことが察しられる。

而してこの時代までは親子の關係も後世の如く緊密なものではなかつたらしい。それはやはり上代の如く庶民間では子供を賣買する風習が行はれて居たことを以て察しられる。日本書紀の持統天皇五年の詔に依れば、百姓の子がその兄の爲めに賣られて、良民の中に混つて居るのを發見されたり、又子供が其の父の爲め賣られて賤民の中に入つて居たりしたらしく、是等を以て見れば子供の賣買は公然と行はれて居たのであつて、後世に至つてはこの風習を嚴重に禁止したが、奈良朝の爲政者は旁觀的態度を採つて居たので半ば公然と行はれたものゝ様である故に親子の關係も後世の如く親密なものではなかつたであらう。山上憶良は當時深く佛教に歸依し、抱く思想も佛道の因果關係に深く根柢を置いた哲學的なもので、この時代にてはたしかに異色のあつた人であると思ふが、その憶良の世の中に住み難きことを歎ずる長歌の中に次の如きものがある。

少女らが、少女さびすと 唐玉を 袂にまかし よちこちと 手携はりて 遊びけむ……

また男の子の遊ぶ様を見て、

ますらをの 男さびすと 劍大刀 腰に取佩き さつ弓を 手握り持ちて 赤駒に

しづ鞍打置き 這ひ乗りて 遊び歩きし……

等とあるのを以て見れば當時の子供等の様子が分るのであるが、憶良を除いては萬葉集中子供を克明に觀察し、又子供に對する深い愛情を傾けて歌つた歌が後世に比してはるかに少いことを以て見ても、この時代の一般的風潮として親子の關係が現今の如く緊密でなかつたことを知り得るであらう。

大要以上に依つて當時の生活様式が察しられる。これに依つてみても奈良朝の文化が如何なる程度にあり、社會思想も何の程度のものであつたかと云ふ事を窺ひ知ることが出来るであらう既に前節に於て萬葉集に就き當代々表的人々の思想を述べたところであるが、是等を綜合して思ふに、奈良朝人の思想が甚だしく現實的であつた如く、教育に關する考へ方も甚だしく現實生活に基礎を置いたものであつて、教育その者に對する認識、自覺等は未だ低かつたものゝ如くであるが、その生活態度には大いに見るべきものがあり、凡ゆる點に於て建設時代特有の眞摯なる表はれを見ることが出来る。



## 第六章 平安朝時代の教育

### 第一節 時代の概況

#### 一、固有文化の曙光

桓武天皇が延暦三年奈良から都を山城國長岡の地に遷されてから、後鳥羽天皇の文武二年に鎌倉幕府を開く迄の三十二代、四百餘年の間を平安朝と稱し、この期間は我國文學史上幾多の特筆すべきことの發生した時代で、教育上にも又種々注目に價するものが多い。即ちこの時代に於ける國內の情況を考察するに、從來度々反逆を企て朝廷を悩ましたところの蝦夷も、坂上田村麻呂の武勇に依つて漸く平定し、平安朝の初期に在つては政治も割合に遍土に迄行届き、天下は泰平に治まつて居た。而して帝都の變遷に依る民心の刷新は、政治の運行宜しきと相俟つて大いに新機軸を出すに至つて、朝廷に於ける諸法令が甚だしく増加し、典命も組織立つて來たのである。又奈良朝に於て外國との交易が頻繁であつたがこの時代は是等も漸次少なくなり、遣唐使の如き僅かに前後一回の渡航を見たに過ぎなかつた。これは前時代に於て急激に輸入された外國文化が、漸く我が國民の間に消化せられ、國民は外國文化に端緒を得て、漸く自己の本質的なものに自覺して來たのである。故に平安朝時代は文學方面に於ても、又宗教、美術等の方面に於ても、外國文化を模倣することを漸く離れ、國民精神の特質に向つて創造せむとする如き氣運が濃厚となるに至つた。學問や藝術

に於ては前代よりも進歩的傾向が多分に見受けられるも、其の半面に於ては上代から受け繼いだ武勇の精神は漸次消滅し、感情本位の唯美思想（これを眞淵はたをやめぶりと稱した）が發達し、女性的で優美艶麗な文化が發達を見るに至つた。

#### 二、文化の中央集中

平安朝の文化は換言すれば藤原氏の文化であつたと云ふも敢て過言ではないのであつて、藤原氏の消長に依つて文化の消長を論ずるも亦不當ではない。藤原氏は鎌足の後で、道長に於て絶頂を極めたのであつた。道長が榮華を極めた結果『この世をば我が世とぞおもふ望月のかげたることのなしとおもへば』と歌を詠じて其の心境を表はしたのを以て見れば充分窺ふことが出来る。又藤原氏の文化は言を代へて云へば貴族文化であつて民衆的色彩に缺くところが多かつた。質實剛健の氣風が失はれたのも、文化が上層階級のみのものであつたことに歸因するものと云ふべきである。而して其の文化は當然の歸結として一層中央に集積し、地方は全く等閑に附されたと云つても差支ない程であつた。古今集の歌が萬葉の如く普遍性に缺けて居るのも其の因て來るところは當時の歌人が多く平安京附近に居る者に限られて居たことに依るものである。

#### 三、階級意識の對立

又この時代には貴族と庶民との階級に著しき間隔の設けられた時代である。朝廷に仕へて居る貴族は地方官を卑下し、地方官は庶民を卑んだ。従つてこの差別的觀念が政治にも表はれ、地方に對する政治は全く等閑に附され、奈良朝時代に漸く開發されはじめた邊土は再び昔の閑散に立歸り、文化が著しく發展したのも

平安京附近の僅少な範圍で、併も貴族階級に依つてのみ其の文化は享有され、地方民の教育の如きは全く顧みられなかつたと云つても過言ではなかつた。そしてその文化を専有する貴族は悉まゝに人生を享樂し、榮華を極めたに反し地方の庶民は全く慘めなものであつた。藤原氏の勢力が稍々衰へを見するや、地方から武士が勃興し一朝にして藤原氏榮華の夢が覆されたのも、其の原因は藤原氏夫れ自らが作り出したと云ふべきである。

#### 四、教育の隆昌

奈良朝時代は前述の如く文化が著しく發達を遂げ、前期に於ては漢學が最も隆盛を極め、小野篁、都良香、菅原道眞等が輩出し、中期以後に於ては國文學が著しく發達を遂げたのである。其他宗教が勃興し、日本の宗教の天台、眞言等の興つたことは特筆すべきことであるが、此處に最も注意を要するは私學が非常な勢ひで興隆して來たことである。これは聖德太子に依つて一度び撲滅の厄に遇つた氏族制度が幾分形態を變へては居るが復古したものを見るべきで、特に注意すべき現象と云ふべきである。

この時代の文化を一層輝かしきものとしたのは文字の發明である。奈良朝の末期に片假名が發明されたが未だ一般に使用されるには到らずして平安朝に入り、幾許もなくして平假名が發明されるに及びて、從來複雜であつた文字は極めて簡易に書かれる様になり、思想の表現が安易となつた爲めに急激な發達を遂げたのである。併しその半面には歴代の天皇が特に文筆のことに意を用ひられたことも見逃すべからざる事柄である。

假名文字の發明に依つて思想の表現が簡易となるにつれて女子の教育も盛んに行はれ、又急速な發達を遂

ぐるに至つた。其の結果として幾多の才媛が輩出し、源氏物語、枕草子、蜻蛉日記、うつほ物語等の華麗な作品が表はれるに至つて、所謂國文學の黄金時代を現出したのであつた。

斯かる間に藤原氏の勢力が衰へ武家の勃興に依つて従來文化を享有するものは貴族に限られてゐたものが、武家の進出に依つて朝廷に於ける勢力も公家と武家との差が縮少されてくるに隨つて、文化は急にその範圍を擴大し、武家に浸潤するに至り、更に佛教の新興によつて、平民や、武士の間に布教が盛んに行はれるに至つて一層文化が擴大し、教育の分野も漸次範圍を廣めたのである。

### 第二節 平安遷都と學制の變遷

#### 一、平安朝初期の大學

都が奈良から平安に遷され、政治の刷新が行はれ、奈良朝時代に於ける佛教政治の弊が逐次改められるにつれて、諸般の制度も幾分づゝ改革されるに至り、教育制度も夫等と氣運を同じうして少しづゝ變遷して行つた。當時大學寮は二條大路の南、朱雀大路の東、三條坊門の北、神泉苑の西に設けられてあつた。その中西方の北部に都堂院があり、これは通稱北堂と云つて紀傳道の學舎に充てられてゐた、當時は紀傳道は明法道と共に大いに歡迎されてゐたので大學に於ても特に力を傾むけてゐた爲め、他の學舎と比べてなかなか活況を呈してゐた。紀傳道は南に面して明經道院があつた、明經道院は普通南堂と云はれてゐた、紀傳道の學舎を北堂と稱したのに對してこの稱が出たのである。更にその南に明法道院があつた。明法道もこの時代に於ては紀傳道と共に盛んに奨勵せられた爲め學舎も殷賑を極めたものであつた。

又東北には廟堂が設けられてゐた。廟堂とは釋奠を行ふところで、廟堂の南には廟の倉が設けられて居た。斯くの如く當時に於ける大學の規模は相當宏大なものであつたらしいが、之に關する詳細な文献が無いので何の程度まで完備してゐたものであるかと云ふことは推察によるのみである。

## 二、入學規定

大寶令に制定せられた大學の入學規定なるものは極めて階級的區別を明らかにし十五歳を以て其の入學年齢として居たが、あまり規定が嚴格に失した爲め大學は常に收容人員に滿たず、閑散を極むる時さへある程であつた。斯くて時代が推移するに従つて漸次この弊害が濃厚となつた爲め、遂に大同元年（紀元一千四百六十六年）六月には諸王及び五位以上の官に在る者の子弟は十歳以上全部入學せしむることに發令されるに至つた。令に依る制度は五位以上の者の子弟にして入學希望の者のみに許可して居たのに對して、この改正は一見學制の進歩の如く見ゆるも、實は大學に學ぶ者の數が減少したことに依る變更に外ならない。而して又弘仁三年に至るやこの制度は撤回されて有資格者に對する入學は隨意となつたが幾許もなくして五位以上の者の子弟にして、齡二十歳未滿の者は再び半ば強制的に大學入學を命じられる事になつた。これは天長元年（紀元一千四百八十四年）のことであつて、再び大同の制度に逆戻りしたのであるが、前者は十歳以上に適要せしに此處に於ては年齢は二十歳と限定されてゐる。是等を以て見るに當時の教育が著しく進歩した如く見ゆる半面に於て尙且つ入學年齢の如き、近々二十年を出でずして十歳となり、又二十歳と變更される等、教育方針の未だ幼稚であつたことを立證するものと云ふべきである。當時の模様を知る爲め延喜式中の大學式の中から次の如き文章を引用して参考に供しやう。

凡應講說書籍者、先錄講書並博士名、申省始日本司設座於堂上、省輔已下學生已上各著座諸博士皆集講場、相共論義若有不通義者講畢之日注其所疑申省、

凡應講說者禮記左傳各限七百七十日、周禮儀禮毛詩律各四百八十、周易三百二十日尙書論語各二百日、孝經六十日三史文選各准大經、公羊穀梁孫子五曹九章六章綴術各准小經、三開重差周髀共准小經、海島九司亦共准小經。

以上の二文によつて見ると當時の大學に於ける教育情況が窺はれる。而して各科に於ける修學期間の如きも大寶令に見えて居るのは幾分の相違があるところを以て見るに、大學は創設以來割合年を経ることが少ないに拘はらず、この間に大小の變遷が行はれたのであることを知ることが出来る。更に入學及び試験に關する規定を見るに、同じく延喜式に次の如く書かれてある。

凡學生入學者惣錄名簿、毎日點檢勸道習業

凡試學學生者初日官人一人率受試學生、向省後日不須

凡遊學之徒情願入學不限年多少、惣加簡試、其有通經聽預學生、但諸王及五位已上子孫不須簡試

斯くの如く五位以下の者の子弟には試験を行ひ、之に及第したものを入學せしめ、五位以上諸王等の子弟は何等の試験をも受けず無條件に入學を許されて居たことが分る。普通官位の低き者の子弟も、試験を行ふとは云ふものゝ是は殆んど形式位のもので、其の程度は極めて低かつたものであるらしい。更に次いで各科の學生に對する試験の模様を見るに。

凡須講經生者三經傳生者三史明法生者律令算生者漢晉律曆志大衍曆議九章周髀定天論並應任用諸

國博士<sup>二</sup>被<sup>レ</sup>任<sup>二</sup>之後所<sup>レ</sup>給公廩十分之一、毎年割留隨<sup>二</sup>國所出<sup>二</sup>交易輕物<sup>二</sup>付<sup>二</sup>貢調使<sup>二</sup>送<sup>レ</sup>寮令<sup>レ</sup>充<sup>二</sup>本受業師<sup>二</sup>若  
有<sup>二</sup>未進<sup>二</sup>拘<sup>二</sup>使返抄<sup>二</sup>但諸道博士得業生等兼國並非受業不<sup>レ</sup>在此限<sup>一</sup>  
凡擬文章生每年春秋簡試以下第已上者<sup>二</sup>補<sup>二</sup>文章生<sup>二</sup>縱落第之輩猶願<sup>二</sup>割聽任學<sup>二</sup>之<sup>一</sup>  
凡學生補食口者令<sup>レ</sup>得業生文章生等各隨<sup>二</sup>其業<sup>二</sup>試<sup>レ</sup>之<sup>一</sup>五條之中通<sup>二</sup>三以上<sup>二</sup>爲<sup>二</sup>及第<sup>一</sup>(音生書生博士試之)但明  
經明法算生等先奉<sup>二</sup>遊學試<sup>二</sup>紀傳學生<sup>二</sup>寮試<sup>二</sup>者不<sup>二</sup>更試<sup>二</sup>之<sup>一</sup>

### 三、勸學田の追加

斯くの如く一部大學の學制を改め、政府は半ば命令的に大學入學を奨勵した爲め、平安朝の初期にあつては漢學の隆昌と共に大學も相當盛んであつた。而してこの外に大學を盛大にした大なる原因は延暦十三年越前加賀郡の田地百餘町を勸學田として定め、學生に食料の補助を行ふと共に大學の諸經費をこれに依つて支出したことが、遽かに大學の發展を來した原因で、この事に就ては前章第二節に於て述べたところであるから、此處では詳述しないことにする。斯くの如く一時衰微しかけた大學も勸學田の制定に依つて漸く活況を見せたが、其の結果として經費は益々膨脹し、常に不足勝であつたところから勸學田は逐次追加され、天平寶字元年には百二十餘町の多きに達した。

而もこの外に尙山城國久世郡の水田三十餘町及び河内國茨田、澁川兩郡の水田五十五町合計八十餘町をも生徒食料として供し毎日大炊寮百度飯一石五斗を給したのである。是等より推して當時大學が盛況を示して居たことを察するに難くない。

### 四、職田の制定

大寶令に定められた大學の職制は明らかであるが、博士、助教等に對する報酬に關する明確な規定は見えてゐない。従つて大學は其の後勸學田の設置により大いに面目を一新したが未だ職員に對する報酬の規定は設けられてゐなかつた。當時斯くの如く學制が整備され束脩の如きも定められた中に在つて明確なる規定のなかつたことは一見不可思議とするところであつたが延暦九年に至り、教官に對する職田がはじめて定められ、こゝに判然たる規定が設けられたのである。即ち水田七十三町歩を以て職田と爲し、次のごとき制當てに依つて給與した。

- 博士一人(五町)、助教二人(各々四町)
- 直講三人(各々四町)、文章博士一人(四町)
- 明法博士二人(各々四町)
- 音博士二人(各々三町)
- 書博士二人(各々三町)
- 算博士二人(各々三町)

この規定に依つて見れば當時大學の職員に對する報酬として、僅かに博士が五町餘の水田を給されるのみで甚だ少額の如く思はれる。この外に當時に於ける報酬の規定が見えてゐないので他との比較が出来ないが、報酬の額から見てあまり優遇されてゐなかつたことが分る。

## 五、教科の追加

大學が漸次隆盛の氣運に向ふや、當時一般的推移の傾向をも汲み入れて教科の追加を行ふことになつた。即ち延暦十七年に春秋公羊並に穀梁二傳をも小經に準じて教科の中に加へられ、更に大同三年（延暦二十四年）には紀傳道を置き、直講一人を割いて紀傳博士一人を置いた。これは當時漢學が最も隆盛を極め、特に紀傳道の研究が重きを爲してゐたことの反映と云ふべく明法道と共に一時隆昌を極むるに至つた。延暦十八年に太宰府の府學にも明法博士一人を追加したことを以て見てもその狀が窺はれる。紀傳道の發達に伴つて、文章道も尙ばれ、詩文を賦する爲めに儒書を讀み、大いにその才を競ふたのであつた。世に有名な勅撰詩集の撰されたのも、是等の氣運に負ふところが多い。斯くて大學もその影響を受け、承和元年には更に文章博士一人を置くに至つた。當時文章道が尙ばれてゐたことを如實に物語るものとして次の如き實例がある。

これ以前文章博士は助教並に取扱はれ、明經博士の下にゐるのを例としてゐたが、文章道が盛大になつて來るのに従つて重用せられ、弘仁十二年（紀元千四百八十一年）は從五位下の位に躍進し、一躍して明經博士の上位に任じられ、職田も六町に増加されたのであつた。而して文章生も明經生中から試験をして二十人を選び、文章生といひ、この二十名に更に式部省から詩賦を試みて、秀れた詩を詠んだ者を文章生に補してゐたのである。文章生は更に作文の試験をも受けることが出來、作文の試験に合格する時は文章得業生の名稱を受けてゐた。當時の職制によると文章得業生の定員は二名に限られてゐた。朝廷よりの待遇は文章得業生が重く、文章生が之に次ぎ、明經、明法、算道の諸生は其の下に置かれ、朝廷に於ける諸種の儀式には

諸博士、諸生等も參列を許され、上述の順によつて列席せしむるのを通例としてゐた。

## 六、國學の普及

中央に於ける大學の盛況が斯くの如くであつた様に、地方に於ける國學も亦著しい勢で發展し、平安朝の上期に在つては殆んど全國に普及されたものゝ様である。併し國學に關しては明確な文献が残つてゐないので、正確なることは知る事が出來ないが、是に關聯した諸種の文献から推察するに、國學の發展したことは前後にその比を見ず、むしろ大學以上の盛況であつたらうと思惟される。それは大學が甚だしく制度を重視して幾多の束縛があつたのに反して國學はこの點が緩和されて居て比較的自由であつたのに因る。併し乍ら國學の教官には依然として碩學の人を求めるところは出來なかつたものゝ如く、才學の比較的に低い人々が多く任命されてゐたらしい。國學の教官を非業博士と呼んでゐたことを以てもその一半を知ることが出来る。又山田春城、朝野鹿取の如き博學の士が國博士に任ぜられたことを以て見れば國博士は賈が低いものであるとの論斷も出來ない様であるが、春城や鹿取は任命されたのみであつて、任地に赴かず、京都に居り職務を執るのみであつたらしいので、やはり國學には博識の人が尠なかつたと見るべきであらう。延喜式以後の史書に國學のことが見えて居ない點から推して國學は平安初期に於て大いに榮へしも、中期の初頭頃には著しく衰微し間もなく亡んだのであらう。併し之は推論であつて國學に關する信すべき文献が無い爲に今にはかに斷定することは出來ない。

### 第三節 漢學の興隆と教育

#### 一、諸帝の教育獎勵

平安朝の初期は全く奈良朝の繼承であつて、凡て前代の如く文化の源泉は唐の盛況に求めたのであるが、唯幾分異なるところは、奈良朝に於ては全く模倣であつたものが、この時代となるに及んで唐の文化を幾分論理的に理解する様になつたことである。而して嵯峨、淳和兩帝の御代に至つて學術の盛況は全く目覚ましいものがあつた。これは兩帝が専ら學術の振興に力を致された結果に依るものである。其他桓武帝に於かせられても専ら文教に力を傾けられ、宇多、醍醐、仁明等の諸帝も専ら教育のことに力を傾け給ひ、平安朝の盛況を形成されたのであつた斯くて大學、國學は勿論、私塾等に至るまで大いに活況を呈するに至つたのであるがこの時代の學問は主として漢學の研究であつた。

#### 二、漢學の隆盛

當時に於ける漢學隆昌の風潮に乗つて一世を風靡した學者は次の如き人々で、専ら文藻に重きを置き、詩文の術を練る傾向が多く、大學等に在つても亦其の影響を受けて解義よりも文藻に重きを置く傾向があり、従つて一般の風潮も詩文の練磨に苦心研究するを通例として居た、故にこの時代には最も秀れた詩文が多く著はれて居るが夫等の中で特に有名なものは次の如き人々である。

小野篁は小野妹子の後胤で、岑守の子である。當時に於て空海と共に最も傑出した學者で、其の詩風の如

き全く白樂天を髣髴たらしむるものがあつたと云ふ。篁の博識と詩才を如實に物語るものに次の如き好適例がある。御歴代中に於ても最も御好學の聞え高き嵯峨天皇は篁の學才を試みらんとして或時河陽館に行幸あらせられ、篁を召して次の如き詩を御示しになり其の批評を待たれた。

閉閣開朝暮鼓、

登樓遙望往來船

この詩を見た篁は稍々あつて、非常に立派な詩であるが、「遙」を「空」に改めたなら更に絶唱となるのでありませうと奉答申上げた。天皇は之を開召されて全く驚かせ給ひ、汝の詩才は白樂天に勝るとも劣らないであらう。と御激賞遊ばされたとのことである。この詩は當時白氏文集が唯一部渡來したものが天皇の御手に秘藏されて居たので、他の何人もこの詩に就ては知るものがなかつたので、天皇は篁の學才を試みらんとて右の詩を示されたのであつたが、豫め「空」を「遙」と御改めになり御示しになつたものであつた。これを以て見ても篁が當時傑出した博識であると共に詩文にも最も秀でた一人であつたことが分る。

空海の碩學は何人も熟知するところであるが、彼は又篁と同じく詩文を好くし勅選詩集に於いて篁と共に双壁と稱せられる處で、詩文に關する著書も多い。就中『三教指歸』の著は最も有名なもので、當時盛んに行はれた駢儷體の文章で、能く文字を遣ひ、典故を引用し、縦横無盡にその才筆を揮つて居る。併も其の書の成れるは空海が二十四歳の時であつたことを以て、彼が如何に卓越した才學の所有者であつたかと云ふことを知るに足るであらう。又空海の入寂後、その高弟眞濟に依つて編纂された性靈集十卷の詩文の如き、氣魄に満ちた非凡の文辭を傳へて居る。この外空海の著書として最も有名にして且つ後進を益したものは『文鏡秘府論』である。この書は前後六卷より成り、専ら詩文の格式や、その作法を論じた修辭の書で、聲韻を

はじめとして、體勢、對偶、作詩、作文等の諸般に涉り一々實例を擧げて詳細に指示してあり、この種の書として日本に著はれたものゝ始めである。これは空海が唐に於て専ら流行して居た詩作法の書籍を模倣して著はしたものであらうが、その内容は模倣の範圍をはるかに脱して多分に獨創性に富んだものであつて、當時詩文の流行に鑑みこの種の書籍を必要とする社會の要求に依つて著はされたものであることは論を俟たない。この書は後代に於て我國の詩賦をなす者に對して唯一の指針となり、規範となつたことは説明を要しないことであるが、又歌學者の歌論も大いにこの書の影響を受けて居ることから推して、空海が文學的に如何に卓越せる才能を有して居たかと云ふことを知ることが出来るであらう。これより稍々降つて現はれた詩文の大家に菅原是善、道眞、橋廣相、紀長谷雄、大江音人、都良香、三好清行等の諸家があるが是等の内道眞、良香、清行等は最も秀でて居る。

都良香の作は多く傳へられて居ないが、都氏文集の殘篇及び二三の朗詠集等に依り傳へられしものを以て見るに其の才筆の非凡であつたことが窺はれる。彼が當時に在つて如何にその學才を稱せられたかと云ふことを知るものに次の如き有名な逸話がある。これは江談抄、古今著聞集、十訓抄等に散見するところであるが、都良香が羅城門を過ぎながら『氣霧風梳新柳髮』と詠するや、樓上に聲あり、『水消浪洗舊苔鬚』と付けたと云はれ、又彼が竹生島に遊べる時風光の絶佳に心を魅惑され思はず『三千世界眼前盡』と口誦んだがその後が續かず、如何にしてまじめ様かと苦しんで居る時に當つて嶋の辨財天は『十二因縁心裏空』と付け加へたと云ふことが見えて居る。是は無論逸話に過ぎず彼の絶妙の文才を神々が賞嘆し給ふたことを誇張して書いたものに外ならないが、又彼の才能の凡ならざることを證するに足る一例となすことが出来るであらう。都良香は文章博士として清和、陽成の二帝に仕へ或は渤海使の渡來に際して其の接待役を承はり、渤海

海使をして彼の詩才に感ぜしめ、或は文德實錄の編纂に與り、或は内記として十年間に亘り當時の詔勅、符牒等は何れも彼の筆に成つたものであると云はれて居る點から察して學者としての活動も目覺ましく、その功績も多とするところであつたが不幸にして四十六歳の壯齡を以て歿したことは痛惜に價する。

菅原道眞は都良香より後るゝこと十三年にして生れ出た人であつて、至誠一貫なる高潔の學者であつたことは世人の熟知するところである。道眞は純然たる學者の家に生れた人であつて道眞の曾祖父古人は奈良朝末期より平安朝にかけて侍講たりし人で、その子清公も嵯峨、淳和仁明の三帝に歴仕し侍講として古人に劣らぬ學者で、文章院を創立し、令義解の撰述、凌雲集文華秀麗集の撰定に關與した碩學であつた。清公に善主と、是善の二子があつたが、是善は道眞の父である。是善も文章博士となり、大學頭となり、文德實錄の編纂に與つたり、著書もあり相當の碩學であつたが是善は學問以外に深く佛教を信仰して居た。道眞の至誠にして篤實なるは父の性格に負ふところ多きものがある。又道眞の學識も父是善に依り幼少の時から其の家庭に在つて教育を受けたことに依るもので、菅家累代の家學は皆是善から教授されたものである。道眞は唐の白樂天が歿する一年前即ち仁明天皇の承和十二年に生れたのであるが幼少より極めて慧明にして十一歳にして『月夜觀梅花』と云ふ次の如き詩を賦して其師たる島田忠臣を感嘆せしめたと云ふ。

月耀如晴雪、梅花似照星、可憐金鏡轉屋上玉房馨

道眞は斯くの如く天分に富んで居たに拘はらず、自己の天分に頼ることなく、一意専心勉強し二十六歳の時對策に及第するまでは惟を垂れ、戸を閉ぢて如ら經典を涉獵したと云ふことで、これを以て道眞が如何に篤實なる學者肌の人であつたかと云ふことが分る。従つて彼の知識は該博で當時文人として朝廷に仕へ、榮進また榮進、遂に學者として最高の位に迄昇つたのである。

道眞の文章は菅家文章と菅家後草とに收められてあるが、其の文章も幼時から嶄然頭角をあらはし、十五歳の時有名なる『爲刑部福主四十賀願文』を作りて以來、逐次名文を成し、壯年の頃に到つては既に文章道の大家と仰がれ、文名は中外に高く、彼に文章を依頼するものが續出したのであつた。宇多、醍醐兩帝をはじめ皇太后、皇后、諸親王等の皇族をはじめ、權門の爲めに代作した願文も多數残つて居るところを以て見れば、當時菅公の文章が如何に重んぜられたかと云ふことを知ることが出来る。

三好清行は菅公と時を同じくして出でた學者であつて、其の性格に於ては道眞と大いに異なるものがあつた、即ち道眞が純然たる學者肌として其の徳望も高かつたのに反して清行は才氣横溢、よく政治をも談じ、一見爲政者の如き風格を備へて居た。従つて作品の上にも大いに趣を異にしたものがあり、前者の敬虔なるに反し後者は奔放の點が多かつた様である。清行は道眞よりも三年遅れて生れたのであつたが、彼が文章博士となつたのは五十四歳の時であつたので道眞が三十三歳の弱冠にして文章博士となつたのに比すれば非常な差である。併し彼も當時道眞と並び稱された丈あつて、經史に精通し法律に明るく算數にも通じた才人であつた。

清行の作品は主として善家集に收められたとの事であるが現在に傳はつて居らず、本朝文粹等に傳へられた少數の詩文に依つて彼の才筆を窺ふのみである。彼の文章は最も雄健で、而もその識見は極めて高邁であつた爲め彼がよく道眞と並稱されたのであらう。又詩に於ても秀で藤原時平が其の師たる大藏善行の七十の賀宴を水石亭に於て催した時に賦した詩の如きは菅公に比して遜色なしとまで云はれて居る。

### 三、明法紀傳書の編纂

當時一般に於ても斯くの如く漢學が隆盛を極めた反映として、大學に於ても明經道、明法道紀傳道は著しい發達を遂げたがその中に在つても明法、紀傳の二道は最も降昌を極めたのであつた。明法道は大化改新に起り、近江朝廷の二十二卷はその第一期の完成で、續いて天武天皇の改正を経て、文武天皇の大寶元年大寶律令の制定となり、更に元正天皇の養老二年再び改正されて、こゝにはじめて我國律令の基礎が出来上つたのであつた。この間諸種の格武が出来、律令を補充した爲めに是等の數は相當多數となつた爲め、これを一つの法典にまとめる必要が生じて來たのであつた。次にこの時代に編纂された明法、紀傳を擧げることにする。

弘仁格式、大寶元年より弘仁十年迄に至る間の格式を輯めて、嵯峨天皇の弘仁十一年四月完成したものである。其の撰修に當つた者は藤原冬嗣、藤原葛野麻呂、秋篠安人、藤原三守、橋常主、中原敏久等で、格十卷、式四十卷から成つて居る。

貞觀格式 弘仁十一年より貞觀十年に至る間の格式を輯めたものであつて、清和天皇の御代編纂された。貞觀格は十二卷から成り貞觀十年に、貞觀式は二十卷、十三年に完成したものであつて、此の編纂に携はつたものは藤原氏宗、南淵年名、大江晋人、菅原是善、紀安雄等である。

延喜格式 延喜格は貞觀十一年より延喜七年迄の格を輯めて十二卷とし、醍醐天皇の延喜八年に完成した。延喜式は醍醐天皇の命に依り、藤原時平が弘仁、貞觀の兩式を併せ、更にその後の時勢の推移に依り、加減を加へて一部の式としたものである。延喜式は着手してより上梓に至るまで前後二十三年の長年月を費



した爲め編纂總裁たりし時平はこの間（醍醐天皇の延長五年）薨じた爲め、時平の子忠平が完成したものであつて、この編纂に携はつた人々は藤原定國、藤原有繼、紀長谷雄、三好清行、大藏善行、惟宗善經等である。

類聚三代格 延喜式に編纂された大部の格式中式は現今にも傳はつて居るが格は皆滅んだ、その内三代の格を類に依つて分ち類聚三代格と云ふものが編纂され、その内十五巻が現在にも傳はり、延喜式と共に三代の格を傳へて居る。これを類聚三代格と云ふ。

令義解 淳和天皇は清原夏野に命じて、明法博士額田今足の議を容れて、準據となるべき令の註釋書を撰定せしめた。これが令義解で、夏野の外南淵弘貞、藤原常嗣、讃岐永直、小野篁、菅原清公等が其の編纂に携はり、天長十年に上つた。全十巻から成り、この書に依つて令の解釋の基準が示されたのである。

令集解 令集解は全三十巻から成るもので、令義解をはじめとして古來から令を註釋した古記類を輯めたもので、當時法曹家の用ひて居た註釋書二十餘種を収録してあり、明法家として有名であつた帷宗直本に依つて収録せられたものであつて、令を研究せしむとする者に取つては必讀の書であつた。

以上は明法道に關する書籍の編纂であるが、當時明法の研究が盛んであつたにも増して紀傳道は隆盛を極め、前節に於て述べた如き幾多の學者が輩出した。明法道に關する書籍が相繼いで編纂されし如く、紀傳道に關する書籍も亦盛んに世に出るに至つた。次にその主なるものを擧げやう。

續日本紀 日本書紀の後をうけて編纂された五國史の内第一番に編纂されたものは續日本紀であつて、全四十巻より成り、桓武天皇の延暦十六年の撰上である。その内容は文武天皇の元年より桓武天皇の延暦十年に至る九代九十五年間の出來事を記載せるもので、菅野眞道、藤原繼繩等に依つて撰定せられたものである。

日本後紀 仁明天皇の承和七年（紀元千五百年）に完成したもので、四十巻より成り、桓武天皇の延暦十一年より淳和天皇の天長十年二月に至る桓武、平城、嵯峨、淳和の四代四十二年間のことを記載し、編者は藤冬嗣である。

續日本後紀 續日本後紀は天長十年二月より、仁明天皇の嘉祥三年三月に至る仁明帝の御一代十八年間のことを記載し、清和天皇の貞觀十一年に完成したものである。全二十巻より成り藤原良房、春澄善繩の二人に依つて撰上せられた。

文德實錄 文德實錄は十巻より成り、嘉祥三年三月より文德天皇の天安二月八月に至る文德帝の御一代九ヶ年間のことで、藤原基經、南淵年名、大江音人、菅原是善、都良香、島田長臣等に依つて陽成天皇の元慶三年撰上された。

三代實錄 三代實錄は醍醐天皇の延喜元年の略上にして、其の内容は天安二年八月より光孝天皇の仁和三年八月に至る、清和、陽成、光孝の三代三十年間の出來事で、全五十巻より成り大藏善行、源能有、藤原時平、菅原道眞等に依つて編纂さる。以上を普通五國史と稱し、これに日本書紀を加へて六國史と云ひ、我國の正史として尊重されるものである。

類聚國史 類聚國史は菅原道眞が宇多天皇の命に依り撰上したもので寛平四年の完成である。全二百巻に及ぶ茫大なもので菅公が學者として國家に盡した最も大なる功績は實にこの類聚國史の編纂であつた。併し六十一巻を残すのみで他は散逸して居る。

古語拾遺 以上は何れも朝命に依つて編纂されしものであるが、古語拾遺は純然たる私撰のもので、齊部廣成の編纂に依るものである。廣成は嘗ては相對立したところの藤原氏が、大いに勢力を振ふのに引換へ

て、齊部氏は藤原氏に比して其の勢力全く衰へて居ることを慨し、家傳に依つて上古の舊事で古事記、日本書紀等に逸してあるものを拾録したもので、我が古代史中記紀の逸したものを収録してあるので、上古の研究には必要な書であるが、其の内容は多く齊部氏の功績を録し我田引水の嫌ひがあり、平城天皇の大同二年に完成した。

系譜の編纂 この時代に至つて歴史の書籍が編纂されしことは上述の如くであるが、これに伴つて系譜を編纂することも亦漸く盛んとなつて來た。これは氏族制度の舊弊が擡頭するに當つて一層盛んとなり、遂に朝廷に於かせられても進んで氏族志編纂の御計畫を樹てられたが、嵯峨天皇に至つて朝廷に勘系所を置き、萬多親王、藤原國入、藤原緒嗣等をして有力なる諸家の系譜を勘撰せしめ、弘仁五年完成した。これを新撰姓氏錄といひ、三十卷より成る。其の収録した者は左右京及び畿内の諸氏千八十二氏の多きに達し、是等を各々嚴密に調査し、各氏共其の本源を明らかにし、神別、皇別、藩別の三種に分ち、根源の不明なるものは雜姓としてあり、非常に詳細を極めて居る。これ等の書籍編纂と共に漢學は一層隆盛を極め、其の結果として詩集も亦幾多の編纂を見るに至つた。奈良朝時代の末期に於て日本最初の詩集たる懷風藻の編纂が行はれ、相當漢詩が盛んであつたことは前述の如くであるが、平安朝時代に入るに及びて、漢詩は著しき發達を遂げ、全く模倣から脱して創作の範圍にまで進展を見るに至つた。これは平城、嵯峨、淳和の三帝が殊の外漢詩を御獎勵になつたことに依るもので、遂に勅選集として詩集が編纂されるに至つたのである。

凌雲集 小野岑守が嵯峨天皇の勅命を奉じて、菅原清公、勇山文繼等に議り撰した詩集であつて桓武天皇の初めより平城、嵯峨の三朝に渉る三十三年間の詩を輯めたもので、勅選集中最初のものである。編纂は御製をはじめとして、作者の爵位の順に依つて作者別に排列し、桓武、平城、嵯峨三帝をはじめ藤原冬嗣、菅

野真道等二十四人、九十一の詩を収録してある。

文華秀麗集 文華秀麗集は藤原冬嗣が勅を奉じ仲雄王、菅原清公、勇山文繼等と共に凌雲集に逸しられたものを収録したもので、遊覽、宴集、餞別、贈答、詠史、述懷等の部門に分ち、百四十三首の詩が盛られてある。この集の凌雲集と趣を異にする點は詩の排列を爵位に依らずして収録してある點で、作者は嵯峨天皇をはじめとして二十八名に達して居る。

經國集 經國集は淳和天皇の天長四年に滋野貞主、良岑安世等が勅命に依つて撰したもので文武天皇の慶雲四年から天長四年に至る百一十年の長年月間に成れる詩を収録したもので、賦十七首、詩九百十七首、序五十一、對策三十八を含み、全二十卷より成り、作者は實に百七十八名に及ぶ茫大な詩集であるが、殘存するものは六卷に過ぎず、其の作者九十六人を算して居る。この詩集は孝謙天皇をはじめ奉り十四人の奈良朝人の詩も収録されて居るが大部分は平安朝初期の作品である。

#### 四、書 道

以上述べた如く漢文學が隆盛を極めると共に書道も亦大いに發達した。この時代の能書家としては先づ嵯峨天皇に指を屈するべきで、天皇と共に橋逸勢、空海は所謂三筆として名高く、空海は唐に遊學した際韓方明に學び、其の神技を會得し、逸勢も亦唐に遊學せる際柳宗元に學んで隸書を最もよくしたものである。嵯峨天皇はこの二人にも勝る能筆で、嘗て空海が天皇の御宸筆を拜し、唐の張子昂、王羲之も筆を擲ち、蔡元培も恥を懷くと激稱して居ることを以て見ても分る。又空海は人も知る如く草書の名手で、草聖と稱せられる程この道の能筆で、彼を能書家として其の名譽を傳ふる傳説は我々のよく聞き來つたところである。是等

に次で小野篁も能筆の聞え高く、嵯峨天皇と同じく草、隸の兩道に秀でて居た様である。篁の子孫に有名な小野道風が出て居ることも世に知らるゝところである。而してこの時代の書風は何れも雄頸で氣骨があり、漢學隆盛の時代に於ける能書家としての面目をよく表はして居る。

かくの如く漢學は前後にその比を見ない程隆昌を極め、教育も全く漢學に基礎付けられた諸般のものであつたが、この隆盛も醍醐天皇の御代となるに及んで、漸次衰運を招來し、遂に是に變るに國文學を以てする様になり、國文學の黄金時代を劃出したのであるが、國文學に入るに先立つて漢學が漸く盛運に向ひはじめた平安朝初期より擡頭しはじめた、氏族意識の復活に就いて論述することにする。

## 第四節 私學の勃興

### 一、私學發生の原因

奈良朝の末期より、平安朝にかけては前節に於て述べた如く漢學が最も隆昌を極めた時代で大學、國學等に於ける學問は全く是に關係付けられたもので、教育も亦非常に盛況を見せて居た。然るに是等の教育のみに満足し得なかつたところの一部貴族階級に於て自己の最も理想とする教育機關を創設せんとする氣運が表はれるに至つた。これが即ち私學の發生で、私學は其の組織に於ては支那の閭塾を模倣して出來たもので、當時勢力の強かつた氏族が、同族の教育を目的として建設せられしものであることも亦察するに難くない。大寶令の制定は其の因を大化改新に發するもので、大化改新は聖德太子が氏族の專横を憤り國權の朝廷に集中されむことを慮り給ひ、國政刷新の實を擧げられ様とした遺志を繼承するものである。ことは既に前述

の如くである。斯くて王朝時代の盛運を招來し、氏族の勢力は漸次朝廷に集中されるところとなつたのであるが、是等の氏族は長年月に亘る我國の習慣であつた家職世襲の精神を全く没却することが出來ず、何等かの機會に於て同族の者の間に家職を相傳せむとする傾向を有して居り、形式に於ては幾分變つて居るが其の具體的現はれと見るべきものが即ち私學の簇出である。

この當時に於ける大學はその組織に於て其の實質に於て全く貴族の福利を基礎として建設されしものであることは詳述したところであるが、其の貴族學校とも云ふべき官立の大學を以て満足せず、諸氏が争つて私學を興したのは是等官立の大學は貴族教育に基礎が置かれて居るとは云へ、上流社會一般の子弟を平等に入學せしめ、又時として國學等より庶民の子弟の入學をさへ許され、甚だしく平等であつたので、我國古來よりの風習として氏族本位の觀念を以てすれば甚だしく快ろよからざるものがあり、勢力を有する是等の氏族は、自己の氏族を本位として學校を興し、之が監督をも氏族の掌中に收め、同族の間に家職を相傳へ様とする意向に依り、學校を興すに至つたのであつて、其の制度に於ては全く唐制を模倣したものであるが發生の動機は甚だしく異なるものがある、即ち唐に於ける弘文館其他の特別な學校は、一般臣下の子弟を收容する學校ではなく、皇親、外戚、其他貴顯なる者の子弟の爲めに設けられしものであつて、我國の私學とは甚だしく趣を異にするものである。故に我國の私學は其の發生の根本を作すものは、我國古來の風習たる氏族制度の弊風の形式を變へた現はれなりと云ふことが出来るであらう。而して其の最初に興つたものは和氣廣世の創設した弘文院で、其他文章院、勸學院、綜藝種智院、獎學院等で其の教育も盛大を極めたものであつた、以下之等私學に關して論述することにする。

## 二、弘文院

弘文院は私學中最も古く、且つ最も内容の充實して居たもので、其創立の年代は詳かでないが、延暦年間であることは殆んど確實なものと見て差支ないであらう。弘文院は純然たる和氣一族の爲めの學校であつて、和氣清麻呂の子廣世の創立に係はるものである。廣世は父清麻呂の志を繼いで大いに學問を奨勵し、自らも大學別當として大學の興隆に力を致して居たことは大日本史に依つて窺ふことが出来る。即ち大日本史に廣世のことに關し次の如き事が見えて居る。

廣世起家補文章生（中略）爲大學別當請納私田二十町爲勸學料定明經四科會諸儒於大學講論陰陽藥經大素簡書以大學南私宅置弘文院藏書數千卷以壘田四十町永充學料以終父志

とあることを以て見れば廣世が大學別當として單に大學の行政に關與したのみでなく、大學奨勵の爲めに私田二十町を提供し、學問の奨勵に當つたことを以て見ればその人柄が略々察しられる、又この文に依れば廣世の家は大學の南に在つたらしく、弘文院を起すに當つてはこの宅を當て、學寮として居たものである。而して弘文院の經營には相當に心血を注いだものらしく、四十町の私田を學料に充て、永久に經費捻出の資源としたことを以ても察しられる。又内外の書籍數千卷を弘文院に藏して居たことを以ても廣世が如何に教育に熱心であつたかと云ふことが窺はれる。前にも述べた如く弘文院の創設はその年代が明記されて居ないが一般に延暦十八年以後の創立であらうと云はれて居る。果してこれが信すべき説であるとすれば、大學發生以來即ち大寶令の制定を去ること約百年の後である。

## 三、勸學院

勸學院は嵯峨天皇の弘仁十二年の創設に係はるものであつて、弘文院が和氣家一族の學校であつた如く、勸學院も亦藤原氏一族の爲めに設けられた學校である。左大臣藤原冬嗣が自己の食祿を割き藤原氏一族の爲めに創立したもので、當時藤原氏の中には財政的に甚だしく窮乏せる者があり、子弟の教育にすら事欠く如き状態であつたので、冬嗣は自己の食封を割いてまでも同院の創設に當つたものである。大日本史に次の如き事が見えて居る。

藤原冬嗣（中略）才兼文武（中略）爲春宮亮兼侍從帝嘗幸其第飲讌賦詩賦甚（中略）冬嗣置施藥院收養親授貧乏者又置勸學院教授子弟折封戶一千戶及置田給之薨後民欠輸納院稟不繼（中略）冬嗣嘗奉勅選弘仁格、及内裏式又監修國史未成而薨、

これを以て見れば冬嗣は文武兼備の才人であつたらしく、武の方は何の程度か判然しないが、弘仁格及び内裏式等撰し、國史の監修を行つた等の事から推して學識の高い人であつたことが窺はれる。又施藥院を興して貧困な者を收容した等のことから察するに政治家としても相當經驗を發揮した人であらう。拾芥抄に勸學院に關し次の如きことが見えて居る。

勸學院在三條北壬生西本冬嗣大臣家、藤原氏學生肄業之所、依長者官、以氏辨爲別當、又有六位有官無官別當、有學頭、有二年學、

勸學院の位置は三條北で大學院の南に位し、弘文院とは隣合つて居たものである。藤原氏の勢力が盛んであつた間は勸學院も非常に盛況を呈し、一時は朝廷からも特遇の特別を受けて居た諺に「勸學院の雀は蒙求を

嘯る』とさへ云はれて居たことを以て如何に盛大であつたか窺はれる。職制の如きも非常に完備し一時は大學以上であつたとさへ云はれて居た。別當には藤原氏の辨官であるものが任じせられ、別當の外に學頭を置き、一歳の終りには年擧と云つて大學と同様學生の試験を行つて居た。勸學院の維持法は亦弘文院の如く田を給し、封戸一千戸をも之に充て、居た。併し冬嗣の薨後は維持が面白くゆかなかつたらしく、引用の文章に依り不振に陥つて居たことが窺はれる。

#### 四、學 館 院

學館院は嘉祥三年の創設であつて、右大臣橋氏が嵯峨天皇の皇后に在した姉の補けを受けて創立したものであつて、橋氏一族の子弟を教育する目的の下に設けられしことは弘文院勸學院等と異なる點は無いが橋氏に依つて維持されたのは極めて短い間で幾許もなくして藤原氏に依つて維持されることになつた。教科の如きも範圍が狭く主として經史の教授を掌つて居た組織は別當職を置き管理せしめたが維持法に關しては詳かでない。

#### 五、獎 學 院

獎學院は陽成天皇の元慶五年創立せられたものであつて、創立者は在原行平である。行平は嵯峨天皇の皇孫に當り、在原の姓を賜つた人で、嵯峨源氏の祖である關係上獎學院は源家の學校であると見て差支へないであらう。學校の所在は左京三條通りの北壬生の西に當つて居た。別當職を置き是れが管理に當つて居り、初めは嵯峨源氏より任ずるを例として居つたが、崇徳天皇の保延六年中院右大臣雅定が鳥羽上皇の命に依つ

て別當職に補せられてからは中院家が之に代ることゝなつた、中院家とは久我氏のことであつて、村上源氏に屬するは人の知るところである。

又獎學院の別當は淳和院の別當をも兼ねて居た。淳和院とは初め淳和上皇の離宮であつたが上皇の崩後寺となつた爲め、別當職を置かれたものであつて、從來獎學院と共に王氏の學問所であつたと云ふ説もあるが、之は學問所ではなく、寺であると爲す説の方が正しいであらう。王氏とは皇子の後を云ふのであつて、官家には非ず、併も姓氏を未だ賜はつて居ない者の謂である。

#### 六、文 章 院

文章院は文章博士であつた菅原清公に依つて創められたもので、主として文章を教授して居た、清公の世に在る間は相當に振つたものであつたらしいが歿後間もなく廢せられたらしく、之に關する詳しい文献は詳らして居ないので創立の年代、維持等を詳細に亘つて知ることが出来ない。

#### 七、綜 藝 種 智 院

以上挙げ來つたものは何れも一族一家の教育を主眼とする純然たる氏族の教育機關たる私學であつたが、綜藝種智院は之等氏族の私學とは大いに趣を異にして居り、其教科の内容も甚だしく異つて居る。

種智院の創設は淳和天皇の天長五年にして、僧空海に依つて創められたものである。空海は當時の學校は貴族階級の教育機關たる傾向を多分に有し、私學の如きは全く庶民に對しては入學の道が無かつたので、庶民の教育機關として種智院を創設したものであつて、其目的も儒佛兩教を中心として、庶民を教育の傍ら儒

佛の教義を説き智徳兩面の教導に傳じ様としたのであるが、空海が深く佛教を研究して居た關係上、儒教の方面は附屬物の如く、佛教に主眼を傾けられたことも察するに難くない。其の位置は左九條川通りの東であつて、且つて藤原三守の屋敷であつたものを乞ひ受けて創立したものと云はれて居る。而して其の組織は唐の閭塾の制度に倣つたものであつて、僧侶に對する教育は勿論俗人にも初等教育を施さむとすることに力を注ぎ、備ふる處の圖書の如きも佛書の外に廣く經書を置き、教師には僧侶と俗人とを併せ用ひ、これに入つて學ぶ者も貴賤貧富の別がなく、僧侶も自由に佛書以外の書籍を讀むことが出來、俗人にも自由に内典を學ばしめて居た。次に綜藝種智院の式目にある一文を掲げやう。

人雜曰、國家廣開三庠序、勸諸藝、露露之下蚊響何益、答大唐城坊々置閭塾、普教童稚、縣々開鄉學、廣導青衿、是故才子滿城、藝士盈國、今是華城俱有大學、無有閭塾、是故貧賤子弟無所問、津遠坊好事往還多疲、今建此一院普濟童蒙、不亦善。

これを以て見れば綜藝種智院を創立した空海の理想が充分に窺はれる、そして僧侶にも自由に外書を讀ませ俗人にも典書を讀ませて居た等の點は注目し得る。

斯くの如く當時貴族階級の教育にのみ關心を注ぎ、庶民の子弟の教育は全く無視されて居る時に當つて、其の目的に佛教傳導の事が幾分含まれて居るとは云へ、庶民と云はず、貴族と云はず、何等の束縛をも設けずして自由に向學の人々を收容し教育に携つたことは、甚だ興味のある點である。又其の名稱を綜藝と云ふは佛書の中に兼綜藝と云ふ一文があるところからは因んだもので其の意は衆藝を兼綜すると云ふにある。

綜藝種智院は上述の如く我國に於ける平民教育の起源をなすもので實に紀元千四百八十七年に當る。この劃期的な教育機關も空海の歿後繼承する者がなく、遂に承和十二年には東寺の領となつたのであつて其の存在

は僅かに三十年位の短期間であつたが、よく空海の卓見を物語ることが出来る。

## 第五節 新興宗教と教育

### 一、佛教界の弊風

奈良朝に於ける佛教は實に前古未曾有の勢を以て興隆し、朝廷に於ても佛教の獎勵に大いに努められ、殆んど國家的事業として國分寺を建立する等、甚だしき眷顧から、佛教に携はる者は政治的にも勢力を得、遂に政治と宗教との混同をさへ見る如き結果を招來し、史上有名な道鏡の野望が顯はれる等、又一般の寺院等に於て僧侶は佛教の布教、教化等に力を注ぐこと無く色々の悪事非行を敢て重ね、茲に佛教は恐るべき頹廢の一路を辿つて來たのである。奈良朝末期の佛教が斯くの如き情態にあつたので、この弊害を一掃せむとして桓武天皇は平安遷都を行はせ給ふたのであつて、天皇が當時の佛教界を銳意刷新せむと努力せられたかは延暦の初め佛教に關して發せられた詔勅を以ても充分知ることが出来る。又當時の佛教界に於ける弊風が何の程度まで浸潤して居たかと云ふ事を知る好適例として、平安遷都に當り奈良に造營せられし六宗の大寺は何れも新都に移されることなく平安には新しく東寺、西寺を建立し布教に當らしめた。これは奈良に於ける六宗の大寺小寺か何れも惡習に染みはて、居た爲め是を新都に移すことを佛教界積年の弊風を併せて移すことになるので、新都經營を機會に刷新され様とするの大御心から敢て諸宗の大寺を古都に置き去りにしたものであつて、この事實を以て見れば當時の佛教界の弊風を如實に知ることが出来る。

## 二、天台・眞言の新興

斯くの如き風潮の中に在つて舊弊を打破し、眞に輝かしき宗教の基礎を作らむとして、生れ出たものが即ち天台・眞言の二宗である。天台宗は傳教大師最澄に依り、眞言宗は弘法大師、空海に依り創められたものであつて、兩宗共支那から傳へられたものであることは既成宗教と異るところはない。兩宗共前述の如く二先達に依つて創められたものであるが、兩宗の萌芽は兩大師出現の以前に在つた様である。即ち天台宗は奈良朝の末期鑑眞和尚に依つて天台の三大部たる法華玄義、法華文句、麻訶止觀が傳へられて居り、眞言宗も大安寺の道慈に依り我國に傳來して居るのであるが、何れも一宗として獨立するに至らなかつたもので、この時代に及び兩大師に依り宗教としての基礎が確立せられたので兩宗の祖を兩大師とするものである。此兩宗が當時の社會教化上偉大なる貢獻をしたことは共に見逃す可からざる要點である。因て以下には兩宗に對し詳述することにした。

## 三、天台宗

宗祖たる最澄は近江國滋賀郡古津郷三津百枝の産で、神護景雲元年の生れである。三歳にして出家し、十五歳にして近江國分寺の僧に補せられ、十八歳の時東大寺で具足戒を受け、廣く佛書を涉獵したが眞鑑の傳へた天台三大部を読むに及びて深く心を天台に寄せ、比叡山に入り一意心身の鍊磨に努めたが未だ自からの體得すること少なきを思ひ唐に留學のことを思ひ立ち、遂に延暦二十三年遣唐使藤原葛野麻呂に従ひ入唐した、時に年僅かに三十八であつた。彼地に在ること八ヶ月、此の間天台の奥儀を傳へられ、四百六十卷の經

論疏記を携へて歸朝したのであつた。最澄の齎した佛典は朝命に依つて之を複寫せしめ、七大寺に流布し、大いに布教するところとなつた爲め天台宗は其後僅かに二十五年にして一宗として公認され南都の六宗と同列となるに至つた。

天台の宗旨とするところは法華經を以て所依の第一經典とし、これに金光明經、仁王經その他の經を配して、釋尊一代の教法に五時八教の判釋を下すものである。最澄は單に之等の宗旨を布教するのみならず、更に唐に於て修業した密教、禪、戒律を加へ、所謂四種相承に依つて日本に於ける天台宗を大成したのであつた。最澄が斯くの如く僅かな年次に於てよく一派を成し南都の六宗と對抗してよく之を凌駕したことは一つに最澄が非凡の僧であつたことに依るものであるが、又一面當時の人心が、幾多の弊風を有する既成宗教からはなれて、此の新宗教に迎合したことに依るもので、時の利を得たることも大なる原因である。

## 四、眞言宗

宗祖空海は讃岐國多度郡屏風浦の出で、寶龜五年の生れである。父を佐伯田公と云ひ、幼名は眞魚と呼んだ、十五歳の時上京し大學に入り明經道を修めたが、明經道を以て満足することが出来ず、遂に佛門に歸依したのであつた。世に有名な三教指歸は空海が佛門に入ると同時に著された書である。斯くて三論、密教を學び東大寺で具足戒をも受けたが、それで満足することなく、入唐の志を樹て、延暦二十三年、年二十三歳にして留學生として、遣唐使の一行に加はり、橘逸勢等と共に彼地に渡航したのであつた。翌年遣唐使は歸朝したが、空海と逸勢とは共に留まり、空海は長安なる青龍寺の慧果に就て密教に關する萬般の奥儀を究め、書道、詩文をも學んで大同元年十月に歸朝した。

空海は歸朝するに當つて經論章疏二百六十部、四百六十一卷をはじめ、圖像、法具等を持ち歸り、圓轉滑脫の才氣と、其の博識とを以て一意専心布教に當つた結果、朝野は僧と云はず、俗人と云はず彼に教を受け、るに至り遂に彼の先輩たる最澄さへも、彼の下に密教の缺けて居る眞の教へを受けたとの事である。又嵯峨天皇も深く空海を信任し給ふて密教の布教に當らせられた爲め、眞言宗は大いに勢力を得て、弘仁十三年最澄の入寂後は空海の勢望が益々加はり、遂に朝廷も深くこれに歸依して東寺を賜はり、宮中にも眞言院を置いた程であつた。之は眞言の教義が卓越して居たことに依るものであるが、一つに空海が滑脫の才人であつた事に負ふところが多く、一時は奈良古都の諸宗をも眞言の下に置いた程の盛大を致した。

眞言宗は大日經、金剛頂經を根本の經典として菩提心論、大日經疏等を其の扶助とした宗義で、布教に當つては事相教相の二途に分つて居た。教相とは其の宗旨の理論に涉るもので、事相とは義論するところを實地に應用するところの作法を示すものである。又眞言宗が他宗を顯教と云ひ、自らの宗教を密教と稱したのは淺薄卑近に對するに祕密、隱密等を意味するもので、他宗は専ら釋迦の教説のみに依つて説くものであるから自然皮相的なものとなるのであるが、密教は佛陀の悟りに入り浸つて、佛敎の深奥に觸るゝものであるとなして居た。空海の眞言宗は斯くの如く密教の長所のみを採つて一層勝れた敷衍評釋を加へ、佛敎全體の密教に對する關係を組織的に説き、佛敎全體の究極は密教に在ることを明らかにしたもので、單に支那の眞言宗を輸入したのみではなかつた。斯くして日本に於ける新しい眞言宗を大成したのであつた。

### 五、兩大師の社會教育

最澄、空海の兩大師は如上佛敎の布教に力を致せしのみならず、又社會施設等にも力を傾け山中の往還に

簡易宿泊所の如きものを設けたり、又水田を開墾する爲め貯水池を作つたり、諸種の社會事業に貢獻したが、教育の方面にも大いに意を注ぎ、相當の業績を残して居る。即ち最澄は弘仁の末期天台法華院又は天台宗院と稱する學院を比叡山に開ひた。この兩院は一般の教育を目的として創められたものではなかつたが、僧侶を多數收容し、佛典の研究に當らせたので、一般教育とは關係が遠いが、僧侶の教育に就ては相當に力を傾注して居たものゝ如くである。空海はこれと全然趣を異にした、一般に開放した、むしろ庶民の教育を目標として綜藝種智院を開き、専ら庶民の初等教育に力を傾けたのであるが、これに關してはすでに前節『私學の勃興』に於て述べたところであるから此處には省略することにした。

### 六、淨土宗

平安朝の初期に於ては天台、眞言の新宗教が興り大いに佛敎界を刷新し、民心を一時新鮮ならしめたが、最澄入寂し、續いて空海も入寂すると共に再び佛敎は沈滞の氣が漲り、藤原氏が榮華を極むるに及びて、宗教家は權門に阿叟し、全く貴族宗教の如き傾向を示すに至り、専ら形式のみを重んずるものとなつてしまつた。而して從來國利民福を基礎として行はれた、加持祈禱の如きも、一貴族の幸福の爲めに行はれるに至り、更に自分一家、一族、果ては専ら自己の福利を主眼として佛敎の形式を行ふことになり、是等の宗教的形式を行ふことに依つて天災地變から逃れ、怨靈の恐怖を免かれ様として、眞に敬虔なる宗教心の發露に依り信仰を求むるのではなかつた。これ等は當時の物語、日記類によつて如實に知ることが出来るが、それは後に述べることにしやう。斯くの如く宗教界が沈滞し切つた時に當つて、阿彌陀佛を念じて西方淨土に往生成佛せしむることを願ふ自力本願の宗教が現はれるに至つた。これを淨土宗と云ひ空也上人に依つて大いに



一般化され、當時の女性的な、隱遁的な、併して悲觀的な人心を救済するのに相當の効果を齎したのであつた。が未だ宗教として一宗を成すに至らなかつたが、この時代の末期に法然上人の出づるに及び遂に一宗の開立を見て淨土宗は後廣く信仰を集めたのである。

斯くの如く三つの新興宗教に依りて當時の思想界が支配されたことは非常に大きく、平安朝が全く貴族文化に限られ、教育の如きも特定の範圍を脱し得なかつた中に在つて、微々たる結果であつたとは云へ、佛教の布教に伴ふ教育の普及が行はれたことは見逃すべからざる事實である。

## 第六節 國文學の發達と教育

### 一、國文學の曙光

奈良朝時代から平安朝にかけては、漢學隆昌の時であつて平安朝に入つても初期の百年位までは全く漢學の隆盛を極めて居た時代であるが、これは長い間文化に接することなく、原始的に生活して來た時に當つて遙かに程度の高い大陸文化を受け入れた爲め、夫れに全く心酔し、支那文物の輸入に日も尙足らぬ情態であつたが、この大陸文化も吸収し盡す文を我國民に依り吸収されると、其處に全く我國民性と同化したある特殊な文化を生み出したのである。これは形式は外來文化に負ふところが多いが、内容は最も日本化したもので、平安朝の初期に於ける漢學はこの特殊な部類の文化に相當するもので、當時の教育情況の如きも著しく日本化されたものであつた。斯くて國民の文化が高まり、知識が豊富になるにつれて、自己認識の對度を採りはじめ、從來全く大陸文化に心酔して居たものが、漸次自覺して來た。それは二百餘年來全く心酔し切つ

て居た大陸文化への反動で、必然的に自らの屬する國家を思ひ、國民性を考へる如き風潮が漸次濃厚になつて來た。この傾向のいちやく表はれたものが宗教界で、前述の如く最澄、空海に依る日本的な佛教が唱導せられ、教育界も大學の衰微に依り家學が之に代らんとする如き氣運を示すに至つた。この家學の起つたことは教育界の範圍を縮小したものであつたが、必ずしも之を以て退歩なりと云ふことは出來ない。何となれば、それは唐制を全く模倣した大學教育への反撥であり、やがて國文學發達の遠因を作したものであつたからである。斯くて平安朝初期の漢文學は、表面は全盛を極めて居る如く見えて居たが、その奥底には純日本文學建設の一脈清新の氣が流れて居たことは否定出來ない。この清新なる一脈の流れこそ、やがて燦然たる平安中期の純日本文學を生み出す原動力であつた。又今一つの原因は朝廷に於て藤原氏が榮華を極むるや、漸く質實剛健の氣風は失はれて、安逸遊惰を貪る様になつた結果人心は懦弱に流れ、物の怪に却え、感傷を唯一の生命とする貴族の生活であつた爲め、佶儷な漢文に依つて、思想を現はすことは不便となり、優美流暢な國文を好む様になつた、これが國文學の隆昌を來した大なる原因であつた。斯くて國文學は平安時代の官廷生活の爛熟と相俟つて、全盛を極むるに至り、茲にはじめて固有思想に依る獨自の文學的形式が發生し、從來の文學が極めて小範圍を出でなかつたのに對して、著しき普遍性を有する國文學が隆昌を極めたのである。

### 二、平假名の發明

平假名の發明は弘法大師に依るものであるとの説もあるが、これは確證すべき文献がないので、斷定することは出來ないが、片假名を吉備眞備が整理せし如く、平假名も當時各人各種に用ひられて居たものを空海

が整理して『いろは歌』を作つたのであらう。故にこの作者を以て直ちに平假名の發明者として傳へられ、何時しかこれが眞實となつて傳へられるに至つたものであるらしい。又一説に依れば片假名の五十音圖も平假名のいろは歌も共に平安後期の作で、吉備眞備、弘法大師に依つて作られたものではないと爲す説もあるが、此處では前者に従ふことにした。

平假名の發明もその因て來るところは前節片假名の發明に於て述べし如く、當時印刷術が行はれて居らざりし爲め、書籍は何れも手寫されてゐたものである關係上自然に簡易に文字を書くことを考案し、字劃を省略したり、扁や作りを以て其の字に替へたりしたことに始まるもので、平假名文字に至つては文字を流暢に美しく書くことゝ、早く書く事との特長を有してゐる。斯くの如く片假名及び平假名が發明されるに及んで文字を書くことが著しく簡易になつた爲め文學は遽に進歩したもので、特に平安朝中期以後に於て女性に依り、散文、小説等が多く書かれたことは平假名文字の發生に負ふところが多い。當時漢文が用られながらも、多く假名を以て書く國文體が尙ばれたのも其の因るところは假名の文字が安易に書けることに歸するものである。併し乍ら當時の教育は最も貴族偏重に傾き、庶民間には殆んど影響を與へて居なかつたことから見ても、この平易な假名文字も使用されるものは貴族のみで、一般庶民に在りては用ひられなかつたものゝ如くである。この時に當りて空海は佛教普及の目的からではあつたが、殆んど全國に史蹟を印してゐるところからして、空海に依り文字が庶民間にも傳へられ、平易な平假名の發明に依つてこれ等庶民階級の受けた利益は相當大きかつたことゝ思ふが、それは空海の足の及んだ僅少の庶民間に於てのみで、未だ一般は全く文字を學ぶ者が無かつたものゝ如くである。

### 三、和歌の興隆と教育

奈良朝の初期から全盛を極めてゐた和歌は、其の後漢詩に壓され、一時沈滞の氣を見せて居たが、この時代から再び隆盛に向つた。これは眞に自己の思想及び感情を表現せむとするには外來語よりも、其の國語に依るのが最も便利且つ適確である事によるもので、當時の思想が甚だしく軟弱で、感情の如き最も優美、艶麗であつた爲め、之を漢詩の如き表現形式によつては充分表現し得なかつたことにも歸因する。

斯くの如くして和歌は最も隆盛を極めるに至つたが、この當時の和歌は萬葉集の如き氣魄に欠け、眞情の流露なく、徒らに形式を尙び、甚だしきに至つては文字に依る遊戯的のものもあり、又相當に感情を表現し得たものがあつても、佛教思想の影響を受けた概念的なもので、萬葉集の如き潑刺たる熱情の吐露されしものが少く、和歌としての本質的價值性に乏しいものであつた。萬葉集が不滅の藝術品として尙ばれ、後世よく歌道の範とされたのに比して、古今、新古今集の和歌が重く見られなかつたのも如上の理由に依るものである。次に當時の主なる歌人を擧げることにする。

在原業平は色々の意味に於て最も有名な歌人である。但し歌に勝れた天分を持つて其の名が知られて居たといふよりも、むしろ平城天皇の王子阿保親王の第五子として、天性の美貌に奔放な戀愛生活を陶醉した人として有名である。彼の歌を貫之が評して『こゝろあまりてことば足らず』と云つたことを以て歌以上に天分を持つた歌人であつたと評する者もあるが彼の作品から受ける感じは平板單調で、到底萬葉集の作者等の比でない。三代實録に依ると『體貌閑麗放縱不拘略無才學善作和歌』と見えて居ることに依つて業平の一面を窺ふことが出来る。朝廷に仕へて左近衛中將まで進み、元慶四年五十六歳を以て卒した。

月やあらぬ春や昔の春ならぬ我身一つはもとの身にして

わすれては夢かとぞおもふ思ひきや雪ふみ分けて君を見んとは、

小野小町は業平と甚だしく共通性のあつた女性であつたらしい性格の奔放にしてよく戀愛をしたところ、六歌仙として尙ばれたところ、美貌であつた點等である。併し小町については傳ふるところ詳かでない。出羽國郡司の女であること文は分つて居るが他は不明である。歌も性格の如く奔放で、多く戀愛を對象として居る。

思ひつゝねればや人の見えつらむ夢としりせばさめざらましを  
うたゝねに戀しき人を見てしより夢てふものはたのみそめてき

僧正遍照 仁明天皇に仕へ左近衛少將まで進んだが天皇が崩じ給ふや、官を辭し僧となつた壯年の頃は快活なる風流人であつたと傳へられるが、其の氣風が晩年までも抜けなかつたと見えて彼の歌は極めて明るい、時として滑稽を思はするものさへある。而して彼の作は佛敎の影響を多大に受けて居るところが見え一見不自然なものも少なくない。が當時六歌仙として重きをなして居たもので、技巧の點に於ては現在も尙相當學ぶものがある。貫之が評した『歌のさまは得たれどもこと少し』とは蓋し適評である。

あまつ風雲のかよひち吹きとじよおとめの姿しばしとどめん  
山風に櫻吹きまき亂れなん花のまぎれに君とまるべく

如上の三人は六歌仙中最も勝れた歌人であつて、其の傳記も明らかであるが、他の大友黒主、文屋康秀、僧喜撰等のことに關しては詳かでない。以上が世に有名な六歌仙にして、六歌仙の歌に就て、紀貫之が古今集の序文に評してある言葉を引用すれば、

僧正遍照は歌の様は得たれど誠少し、たとへば畫に描ける女を見て徒に心を動かすが如し、在原業平はその心あまりて言葉足らず、いはゞしほめる花の色なく匂ひのこれる如し。文屋康秀は詞巧にて其の様身におはず、いはゞ商人のよき衣着たらんが如し。宇治山の僧喜撰は詞幽にして始め終りたしかならず、いはゞ秋の月を見るに曉の雲に逢へるが如し。小野小町は哀れる様にて強からず、いはゞよき女の惱めるところあるに似たり。大友黒主は心はをかくして其の様いやし、いはゞ薪負へる山人の花のかけにやすめるが如し。

この批評は所謂貫之式の歌の見方に依るもので時代から云へばいかゞはしい點もあるが文章が面白いので特に引用することにした。

最後に残りの三人の歌を各々一首宛引用しておく。

吹くからに秋の草木のしほるればむべ山風を嵐と言ふらん

我がいほは都のたつみ鹿ぞすむ世を宇治山と人は云ふなり

思ひいでゝ戀しき時は初雁の鳴きて渡ると人知るらめや

康 秀  
喜 撰  
黒 主

之等の歌人に依つて和歌が漸次盛んになつて来るや、一方に於ては竹取物語、伊勢物語等が世に現はれ漸く國文學は盛運に向つたが、國文の最も隆昌を極めた中朝の後代から後期の上代にかけてから見れば、單に前奏曲たるに過ぎない。次いで古今集が現はれるに及びて、國文學は其の最高潮に達した、これは純日本文化發展の具體化されたものであつて、教育の如きもこの時代から大いに特色を發揮するに至つたのであるが、それは後節家庭教育に於て述べることにし此處には古今集其他の歌集編纂、延いてはこの時代の主なる歌人に就て述べることにする。

#### 四、歌集の編纂

1、古今集 は醍醐天皇が延暦五年に紀貫之、紀友則、凡河内躬恒、壬生忠岑の四名に勅して其の家集を献せしめて、全二十巻を撰修した、これが即ち古今和歌集で全部を四季、賀、別離、羈旅、物名、戀、哀、傷、雜、雜體等に分類してある。古今集に盛られし歌は總數千五百餘首で、時代は奈良朝末期から平安朝初期、中期にかけての歌人百二十餘人を載せてある。これを大別すると、奈良朝末期の歌人と、六歌仙時代と、貫之の時代に區別することが出来、その時代別に依つて歌を見る時、各々特色が表はれて居り、時代相の推移を知るのに最も便利であるが此處ではあまり旁系に入る嫌があるので割愛して大凡の差異を述べることにする。即ち奈良朝後期の作は萬葉集に表はれし如き素朴さと歌の構想が何れも雄渾であるのに反して、六歌仙時代の作は素朴さに缺けて居り、従つて眞情の流露するところ少なく、歌の技巧上に勝れたところが見受けられ、更に貫之の時代のものになると、非常に概念的になり、一種の理屈に傾いて何等感情の躍動が認められないものさへあり、量に於て最も盛大を見た當時が其の質に於てはるかに前代の比でないのも面白い對象である。謂ふまでもなく歌は作者の性格、思想、感情等を如實に表はすものであつて、其の時代の實情を知るには他の文献よりも最も便利なものである。故に萬葉、古今、新古今等に表はれたる時代の推移を以て其の時代の一般を窺ふことが出来るが、増して確證するに足るべき記録等のなかつた上代の事に關しては、是等に依る推論が最も正しき判斷を與へることになる。教育史の編纂に當り文學的事に重きを置き過ぎる如く感じられるも、特に教育のみに關する文献が甚だ尠く、教育が未だ幼稚にして其れ自身に獨立的存在を示して居なかつた上代の研究に當つては、之等の資料に依りて推論するを最も便利、且つ妥當なりと認

め敢て引用する次第で、之等が推論上の一助となれば以て居れりとするものである。

2、後撰集 は古今集に次で撰定せられた歌集であつて、梨壺の五人が村上天皇の勅令に依り天曆五年昭陽舎に於て選集したもので、古今集に漏れた歌及び古今集撰後の歌人の作一千四百餘首を收むるもので、二十卷より成つて居る。古今集が主として撰者の作品を主體として撰集されて居るのに反し、後撰集は物故した人の作を多く集め、當時の作品は權門、貴紳に重きを置き、撰者自らの作品を輕視して居ることは古今集と大いに趣を異にするところで、撰者の意氣の萎靡して居たことを物語るものである。而して其の組織は専ら古今集に倣つたものであるが、内容は非常に杜撰で到底前者の比ではない。

3、拾遺集 は一條天皇の御代に撰上せられしものであつて、撰者は花山法皇とも、藤原公任とも云はれてゐる。古今、後撰の二集を補足する意味に於て撰せられしもので、收むるところの歌は千三百首、量に於ては相當豊富であるが、すべて古今、後撰の後塵を拜するに止まり清新味に乏しい。

以上の三歌集を俗に三大集と稱し、萬葉集に次ぐ歌集で、長く後代の範とされるに至つたが之等の歌集を代表する歌人は、紀貫之、凡河内躬恒、紀友則、壬生忠岑、藤原公任、曾根好忠、和泉式部、赤染衛門等であるが其等の中紀貫之は色々の意味に於て最も有名である。即ち貫之は當時に於ける歌壇の巨匠であつたのみならず、歌學者として、文章家として、又教育家として有名である。貫之が歌人として、又歌學者として古今集に最初の歌評を書いて居ることは、彼が文章家として土佐日記の著者である事と共に世に多く知れるところであるが、彼が家庭教育に力を傾けたことに就ては知る人は甚だ尠い様である。

## 五、紀貫之と家庭教育

この時代は和歌が最も隆昌を極めて居た關係上、貴族階級に在つては和歌の學問を最も必要な項目として居り、歌才の豊かなものは官位の高下を問はず重んぜられる風潮さへあつたので争つて和歌に長ぜむことを希望して居り、従つて其の家庭に於ける教育の主眼とせられて居たものは和歌に對する學問及び技術であつた。斯くの如き時相に處して貫之は練達した和歌の技術と、深い學識とを以て廣く貴族階級の老幼男女に其の教授を行ひ、自ら推敲、創作等をして多數の子女の教育に力を傾け、一方に於ては歌論を發表して大いに斯道の教育に貢献するところがあつた。この事に關しては後節家庭教育に於て詳述するが、奈良朝時代の家庭教育に和歌が最も重んぜられ、斯道の大家に依つて夫々誘掖されて居し如く、貫之が當時この方面の特殊教育に貢献したことの大きなるを思ひ敢て論述した次第である。

## 六、家庭教育と和歌

併しながら和歌の教育は極めて範圍の狭い貴族階級に於てのみ盛大に行はれ、下層階級に及ばなかつた事は、奈良朝時代の隆盛に比して些か意外とするところであるが、一方形式に於ては幾多特筆すべきものがあつた。即ち和歌所の設置、歌合等の催しが登場に行はれて居た事でこれ等は形式に於て稍々異なるも教育と云ふことが出来るであらう。和歌所がはじめて設けられたのは天曆五年であつて、古今集が撰上されてから四十六年の後であり和歌所を設けるに至らしめた間接の原因として先に擧げた貫之の歌學の教育が與つて力あつたことは言を俟たない。斯くて村上天皇の天曆五年禁中の昭陽舎に和歌所を設け、其の別當として藤原伊

尹を任命し、經營の任に當らせると共に梨壺の五人に命じて萬葉集の教授をせしめた。梨壺の五人とは大中臣能宣、源原元輔、源順、紀時文、坂上望城の五人であつて、梨壺とは當時昭陽舎を梨壺と稱して居たことに出でしものである。

昭陽舎に於ける萬葉集の講義は前述の五人が主として訓讀し多くの人々に歌の解釋をして作歌上の一助としたものであつて、萬葉集研究の第一歩であつた。斯くの如き特殊教育が一部の貴族間に於てのみではあつたが既に行はれて居たことは注目に價すること、平安時代の時代相を知るに最も便利である。次にこれと形式は異なるが同じく和歌に對する一種の遊技で、又歌學上の特殊教育と謂ふべきものに歌合せがある。歌合せは歌人を左右に分けて一人一人が即席の歌を詠み、其の優劣を定めることであつて、平安朝初期から行はれ、醍醐天皇の御代以來暫く中絶して居たものを、村上天皇の天德四年復活させ、内裡に於て行はせられ、以來式目をも定め、非常に盛大に行ふことになつた。これに關して有名な話がある。天德四年歌合が復活し内裡に於て村上天皇の出座を仰ぎ歌合せをすることになつたが、當時平兼盛と壬生忠見とは梨壺の五人に勝るとも劣らぬ程の歌人で、自他共に許して居たが偶々この歌合の二十番に於て相對峙することゝなつた。歌題は『忍戀』であつたが、左に座した忠見は『戀すてふ吾が名はまだき立ちにけり人知れずこそ思ひそめしか』と云ふ歌を詠んで一同を驚嘆せしめたのに對し右に座した兼盛は『しのぶれど色に出にけり吾が戀はものやおもふと人の問ふまで』と詠じたので、審判官小野宮實頼もこの二つの名吟に對して遽かに判斷をつけかね、御聖慮を仰ぎ奉つたところ何分にも天下に稱せらるゝ兩人のことゝて其の優劣を定めることは非常な興味を注がれ何れも片唾をのんで聖斷や如何にと待つ内、玉音は低聲ながら『しのぶれど色に出にけり……』とて兼盛に擧つたので、兼盛は大いに面目を施したが一方忠見はこの事を氣にし、遂に悶死したと云ふこと

が傳へられて居る、これに依つて見ても當時の歌合せが何の程度まで眞剣味を帯びて居たかと云ふことが知られる。

併し乍らこの歌合せは和歌を盛大にせしむる點には大いに力があつたが、徒らに形式に流れ和歌の質を低下せしめた事は事實で、従つて歌道から見ると一種の遊戯化して、邪道に陥らしめたものであるとも云ふことが出来るが歌合せの爲めに和歌の研究を盛ならしめ、其の結果として家庭教育として歌道が重きを爲したことは事實で、この意味に於て見る場合大いに貢献したものと云ふべきであり、平安朝の和歌が奈良朝のそれに比して教育上緊密なる關係を有する所以である。

### 七、散文の發達

和歌が上述の如く著しき隆盛を極めたのに對して散文も亦大いに振ふに至つた。散文が急速に發達を遂げ特に女子の間に著しい傾向を示し、幾多の大作を残して居ることは、平假名文字の發明に依り文字が割合平易に書ける様になつたことが大なる原因で、從來男子のみの教育が重視され、女性は等閑に付され勝であつた事に對して、將に一新機軸を劃したものと云ふことが出来る。

この時代に於ける散文の先驅をなしたものは伊勢物語と竹取物語で、其の後、伊勢物語の系統を引いたものに大和物語があり、竹取物語の系統を引いたものに宇津保物語、落窪物語等があり、更に日記物としては土佐日記、蜻蛉日記、稍々下つて紫式部日記、泉式部日記、更科日記等のものが現はれ、散文も源氏物語の出づるに及びて其の絶頂を極めたと云つて差支ない。源氏物語に續いて枕草子が出で、其の後幾多の散文の大作が現はれたのであるが、是等散文學の中に在つて活躍したものは多くは女性であつたのは注目に價する

事で、是等から推して當時女子教育が非常な發達を示して居たであらう事も亦察するに難くない。次には是等散文學を透して見た平安朝時代の女子教育に就て述べることにする。

併し乍ら當時の散文は貴族階級にのみ限られて居たことからして、其の行はれる範圍は極めて少範圍であつたことは勿論である。

## 第七節 散文學と女子教育

### 一、女子教育と假名文字

奈良朝の末期に於て片假名が發明され、從來劃の多い漢字は急に簡単に読み書きが出来る様になつて、文字を習ふ者は著しく平易になつて來たので、漸次女性にも読み書きの事が行はれる様になつて來たが、平安期の初期に於て更に平假名文字の發明されるに及びて、文學を習ふことは著しく平易になつて來た。當時女子は専ら平假名を用ひ、男子は漢字を用ひ又漢文體に依つたのであつて、これは漢字を男文字、假名を女文字と稱して居る事に依つても知られる通りで、平假名の發明に依り簡易に文字が書ける様になつて居たが、男子はこれを用ふるを恥とし女子のみ使用して居たもので、紀貫之が土佐守の任期を満了して都に歸る道すがら書いた土佐日記の如き、作者は立派な男子であるのに、和文體で書き、假名文字を使用したところから特に女の名前を以てしてある等の點から見ても、假名文字は女性のみによつて使用されたものであることが分る、併しこれは公式の場合で、文字が簡易に書き得る關係上公式のものでない場合は男子も假名文字を使用したものゝ如くである。斯くの如く假名文字が國文體の表現形式に依る女性特有の文學形式であつた事が、

後に至り物語類に女性が華々しい活躍を示す原因となつたもので、是等の簡易なる文字と、新しい形式である國語の表現とは相俟つて女性の進出を促し、従来比較的に輕視されてゐた女子教育は遽かに進歩し、大いに奨励されたのであつて平安初期から中期にかけて隆盛を極めた和歌に僅かに和泉式部、小野小町、伊勢大輔（小式部）等があつたのに反して、以後の物語類に於ては源氏物語や、枕草紙をはじめとして大いに女性が活躍してゐることを以て女子教育の向上が察しられる。

## 二、女子教育の向上

以上に擧げたことは主として表現形式の簡易化から來た女子教育の向上であるが、更に女子教育を向上せしめた重大なる原因と云ふべきものは、藤原時代の文化が悉く女性的であつた關係上、貴族階級に於ける女性の地位が著しく向上した事にも依るものである。女性の地位を向上せしめた原因とも云ふべきものは、當時藤原氏が最も勢力を振ひ、顯官は悉く藤原一門に依つて占められてゐたが、藤原氏は更に自己の勢力を永久的なものとする考へから、一門の勢力を利用して皇室の外戚ならむことに腐心し、自己の女を宮中に納れ、天龍を賜はらむ事を冀つた爲めに、子女に對する教育も次然重視されるに至つた。斯くて幼少の時から専ら女子の教育に留意して手藝は勿論、歌道、文章道等の教育に努めたのであつた。又藤原氏の子女が宮中に入るに當つては多くの教養ある侍女を従へてゐたので、遽かに女子教育が隆昌を來し、其の結果として平安後期の散文學に輝かしき女性の活躍を招來したのである。又源氏物語をはじめとして當時の物語、日記物等に表はれた女性の氣魄が男子のそれを凌駕する趣のあるのは夫等の女性が男子をも凌駕する優越な地位にあつたことを物語るもので、一般に男子が女性化し、男性の本領たる政治、兵馬等のことを遠ざか

り、詩歌管絃にのみ親しみ、甚だしきに至つては黛を描き、白粉をつけ美々しい着物を纏つて只管女性の歡心を買はむと努めた結果の反動として、何時しか宮廷婦人の間には是等の男性に對抗し又男性をも凌駕する程の氣力が生れたものと見るべきであらう。この外に當時の風潮として男性が女性に對して求婚する場合先づ男性から自分の對象とする女性に和歌を送り、女性はその和歌に依つて對手の性格、氣性等を知り求婚に應ずる風習が行はれてゐたので、自然女性に強味の出た事も否み難い點である。

## 三、女流作家の輩出

斯くの如く女性の立場が向上して來ると共に、男子に對する觀念も自然對等的になり、女性相互の間 於ても競争す 如き傾向が濃厚となつて來た。其の著しい表はれは一條天皇の時に皇后となつた定子は、藤壺の女御となつた彰子と互に帝寵を競ふ心から、侍女の才學に至るまで優劣を競ふ様になり、特に文學に於ては其の競争が甚だしく、一方に清少納言が出で、其の才氣を誇るや、一方には紫式部が出で學識を誇り、源氏物語の大作を出して當時の殿上人を驚嘆せしむるや、一方で枕草紙の傑作を出して對抗したのであつた。斯くて伊勢大輔、和泉式部等の才媛が輩出し、優美纖麗な絢爛たる文學を生み出したのであつて我國文學史上の一偉觀であつた。次に是等主なる作品と作者に就て一言を費すことにする。

## 四、紫式部と源氏物語

紫式部は藤原爲時の女で、藤原宣孝に嫁したが、宣孝は二女を残して夭折したので式部は二十六歳にして寡婦となり、其の後數年にして中宮彰子に召され仕へることになつた。天性穎敏で、其の父爲時は常に式部

の頭を撫で乍ら、「汝を男に生れしめたならば」と嘆じてゐたとの事で、以て式部の人と爲りを窺ふことが出来る。式部は清少納言の如く驕慢でなく、又其の操行の如きも和泉式部等が奔放で戀愛を追つたのに反し式部は一貫して貞節を守つたのであつた。この事に對し最も有名な話は、當時位人心を極めてゐた道長が式部に想を寄せ、ある夜更訪れたのに對して『たゞならじとばかり叩く水鶏ゆえあけてはいかに悔しからまし』とて節操を守り通したのであつた。斯くて亡き夫宣孝に限りなき哀慕の情を寄せ、『亡き人の煙となりし夕べより名もむつまじき籃笠の浦』等の切々たる思慕の心を寄せつゝ一意専心に物したのが彼の有名な源氏物語りである。

源氏物語は寛保年間の作と云はれ、相當な年月を費して書かれたもので、光源氏の華やかな一生を前四十四帖に、その子薫大將の數寄な物語を終りの十帖に、全部で五十四帖の大作である。源氏物語は式部が朝夕親しんで来た平安城裏の生活を背景として、人世の諸相をありのままに寫した小説で、當時の思想の一断面であると共に生活様式の忠實なる記録であつて、この時代の貴族生活に於ける諸種の研究はこの一書に依つて完全な盡されると云ふも敢て過言ではない。又其の文章も流麗で構想も充分練れて居り、文學史上に特筆すべき名編で永く後代の範とせらるゝところである。

### 五、清少納言と枕草子

清少納言は清原元輔の女である。元輔は歌人として知られ、後撰集の撰者であつた關係上納言も幼少の頃から和歌に對する學問等を重ねたであらうことが察しられる。彼女は皇后定子の侍女として其の奇才を尙ばれたもので、香爐峰の雪の話や、吳竹の枝を此の君と稱せし事等は人のよく知るところである。併し紫式部

が貞淑の譽高かつたのに反し才學をてらひ、時として男子をも物の數にしなかつた程驕慢であつたので常に他の侍女から排拆せられて居たが、皇后への信任は厚かつたものゝ様である。併しその晩年は非常に零落したが、尙且つ驕慢な性格は改まらず、『駿馬の骨を買ひし人あるを知らずや』等と壯語したと傳へられて居るが、彼女の晩年は詳かでない。

源氏物語が變化に富み、構想も雄大であるのに反して枕草子は奇警な觀察眼を以て自ら宮廷生活をなせる經驗並に感想を叙述した一箇の隨筆で、一貫した統一も、相互的な連絡もなく想ひのまゝに書かれたもので、源氏物語に對して一步を譲るものであるが、觀察の鋭敏な點に於ては作者の面目躍如たるものがある。而して其の文章は簡潔にして趣味深く、全編を通じて活氣が横溢して居る。枕草子は源氏物語の如き小説體のものでない丈に、作者の個性もより多く表はれ、清少納言の長所、短所共に遺憾なく曝露して居り、時代の反映とも云ふべきこの草子に依つて當時の社會生活の状態を窺知することが出来るが、約一千年の古に於て併も女性に依り斯くも透徹した批評が行はれたことは作者が非常に勝れた天性の所有者である事にも依るが當時の女子が男性と對等に進出して居たことを物語るもので、女子教育の如きも相當に行届いて居たであらう事を推察するに難くない。

### 六、其他の女子文學

尙この外に隨筆、日記等有名なものとして、

蜻蛉日記 藤原道綱の母(兼家の妻)の作で、天曆八年から圓融天皇の天曆三年迄二十一年間の家庭生活活を記したものの三卷。



和泉式部日記 一條天皇の長保五年四月師宮に思はれしより翌年正月頃までの事を記した短篇である。  
紫式部日記 紫式部が中宮彰子に侍した頃の日記で、後一條天皇御降誕の寛弘五年七月から七年正月に  
至る間の日記。

更科日記 菅原孝標の女の日記で、東國在住の時から書き起し、京都に定住するまでの日記。  
等は有名なもので、宇津保物語、落窪物語、大和物語等女性に依り著はされた文學が簇出したことは特に注  
目に價するところで、女子の教養もこの時代に及びて特に高められた事が分る。是等物語、日記等に就て一  
々例證すれば、當時の女性の生活様式及教養の一端を知ることが出来るがあまり長きに亘る嫌があるのでこ  
れ位で筆を擱くことにする。

## 第八節 家庭生活と教育

### 一、生活情況

奈良朝時代から見えはじめて居た夫婦同居の傾向は平安時代となるに及びて著しく濃厚となり、同居せる  
ものが通例で、別居せるものが變則的に見ゆるまでにこの風習が行はれるに至つた。併し乍ら尙同一の家に  
住むまでには進んで居なかつたものゝ如くで、貴族階級に在つては同一の屋敷に、男子の住む家と、女子の  
住む家とを區別し、下層階級に在つては同一の家に居住することが行はれて居たが、時としては別居し夫が  
妻の家に通ふ風習も残つてゐたものらしく、源氏物語に現はれて居る主人公の源氏君はその正妻葵を實家に  
置き、自らは妻の實家に通つて居る。又別居の行はれて居たことを實證するものに、道綱の母に依つて書か

れた蜻蛉日記があるがこれに依ると、明らかに夫である兼家とは別居してゐたもので、道綱の教育の如き、  
母の手に依つてのみ行はれてゐたことが窺はれる。併し道綱の母は兼家の正妻ではなかつたので、正妻と別  
居してゐたか否かと云ふ論擧にはならないが、相當に斯くの如き風習も行はれてゐたものらしい。従つて子  
供の教育に關しては男性よりも女性が特に力を傾け、責任を以て教育してゐたものゝ様である。前例に依  
と道綱の教育は其の母一人の手に依つて行はれたものらしく、道綱が後年識見の勝れた人と爲つたのも其の  
母が學識あり、教養が深かつたことに依るもので、兼家も正妻同等に道綱の母を遇して居たことによりて其  
の人と爲りを知ることが出来る。

### 二、女性の家庭的地位

この時代になつて男女同居の傾向が著しくなるにつれて、上代の如く子供が母を主として、父を軽く見る  
如き傾向が少なくなり、父と母とは同格に見られる様になつた。又母より父の方を重く見る場合も多々あつ  
たものゝ如くである。日記類や、物語の中に母の事を書く前に父の事を書きしものが相當にあるが、是等は  
父を重く見る様になつた結果であらう。又神樂歌に、

わが生は皆人知らず。父が方、母が方とも神ぞ知るらん、神ぞ知るらん。

と父の事を先に詠じてあるのを以ても窺はれる。この反對に母のみを述べて父を言はないものも相當にあ  
る。『紫式部の子大貳三位……』と云ふが如き即ちそれである。次に父と母を同格に見たものに、宇津保物  
語俊蔭の卷に、兼雅が嘗つて音信を絶つて居た自分の妻に偶然に出會ひその妻との間に生れた子仲忠に命じ  
て、母を連れ歸らせ様とした時仲忠は『かく宣ふを忝く、何れも同じ親なれば、さる孝の心の子にて……』

と母を説いて居る。この『何れも同じ親』と云ふ言葉により、父と母を同格に見たことが分る。これ等は萬葉集等には全く見られざる點にして、この時代から斯くの如き觀念が行はれるに至つたことを知る最もよい材料である。併してこの宇津保物語の出來たのは源氏物語と殆んど同時代であるから平安朝中期に於て斯様な觀念が行はれて居たことを知り得る。宇津保物語に關してはその記録がないので出來た年代等はつきりせず、源氏物語繪巻の卷に『うつぼの後景』と云ふ文章のある點から見れば古い本であるらしいが、藏開の卷には紫式部と同時代なる小野宮實頼の事に就て書いてある點を見るに源氏物語と同時代に出來たものと見ることが出来る。兎に角この時代に斯くの如き呼稱が行はれて居たことは間違ひの無き事で注目し得る。

### 三、子供の教育

子供の教育に關しては主として女性がこれに携はつた事は前述の如くであるが、この時代はすべて形式を尙んで居たので、子供の生育中の儀式等も最も形式を重んじたものである。先づ出産に當りては豫め建てられた産屋にて僧侶に經を讀ませ、加持、祈禱を行つて物の怪を退散せしめ、弓弦を鳴らして惡魔をさけ、僧侶は護身の法を行つた。かくて子供が生れるとそれが男兒である場合は文章博士を招き孝經、史記等を讀ませ、産後三日、五日、七日と云ふ様に定つた祝を行ひ、五歳になるまでは年の始毎に小兒の頭に餅を載かせて其の子の成長を祝ひ、才學は祖父の如く文章は父の如く優れよ等とひたすら子供の勝れることを願つたものである。斯くて七歳に達すると讀書始めの儀式を行ひ、組織立つた教育を行ふ様になるのであつて、其の年齢が七歳とされて居たのは特に注意すべき事であつて、習ふものは普通御註孝經であるが、時として貞觀政要や、千字文等からはじめる事もあつた様である。

この時代の女性が如何に子供の教育に關して注意を傾けて居たかと云ふ事は、色々な物語や日記に子供に關する事が多く書かれてあり、特に子供の行動に對する描寫等は克明に行はれて居る。是等は當時の女性が子供の教育に責任をもつて行つて居たことを物語るもので、特に觀察眼に秀れて居た清少納言の書いた枕草子の描寫に致つては實に細かい點まで及んで居る。

男子は十歳に達すると元服の式を行つて居た。元服の式に當つては一族中最も優れた人に式の世話を依頼するのを例とし、男子は元服後は冠を用ひ、女子は裳を着けて居た。女子の元服は裳着と稱し男子の元服の式と同様盛大に行はれて居た。

### 四、男子の教育

平安朝中期から後期にかけては國文學が隆盛を極めてゐたので漢學は重きを置かれなかつたが、初期から中期の初頭に當つては漢學が最も尙ばれてゐた。又國學勃興の後も國文學によるものは主として女性であつた關係上、男子は漢學を學ぶを通例としたが、初期の如く盛んには行はれなかつたものゝ如くである。

當時學問をするには大學、私學による外、私塾も相當盛んになつて居たのである。是に依るものが多かつた様である。殊に菅原氏は代々有名な學者を出してゐたので、學問は菅氏の塾を以て最上とする傾向さへ表はれ、この塾に學ぶ者は多數に上つて居た。後菅原氏が家學に於て重きを爲したのも自らの勢ひで、私塾から更に進んで家學が起るに及び、夫々専門の家に就て其の得意とする學問を收めたのであつた。私塾として菅家が如何に重きを爲して居たかと云ふ事を知る一例として、道眞が流謫せられた時、諸般の官吏中この門に教を受けた者を放逐しやうとして、ひそかに其の調査を行つたところ、大半は菅家の教を受けたものであつたの

で、是等を悉く放逐しては國務の運用に支章を起す憂ひがあつたので遂にこの企てを實行しなかつたと云ふ事を以ても其の盛況が偲ばれる。この外に大學に於て教育が盛んに行はれたことも非常なものであつたが、大學の教育は第六章に於て述べた如く平安初期から著しく衰微を見るに至つたので、平安朝の教育は主として私塾、續いて搢頭した家學に據るものが多く、大學、私學は前期に於て重きをなし、中期以後は前者に據つたものとする事が出来る。

### 五、教育の目的

平安初期は前述の如く漢學が最も尙ばれ、我國の歴史には明るくない者も支那の歴史には通じて居ると云ふ如き情態で、特に詩文が尙ばれ、文章道に優れ、詩を賦する事に妙を得て居る者は、官に就いても昇進が早かつた程であるから自然教育もこの方面に力を傾けられたのであつた。次にその一例を擧ぐれば、

望<sub>三</sub>廻翔於蓬島<sub>二</sub>霞袂未<sub>レ</sub>逢

思<sub>三</sub>控御於茅山<sub>二</sub>霜毛徒老

と云ふ藤原雅材の聯句を賞で、村上天皇は彼を一躍藏人に拔擢したのであつた。この詩を作つた時雅材は學生であつたので、藏人に拔擢された事は甚だしい榮達と云ふ可きである。斯くの如く詩文に長せんことを希ひ、特に聯句の技術に秀で様と努力し、争つて文、選、白氏文集等が讀まれて居た。が是れは初期から中期の初頭にかけて漢學の盛大な頃であつて、其の後漢學が廢れ、貴族は詩歌管絃に逸樂を貪る様になつて男子の學問は衰へ、僅かに社交の一助として和歌を學ばんとする如き有様であつた。又漢學が廢れて來るに伴つて男子の間にも假名文字に依る國文を學ばんとするものが現はれるに至つた。紀貫之が其の著土佐日記を

女性に装つて書いた如き即ちこれで、この時代までは男子が國文學を學ぶことは一種の恥辱として居たもの如くである。それは前節に於て書いた如く、漢字を男文字、假名、女文字と稱した事に依つても推察出来る。又漢學の知識をば『さえ』又は漢才と云ひ、それを適用して物事を處理してゆく能力を『たましひ』又は和魂と云つて、男子にはこの『さえ』の多からむことを冀つたものである。源氏物語中源氏の君がその子夕霧の元服に當つて、

なほ才を本としてこそ大和魂の世に用ひらるゝ方も強う侍らめ……

と云つて居る事を以ても知ることが出来る。此處に言ふ大和魂とは、後世否現在いはるゝところの大和魂即ち忠勇義烈の精神を意味するものではなく、單に漢學の學識が高く、政治上の事等によく運用の出来ることを以て斯く云つたもので、忠勇を表徴する大和魂なるものも其の起因はこれにあるとするも、言葉の義は大いに趣を異にして居るのを忘れてはならない。大鏡卷二、時平の條に

あさましき惡事を申し行ひ給へりし罪によりこの大臣の御末はおはせぬや、さるは大和魂などは、いみじくおはしたるものを。

とて時平の罪を擧げ、『さるは大和魂などはいみじくおはしたるものを』と大和魂のあつた事を擧げて居ることに依つても窺はれる。斯様に漢才を尙び漢學の教育に重きを置いたがこれは何時しか修身齊家<sub>三</sub>主とせず、詩文の末葉に走つたのであつた。其の弊害として一種の遊技化されたので、漢學の情落も是等に依るものである。

然らば當時の貴族は如何なる目的によつて教育を受け學識を高め様として居たかと云ふに、はじめ立身出

世の糸口として大いに奨励された教育も、藤原氏が大いに威を振ひ、全くその一門によつて朝廷の主要な役を占むるに及んで、學問は立身出世の要素として行はれる傾向は少なくなつた。即ち藤原氏に屬した者は敢て苦しんで學問をするまでもなく、自づから顯官につく事が出来て居たので一種の趣味として學問を收めて居たことが窺はれ、それ等が原因となつて大學等が大いに衰微するに至つたのである。これを如實に物語るものとして、源氏の君が夕霧を大學に入れた時に次の如く云つてゐる。

高い身分の家の子と生れて官爵は心のまゝとなり、權勢も恣に振舞へると、學問に身を苦しめる事は段々と遠のいて來る様に思はれる。逸樂に耽つて居てしかも心のまゝ官位が昇ると權勢に集る世間の人々は心の中では嘲笑しながらも、追従し其の御機嫌をとる様になるので自然と人物らしく見え、ひとかど立派に見えるが、時勢が變化し頼みと思ふ人も死んで、自分の權勢が衰へ始めると、遂には人に賤まれ侮られ頼み所もない様になる。であるから學問をしておいてそれに依つて自分の才能を發揮する様に努めなければならぬ。云々

これによつて見れば學問することに依つて、榮達を計らんとしたのではなく、貴族が、顯官になつた時ひとしほ見榮へがする様に、又頼みとする有力者に死なれたりした時でも學問があれば自然人から輕んじられないであらうからと云ふ如く極めて消極的な目的のもとに教育を受けて居たものゝ如くである。

## 六、技藝の教育

以上述べ來つたところは主として漢學を基礎とする知的教育の方面であつたが、貴族階級の社交に必要な技藝に對する教育も甚だ盛んに行はれて居た。前にも述べた様に平安朝は最も優美典雅を旨とする華美な

生活が行はれて居たので、自然貴族階級に於ける社交も形式を尊重し、詩歌、管絃、書道等が一種の社交的技術として非常に尊ばれてゐた。従つて是等に熟達しやうと心掛けた事は想像以上で、知的方面には如何に優れてゐても是等に通じてゐないものは輕視される事さへ多かつた様である。その一例として、大江匡房が弱年の頃藏人として宮中の御用を務めてゐた時女房達は匡房が學識は高いが管絃に達してゐないのを知り、それを侮つて和琴を出して一曲弾じてもらひ度いと所望した。匡房は赤面しながらも施す術がなく、遂に『あふ阪の關のあなたもまだ見ねばあづまのことは知られざりけり』との和歌を詠じて其場を逃れたと云ふことである。これを以て見ても管絃の技術が如何に重んぜられて居たかと云ふ事を知り得る。

和歌も亦一種社交道具として重んぜられ、争つて歌道に優れ様として居たもので、管絃にも増して盛んに行はれたのであるが、これは和歌と教育の項に於て詳述したので再び述べない事にするが、平安朝時代の和歌が、表現形式にのみ心を傾けられ、歌に盛られた思想の内容を重んぜず、徒らに技巧に優れ様と心掛けた爲め、萬葉集の如く藝術品として高き誇りを後世に垂れる歌の出なかつた所以である。是は單に歌に限らず平安朝の文物は形式のみ尊重して内容を疎にする傾があつた爲め、すべて盛大に行はれながらも實質は伴はなかつた。

管絃、和歌等が重んぜられた様に書道も亦盛んであつた。書道を習學するに當つては六七歳の頃から假名文字を始め、これを一字一字はなして書く事を覺えたと、次には續け方を練習し次に漢字の練習をして居た様であり。練習の題材としては當時有名であつた和歌の文字や、極めて初歩の者には『あめつちの詞』等の文字を利用してゐた。あめつちの詞とは次の如き四十八字から成る一連の詞である。

あめ(天) つち(地) ほし(星) そら(空) やま(山) かは(川) みね(峰) たに(谷)